

第三者行為求償事務の手引き

令和8年6月

島根県国民健康保険団体連合会

目次

第1章 第三者行為と損害賠償請求権

1	損害賠償請求権の代位取得	1
2	代位取得の意義・要件	3
3	不法行為	4
4	損害賠償請求権の消滅	8
5	過失相殺	9

第2章 保険給付等の免責と給付制限

1	免責	11
2	給付制限	11
3	不当利得返還請求	13

第3章 損害賠償保険の解説

1	自動車損害賠償保険	14
2	その他の損害賠償保険	18

第4章 保険者等における求償事務（国保・後期高齢者医療）

1	事故の発見	20
2	事故発見後の事務処理	24
3	事務処理の留意点	24
	【参考】保険者で使用する各種様式（国保・後期高齢者医療）	29
	【参考】「交通事故に係る第三者行為による傷病届等の提出に関する覚書」	62

第5章 保険者における求償事務（介護保険）

1	事故の発見	75
2	事故発見後の事務処理	76
3	事務処理の留意点	76
4	介護保険の求償範囲	79
	【参考】保険者で使用する各種様式（介護保険）	81
	【参考】「第三者行為による保険給付と損害賠償請求権に係るQ&A」	101

第6章 国保連合会における求償事務

1	事務の概要	105
2	その他保険者支援	106
	【参考】「島根県国保連合会第三者行為損害賠償求償事務共同処理規則」	108
	【参考】国保連合会で使用する各種様式	113
	【参考】「相手方直接請求事務取扱要領」	125

第7章 第三者行為求償事務に係る債権管理

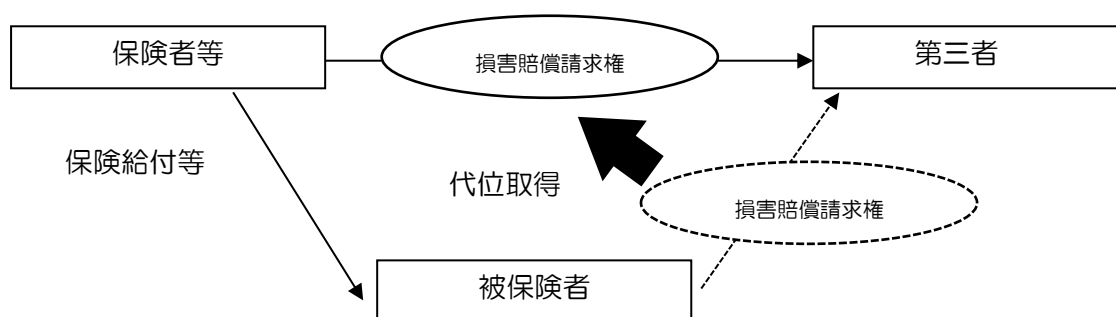
1	時効の完成猶予	144
2	強制履行	145
3	強制執行	149
4	滞納整理	151
5	不能欠損処分	153

第1章 第三者行為と損害賠償請求権

1 損害賠償請求権の代位取得

保険者等は、保険給付等の給付事由が交通事故、食中毒、傷害行為等の第三者行為によるときは、国民健康保険法等の規定に基づき、被保険者が第三者に対して有する損害賠償請求権のうち、その給付の価額の限度において損害賠償請求権を取得（代位取得）することとなる。

なお、給付事由が第三者行為によるものであるときは、各法施行規則により被保険者等に、第三者の行為による被害の届出が義務付けられている。



国民健康保険法（損害賠償請求権）

第64条 保険者は、給付事由が第三者の行為によって生じた場合において、保険給付を行ったときは、その給付の価額（当該保険給付が療養の給付であるときは、当該療養の給付に要する費用の額から当該療養の給付に関し被保険者が負担しなければならない一部負担金に相当する額を控除した額とする。次条第1項において同じ。）の限度において、被保険者が第三者に対して有する損害賠償の請求権を取得する。

2 前項の場合において、保険給付を受ける者が第三者から同一の事由について損害賠償を受けたときは、保険者は、その価額の限度において、保険給付を行う責めを免れる。

3 保険者は、第1項の規定により取得した請求権に係る損害賠償金の徴収又は収納の事務を第45条第5項に規定する国民健康保険団体連合会であつて厚生労働省令の定めるものに委託することができる。

高齢者の医療の確保に関する法律（損害賠償請求権）

第58条 後期高齢者医療広域連合は、給付事由が第三者の行為によって生じた場合において、後期高齢者医療給付（前条の第2項の規定による差額の支給を含む。以下同じ。）を行ったときは、その後期高齢者医療給付の価額（当該後期高齢者医療給付が療養の給付であるときは、当該療養の給付に要する費用の額から当該療養の給付に関し被保険者が負担しなければならない一部負担金に相当する額を控除した額。次条第1項において同じ。）の限度において、被保険者が第三者に対して有する損害賠償の請求権を取得する。

- 2 前項の場合において、後期高齢者医療給付を受けるべき者が第三者から同一の事由について損害賠償を受けたときは、後期高齢者医療広域連合は、その価額の限度において、後期高齢者医療給付を行う責めを免れる。
- 3 後期高齢者医療広域連合は、第1項の規定により取得した請求権に係る損害賠償金の徴収又は収納の事務を国民健康保険団体連合会であって厚生労働省令で定めるものに委託することができる。

介護保険法（損害賠償請求権）

- 第21条 市町村は、給付事由が第三者の行為によって生じた場合において、保険給付を行ったときは、その給付の価額の限度において、被保険者が第三者に対して有する損害賠償の請求権を取得する。
- 2 前項に規定する場合において、保険給付を受けるべき者が第三者から同一の事由について損害賠償を受けたときは、市町村は、その価額の限度において、保険給付を行う責めを免れる。
 - 3 市町村は、第1項の規定により取得した請求権に係る損害賠償金の徴収又は収納の事務を国民健康保険法第45条第5項に規定する国民健康保険団体連合会であって厚生労働省令で定めるものに委託することができる。

国民健康保険法施行規則（第三者の行為による被害の届出）

第32条の6 給付事由が第三者の行為によって生じたものであるときは、被保険者の属する世帯の世帯主又は組合員は、その事実、当該被保険者の氏名、当該被保険者が退職被保険者等である場合にあつてはその旨、第三者の氏名及び住所又は居所（氏名又は住所若しくは居所が明らかでないときは、その旨）並びに被害の状況を、直ちに、当該世帯主が住所を有する市町村又は組合に届け出なければならない。

高齢者の医療の確保に関する法律施行規則（第三者の行為による被害の届出）

- 第46条 療養の給付に係る事由又は入院時食事療養費、入院時生活療養費若しくは保険外併用療養費の支給に係る事由が第三者の行為によって生じたものであるときは、被保険者は、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した届書を、後期高齢者医療広域連合に提出しなければならない。
- 1 届出に係る事実
 - 2 第三者の氏名及び住所又は居所（氏名又は住所若しくは居所が明らかでないときは、その旨）
 - 3 被害の状況

介護保険法施行規則（第三者の行為による被害の届出）

第33条の2 介護給付、予防給付又は市町村特別給付の支給に係る事由が第三者の行為によって生じたものであるときは、第一号被保険者は、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した届書を、市町村に提出しなければならない。

- 1 届出に係る事実
- 2 第三者の氏名及び住所又は居所（氏名又は住所若しくは居所が明らかでないときは、その旨）
- 3 被害の状況

2 代位取得の意義・要件

（1）代位取得の意義

損害賠償請求権の代位取得とは、損害賠償請求権が被保険者から保険者等に移転することである。

よって、保険者等が第三者に対し、給付の価額の限度において、被保険者が第三者に対して有する損害賠償請求権を代位取得することになる。これらは、法律上当然に発生するものである。

また、この主張は何ら第三者に対する対抗要件等を必要としないとされている。

（2）代位取得の成立要件

保険者等が損害賠償請求権を取得するためには、次の3要件を満たしている必要がある。

①給付事由が第三者の不法行為によって生じたこと

損害賠償請求権が発生するためには、まず、給付事由が第三者の不法行為によって発生したものであるということが第1の要件となる（民法第709条の規定が基本である）。

②その事故に対して保険者が保険給付を行ったこと

第2の要件としては、保険者等が第三者の不法行為（事故による傷病）に対して、保険給付等を行ったことが必要である。自費で診療した場合は、当該代位取得はあり得ない。

③損害賠償請求権が現に存在していること

第3の要件は、損害賠償請求権が現に存在していることである。そのため、被保険者が保険給付等を受ける以前に、弁済、示談、和解、時効、免除などにより当事者間の損害賠償請求権が消滅している場合は、保険者等が代位取得する余地がなくなることになる。

ただし、示談等が成立していても、それ以前になされた保険給付等に係る損害賠償請

求権の代位取得については、示談等の影響を受けない。

3 不法行為

損害賠償請求権の発生根拠は、民法の規定する一般的不法行為と、民法及びその他の法律による特殊な不法行為によって生じる損害である。

(1) 一般的不法行為

故意又は過失により、他人の権利ないし利益を違法に侵害して損害を加えた者は損害賠償責任を負うこととされている。

その成立要件は以下の4つとされている。

民法（不法行為による損害賠償）

第709条 故意又は過失によって他人の権利又は法律上保護される利益を侵害した者は、これによって生じた損害を賠償する責任を負う。

①加害者の故意又は過失行為によること（故意・過失）

「故意」とは、自分の行為が他人の権利を侵害することを知りながら、その行為をする心理状態である。

「過失」とは、自分の行為によって他人の権利を侵害することを知るべき立場にありながら不注意によってそれを知り得ないでその行為をすることである。

②他人の権利（利益）を違法に侵害したこと（権利侵害ないし違法性）

法律上保護に値する他人の利益を違法に侵害したこと。ただし、正当防衛、緊急避難等の場合は、この違法性がなくなり、不法行為責任を負わないことになる。

民法（正当防衛及び緊急避難）

第720条 他人の不法行為に対し、自己又は第三者の権利又は法律上保護される利益を防衛するため、やむを得ず加害行為をした者は、損害賠償の責任を負わない。ただし、被害者から不法行為をした者に対する損害賠償の請求を妨げない。

2 前項の規定は、他人の物から生じた急迫の危難を避けるためその物を損傷した場合について準用する。

③加害者に責任能力があること（責任能力）

その行為の結果、何らかの法的な責任が生じることを認識しうるだけの判断能力をいう。責任能力のある者は賠償責任を負うことになるが、責任能力がないときは損害賠償の責任を負わないことになる。民法上、未成年者（12歳程度までの子どもと考える。）、

心神喪失者については責任能力がないとされている。

民法（未成年者の責任能力）

第712条 未成年者は、他人に損害を加えた場合において、自己の行為の責任を弁識するに足りる知能を備えていなかったときは、その行為について賠償の責任を負わない。

民法（心神喪失者の責任能力）

第713条 精神上の障害により自己の行為の責任を弁識する能力を欠く状態にある間に他人に損害を加えた者は、その賠償の責任を負わない。ただし、故意又は過失によって一時的にその状態を招いたときは、この限りでない。

④加害行為と損害の発生間に因果関係があること（損害発生の因果関係）

加害者の行為（加害行為）によって現実に損害が発生し、その加害行為と発生した損害との間に相当因果関係を有するものであること。つまりその行為がなければ、その損害が生じなかったであろうと認められ、かつ、その行為があれば、通常そのような損害が生じるであろうと認められる場合である。

（2）特殊な不法行為

不法行為の結果生じる責任は、行為者（加害者）本人が負うことが原則とされているが、行為者本人ではなく、他の者にその責任が生じる特殊な不法行為もある。

①責任無能力者の監督義務者等の責任

未成年者及び心神喪失者（責任無能力者）の不法行為については賠償責任が問われず、その無能力者を監督すべき法定の義務者（親、後見人、監督者等）が責任を負うことになる。

民法（責任無能力者の監督義務者等の責任）

第714条 前2条の規定により責任無能力者がその責任を負わない場合において、その責任無能力者を監督する法定の義務を負う者は、その責任無能力者が第三者に加えた損害を賠償する責任を負う。ただし、監督義務者がその義務を怠らなかったとき、又はその義務を怠らなくても損害が生ずべきであったときは、この限りでない。

2 監督義務者に代わって責任無能力者を監督する者も、前項の責任を負う。

②使用者の責任

ある事業のために他人を使用する者は、被用者が事業の執行について第三者に加えた損害を賠償する責任がある。

民法（使用者等の責任）

第715条 ある事業のために他人を使用する者は、被用者がその事業の執行について第三者に加えた損害を賠償する責任を負う。ただし、使用者が被用者の選任及びその事業の監督について相当の注意をしたとき、又は相当の注意をしても損害が生ずべきであったときは、この限りではない。

- 2 使用者に代わって事業を監督する者も、前項の責任を負う。
- 3 前2項の規定は、使用者又は監督者から被用者に対する求償権の行使を妨げない。

③注文者の責任

注文者は請負人が請け負った仕事について賠償責任はないが、その注文や指示について注文者に過失があれば、その賠償責任を負うことになる。

民法（注文者の責任）

第716条 注文者は、請負人がその仕事について第三者に加えた損害を賠償する責任を負わない。ただし、注文又は指図についてその注文者に過失があったときは、この限りではない。

④工作物等の占有者、所有者の責任

家屋、電柱、石垣などの土地の工作物の設置や保存に不完全な点があり、他人に損害を与えたときは、工作物等の住人や管理人（占有者）が損害賠償の責任を負うことになる。

しかし、占有者が、損害が発生しないように十分注意をしたのであれば、所有者が賠償の責任を負うことになる。

民法（土地の工作物等の占有者及び所有者の責任）

第717条 土地の工作物の設置又は保存に瑕疵があることによって他人に損害を生じたときは、その工作物の占有者は、被害者に対してその損害を賠償する責任を負う。ただし、占有者が損害の発生を防止するのに必要な注意をしたときは、所有者がその損害を賠償しなければならない。

- 2 前項の規定は、竹木の栽植又は支持に瑕疵がある場合について準用する。
- 3 前2項の場合において、損害の原因について他にその責任を負う者があるときは、占有者又は所有者は、その者に対して求償権を行使することができる。

⑤動物占有者、保管者の責任

飼育している動物が他人に損害を加えたときは、飼い主が賠償責任を負うことになる。

その動物の種類、性質によって十分注意し保管していたときは、その責任を免れる。

また、動物を預かっている者、運送する者も、他人に損害を与えた場合は同じ賠償責任を負うことになる。

民法（動物の占有者等の責任）

第718条 動物の占有者は、その動物が他人に加えた損害を賠償する責任を負う。ただし、動物の種類及び性質に従い相当の注意をもってその管理をしたときは、この限りではない。

2 占有者に代わって動物を管理する者も、前項の責任を負う。

⑥共同不法行為者の責任

数人が共同して、不法行為によって他人に損害を加えたときは、各自が連帯してその損害を賠償する責任がある（これを共同不法行為という）。

ただし、共同不法行為者のそれぞれに故意過失、責任能力、因果関係などの不法行為の成立要件が必要であり、これを欠く者は除外され、残りの者に共同不法行為が成立することになる。

民法（共同不法行為者の責任）

第719条 数人が共同の不法行為によって他人に損害を加えたときは、各自が連帯してその損害を賠償する責任を負う。共同行為者のうちいずれの者がその損害を加えたかを知らることができないときも、同様とする。

2 行為者を教唆した者及び幫助した者は、共同行為者とみなして、前項の規定を適用する。

⑦民法以外の法律による責任

- ・国・公共団体の責任（国家賠償法第1条及び第2条）

国や公共団体は、管理している建物・道路・橋梁などの施設管理に瑕疵があり、他人に損害を与えたときは賠償責任を負う。また、国または公共団体の公務員が、公務執行中に違法に他人に損害を与えたときも同じく、国または公共団体が損害賠償責任を負うこととされている。

- ・自賠法に基づく運行供用者の責任（自賠法第3条）

自賠法（自動車損害賠償保障法）は、民法の特別法として定められており、民法に優先して適用される。

同法に基づく自動車損害賠償責任保険は、自動車事故による損害賠償責任の発生を保険事故とする保険の一種である。保険加入を強制として、自動車事故が生じたときは、

加害者に代わって一定の範囲で損害賠償を行うことにより、被害者救済を図ることを目的に制度化されている。

4 損害賠償請求権の消滅

損害賠償請求権が消滅するのは、通常、示談又は裁判所の判決による賠償内容が確定した場合にその弁済が行われたときとされている。またこれ以外に、免除、時効の成立等により消滅する場合がある。

(1) 弁済による消滅

示談、調停、判決、支払い命令等の確定内容に従って、支払いの履行がされたときは債務の弁済が行われたことになる。

(2) 示談（和解）による消滅

示談とは、民事上の紛争を当事者（加害者側と被害者側）双方が話し合いによって解決することである。加害者と被害者の間で損害賠償金額について交渉した結果、一定の金額を支払う一方、これ以外の請求はしない旨をお互いに合意することである。

(3) 免除による消滅

免除とは、債権を無償で消滅させる債権者の行為である。

保険給付等が免除前であれば求償権は行使できるが、免除後の保険給付等には求償権は発生しないことになる。

民法（免除）

第519条 債権者が債務者に対して債務を免除する意思表示したときは、その債権は、消滅する。

(4) 症状固定による消滅（原則）

「症状固定」とは、「さらに治療を行ってもその治療効果が期待できない状態」をいう。固定後も症状が残存する場合は、その症状を後遺障害として評価し、その損害を賠償することになる。したがって、固定後に行われた治療は損害賠償の範囲を超えたものとして、原則は賠償義務がないものと考えられ、固定後の治療は求償権が消滅する。

(5) 時効による消滅

人の生命又は身体を害する不法行為による損害賠償請求権の時効は、民法第724条により被害者又は法定代理人が損害及び加害者を知ったときから5年間、又は不法行為のときから20年間経過した時に時効となることが規定されている。

また、自賠責保険への被害者請求の時効は、自賠法に基づき事故日から3年である。

任意保険への被害者請求は、加害者と被害者との間で、判決や和解（示談）等により損害賠償額が確定したときから5年で時効となる。

加害者本人への損害賠償請求については、民法の不法行為の一般の消滅時効の原則（民法第724条）により、被害者（法定代理人）が損害の発生したこと及び加害者を知った時から5年間権利の行使がないときに、損害賠償請求権は時効により消滅する。

民法（不法行為による損害賠償請求権の消滅時効）

第724条 不法行為による損害賠償の請求権は、次に掲げる場合には、時効によって消滅する。

- 1 被害者又はその法定代理人が損害及び加害者を知った時から三年間行使しないとき。
- 2 不法行為の時から二十年間行使しないとき。

（人の生命又は身体を害する不法行為による損害賠償請求権の消滅時効）

第724条の2 人の生命又は身体を害する不法行為による損害賠償請求権の消滅時効についての前条第一号の規定の適用については、同号中「三年間」とあるのは、「五年間」とする。

5 過失相殺

（1）過失相殺

過失相殺は、被害者に過失がある場合、その程度によって賠償額を減額することである。民法では、その決定は裁判によらなければ確定しないことを定めているが、一般的には過去の類似判例にあてはめ、当事者同士の合意の上で決められているのが通例である。

民法（過失相殺）

第722条の2 被害者に過失があったときは、裁判所は、これを考慮して、損害賠償の額を定めることができる。

（2）求償事務における過失相殺の根拠

被害者たる被保険者に過失が認められる場合の取扱いについては、「第三者行為により生じた保険事故の取扱いについて」（昭和54年4月2日保険発第24号、庁保険発第6号）により以下のとおりとされている。

- ①第三者行為により生じた保険事故につき保険者が代位取得する損害賠償請求権は、被害者の過失の有無により影響を受けるものではないが、求償額については、被害者にも明らかに過失が認められるときは、代位取得した損害賠償請求額を被害者の過失割

合に応じて減額し算定して差し支えない。

②過失割合の認定に当たっては、両当事者の主張の内容、事故発生時の状況等を総合的に勘案し、保険者において妥当な過失割合を求めること。

③過失割合は当事者の利害に影響を及ぼすものであるから、過失割合の認定の経緯等を明らかにする書類を整備しておくこと。

(3) 過失相殺率の決定

基本的な過失相殺率（基本相殺率）を決定し、具体的事故態様（修正要素）によって基本相殺率を修正していく方法で被保険者の過失の程度を認定し、過失相殺を行うものである。

実務では、交通事故の場合、「民事交通訴訟における過失相殺率の認定基準 別冊判例タイムズ38」を参照する。

第2章 保険給付等の免責と給付制限

1 免責

国民健康保険法第64条第2項（高齢者の医療の確保に関する法律第58条第2項、介護保険法第21条2項）において、保険給付等以前に被保険者等が第三者から同一の事由について損害賠償を受けた場合、保険者等は被保険者に対する保険給付等を免責されることが規定されている。（P1～2）

これは、同一の事由に対して第三者から損害賠償額の限度で既に損害の補填がなされているため、保険給付等を行うと、二重に損害を補填することになるためである。

2 給付制限

保険者等は、被保険者が一定の事由に該当した場合には、保険給付等を行わないことができる。これを給付制限といい、その態様としては、保険者等に裁量の余地のまったくない絶対的給付制限と、制限するかどうか、どの程度制限するかについて保険者等に裁量の余地が残されている相対的給付制限とがある。

なお、医療保険では絶対的給付制限と相対的給付制限があるが、介護保険は相対的給付制限の取扱いにより、保険者で判断することになる。

給付制限に該当する事案に対し、保険給付が既に行われてしまった場合は、被保険者等にその全部又は一部について不当利得として返還請求することになる。

国民健康保険法（絶対的給付制限）

第60条 被保険者が、自己の故意の犯罪行為により、又は故意に疾病にかかり、又は負傷したときは、当該疾病又は負傷に係る療養の給付等は、行わない。

国民健康保険法（相対的給付制限）

第61条 被保険者が闘争、泥酔又は著しい不行跡によって疾病にかかり、又は負傷したときは、当該疾病又は負傷に係る療養の給付等は、その全部又は一部を行わないことができる。

高齢者の医療の確保に関する法律（絶対的給付制限）

第87条 被保険者又は被保険者であつた者が、自己の故意の犯罪行為により、又は故意に疾病にかかり、若しくは負傷したときは、当該疾病又は負傷に係る療養の給付又は入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費若しくは移送費の支給（以下この款において「療養の給付等」という。）は、行わない。

高齢者の医療の確保に関する法律（相対的給付制限）

第88条 被保険者が闘争、泥酔又は著しい不行跡によって疾病にかかり、又は負傷したときは、当該疾病又は負傷に係る療養の給付等は、その全部又は一部を行わないことができる。

介護保険法（保険給付の制限）

第64条 市町村は、自己の故意の犯罪行為若しくは重大な過失により、又は正当な理由なしに介護給付等対象サービスの利用若しくは居宅介護住宅改修費若しくは介護予防住宅改修費に係る住宅改修の実施に関する指示に従わないことにより、要介護状態等若しくはその原因となった事故を生じさせ、又は要介護状態等の程度を増進させた被保険者の当該要介護状態等については、これを支給事由とする介護給付等は、その全部又は一部を行わないことができる。

（1）絶対的給付制限

絶対的給付制限事由に該当する場合には保険者等に裁量の余地はない。

しかしながら、被保険者自身の行為であるかどうかや故意の立証など、給付制限事由に該当するか否かを判断するにあたっては、現実的な対応に苦慮するものである。

結局、保険者等が自らの判断で個々の事案ごとに該当するか否かを決定せざるを得ない。

例えば、交通事故に起因する保険給付等においては、給付制限に該当すると思われる事例は、ほとんどが交通三悪（飲酒、スピード違反、無免許）によるものと思われるが、絶対的給付制限を判断するには次の要件が必要である。

- ①道路交通関係法令に違反し、かつ処罰の対象となる行為を行ったこと（起訴の有無は問わない）
- ②当該行為を行うにつき故意が認められること
- ③当該行為と交通事故との間に、相当因果関係（※）が認められること

※「相当因果関係」

ある事実とある結果との間に自然的な因果関係がある場合、われわれの経験的知識から見て、行為者が行為の当時に知り、また知ることができたであろう事実があれば、このような結果が生じると考えられる範囲について因果関係を認められることになる。

道路交通法第65条（酒気帯び運転等の禁止）の規定に違反した者で、酒に酔い（アルコールの影響により車両等の正常な運転ができないおそれがある状態にあることをいう。）、車両等を運転した者が交通事故を起こし負傷した場合、その酒に酔い運転したことと負傷したこととの間に相当因果関係が認められるときは、通常は絶対的給付制限に該当するものと思われる。

(2) 相対的給付制限

相対的給付制限について、どのような場合に相対的給付制限事由に該当するか、また、どの範囲まで給付制限を行うべきか、保険者等としては悩むところである。

結局、保険者等が自らの判断で個々の事案ごとに相対的給付制限事由に該当するか決定していくほかない。

闘争、泥酔、著しい不行跡に該当すると判断するには、その全部又は一部の給付制限を行うにふさわしい程度の反社会性を備えていることが必要である。

3 不当利得返還請求

免責あるいは給付制限に該当する事案について、既に保険給付等がなされてしまった場合の清算は、その給付によって利益を得た者（通常は被保険者等）に対して、その利得（保険給付等分）を不当な利得として返還請求し、この返還（弁済）を受けて清算することになる。

民法（不当利得の返還義務）

第703条 法律上の原因なく他人の財産又は労務によって利益を受け、そのために他人に損失を及ぼした者は、その利益の存する限度において、これを返還する義務を負う。

この不当利得返還請求権が発生するための要件は、次のとおりである。

- ・他人の財産又は労務によって利益を受けること（利得）
- ・利益を受けることによって他人に損失を及ぼすこと（損失）
- ・利得と損失の間に相当因果関係があること（因果関係）
- ・利得が法律上の原因のないものであること（法律上の原因がないこと）

以上の要件が備わるとその効果として、損失を受けた者は利益を得た者に対して、不当利得返還請求権を取得する。

第3章 損害賠償保険の解説

1 自動車損害賠償保険

第三者行為による事故のうち最も多いのは交通事故であり、そのほとんどは自動車に関係しているのが実態である。

自動車の損害賠償保険には、大別すると自動車損害賠償責任保険（共済）（以下「自賠責保険」という。）と、任意自動車保険（共済）（以下「任意保険」という。）がある。ここでは、それぞれの保険の特性等を説明する。

（1）自動車損害賠償保障法の概要

①目的

自動車損害賠償保障法（以下「自賠法」という。）は、自動車の運行によって、人の生命、身体が害された場合に損害賠償をすることにより、被害者の保護を図ることを目的とする。

②自動車損害賠償責任

自賠法（自動車損害賠償責任）

第3条 自己のために自動車を運行の用に供する者は、その運行によって他人の生命又は身体を害したときは、これによって生じた損害を賠償する責に任ずる。

自賠法では、加害者に立証責任を負わせ、被害者は事故によって損害が発生したことを立証すればよいことになっている。

③損害賠償責任の免除（自賠法第3条但し書き）

次の3条件が立証された場合には、「無責」として、保険金又は損害賠償額の支払いは免責される。

- ・自己及び運転者が自動車の運行に関し注意を怠らなかったこと
- ・被害者または運転者以外の第三者に故意又は過失があったこと
- ・自動車に構造上の欠陥又は機能の障害がなかったこと

④他人性

被害者は「他人」に該当しなければならない。「他人」とは保有者及び運転者を除く、それ以外の者である。同乗者の事故の場合には、この「他人性」の確認が必須事項となる。

（2）自賠責保険

自賠責保険は、自賠法に基づき、自動車の運行による人身事故の被害者の救済を目的と

して設けられた強制保険であるため、その仕組みは被害者保護の観点から保障制度的な要素が強い。また、多くの請求を迅速かつ公平に処理する必要性から、国土交通大臣及び内閣総理大臣により定められた支払基準により、多くの部分が定型・定額化されている。

①自賠責保険の特色

- ・自動車の運行によって他人を死傷させた場合の人身事故による損害について支払われる保険（共済）であり、物損は対象にならない。
- ・被害者1名ごとに支払限度額が定められている。
- ・被害者は、加害者の加入している保険会社等に、直接請求することができる。
- ・当座の出費にあてるため、被害者に対する仮渡金の制度がある。

②自賠責保険の請求方法

加害者請求	自賠法第15条	被害者に対する損害賠償額について、加害者が支払いをした額の限度において、保険会社等に対して保険金等の支払い請求ができる（医療機関等や保険者などに直接支払った場合も含む）。
被害者請求	自賠法第16条	加害者請求が原則であるが、自賠法の被害者保護の趣旨から、被害者が直接損害賠償を保険会社等に対して請求することができる（被害者が請求する場合は保険金といわず、「損害賠償額」という）。
保険者等からの求償		被害者に保険給付等が行われていれば、保険者等は給付の価額の限度において、当該被保険者が第三者に対して有する損害賠償請求権を代位取得しているため、被害者の直接請求権と同様に自賠責保険に対して直接請求ができる。
仮渡金の請求	自賠法第17条	被害者が当座の出費にあてるため、損害賠償額の一部を「仮渡金」として請求することができる。加害者からの請求はできない。 <ul style="list-style-type: none"> ・死亡の場合 290万円 ・傷害の場合 その程度に応じて40万円、20万円、5万円の3段階

③各請求が競合した場合の取り扱い（各請求の合算額が保険金額を超えた場合）

- ・加害者請求と被害者請求又は保険者等の求償が同時に行われた場合は、加害者請求が優先される。
- ・被害者請求と保険者等の求償が同時に行われた場合は、最高裁判決（平成20年2月

19日)により、被害者請求が優先される。

④減額

民法上の厳格な過失相殺は適用されず、被害者に重大な過失があった場合に限って、以下の減額が適用される（重大な過失とは、被害者の過失相殺率が70%以上の場合を目安としている）。

- ・後遺障害、死亡 20%、30%、50%
- ・傷害の場合 20%

(参考) 受傷と死亡又は後遺障害との間の因果関係の有無の判断が困難な場合

- ・50%減額

⑤時効の成立（請求できる期限）

- ・加害者請求の場合（保険法第95条）

被害者や医療機関などに損害賠償金を支払ってから3年以内。分割して個々に支払ったときは、それぞれ支払ってから3年以内。

- ・被害者請求の場合（自賠法第19条）

事故が起こってから3年以内（死亡の場合は死亡してから、後遺障害の場合は後遺障害の症状が固定してからそれぞれ3年以内）。

- ・保険者等（国保連合会）

被害者と同様、事故が起こってから3年以内。

時効が間近になった場合には時効の完成猶予・更新の手続きを行い、請求権確保の措置をとる必要がある。

⑥限度額

自動車損害賠償保障法施行令により、被害者1名についての限度額は次のとおりである。

事故の種類	限度額
傷害事故	120万円
後遺障害を残した事故	
神経系統の機能または精神・胸腹部臓器に著しい障害を残し、常時または随時介護を要する後遺障害	4000万円（第1級） 3000万円（第2級）
上記以外の後遺障害	3000万円（第1級） ～75万円（第14級）
死亡事故	3000万円

(3) 政府の保障事業

ひき逃げされた場合や無保険（共済）車又は盗難車による自動車事故で負傷又は死亡した被害者は、自賠責保険では救済されない。このような被害者で、加害者側から賠償を受けられない場合などには、政府の保障事業に請求することができる。

政府の保障事業は、国（国土交通省）が加害者にかわって被害者が受けた損害をてん補する制度である。支払限度額は自賠責保険と同じであるが、次の点が異なる。

- ・ 請求できるのは被害者のみ。
- ・ 被害者に支払った金額は、政府が加害者に求償する。
- ・ 健康保険、労災保険などの社会保険による給付があれば、その金額は差し引かれる。（保障請求権であり、損害賠償請求権ではないため。）

(4) 任意保険

自賠責保険は人身事故のみを対象としており、法定の限度額がある。この限度額を超える損害や、自賠法の対象とならない物的損害、加害者側の損害などを幅広くてん補するのが任意保険であり、自賠責保険の上積みの性格を有している保険である。

①対人賠償保険

- ・ 保険金の支払い

損害額が自賠責保険の支払限度額を超える場合、対人賠償保険の保険金が支払われる。

- ・ 親族間事故

自賠責保険では原則として、支払いの対象としているが、対人賠償保険においては対象とならない場合がある。

- ・ 免責事由

保険会社等（共済連等を含む。以下同じ。）の自動車約款により、故意又は天災等、免責事由を設けている。

- ・ 過失相殺

自賠責保険は被害者の重大な過失による減額に限定されているが、対人賠償保険は、事故の態様に応じた厳密な過失相殺を適用している。

②対人賠償保険の請求

加害者請求を原則としているが、被害者から直接請求できる制度もある。

③一括払制度

加害者が自賠責保険の他に任意保険（対人賠償保険）にも加入している場合に、自賠責保険と任意保険それぞれに対し、別々に請求手続きをするといった煩わしさを排除し、手続きの軽減と支払の迅速化を図ったものである。

任意一括払いにおける求償の請求書類は、先に自賠責保険会社等へ提出する必要はなく、一括払い保険会社等へ提出することになる。

④その他の任意保険

対人賠償保険の他に対物賠償保険、自損事故保険、無保険車傷害保険、搭乗者傷害保険、車両保険、人身傷害補償保険などがある。

これらの保険の中で、求償事務に影響を及ぼすものが、人身傷害補償保険である。

人身傷害補償保険は、契約者が自動車事故によって死亡又は傷害を被った場合に、契約者の過失の度合いにかかわらず、契約金額の範囲内で保険金を支払い、保険会社等が加害者の自賠責保険会社等に請求（被害者代位請求）できる保険である。

<人身傷害補償保険の特徴>

- ・契約者（その家族も含む。）が契約自動車に搭乗中はもちろん、他車に搭乗中、又は歩行中の事故等も対象となる。
- ・契約者側の過失割合には関係なく、過失が100%となる事故（追突、信号無視、センターラインオーバー等）においても、契約者の総損害額全額に対して契約金額範囲内で保険金が支払われる。
- ・通常の任意保険対人賠償ではなく、契約者等に対する「傷害保険」的性格の保険であることから、求償の対象とはならない。

2 その他の損害賠償保険

自動車事故以外について、例えば自転車による交通事故に係る補償や飼い犬の咬傷事故などは個人賠償責任保険で補償される場合もある。各保険の種類と補償範囲等を以下にまとめたので参考にしていきたい。

損害賠償保険等の種類	補償の対象となる事故（例）	求償する場合の留意点
個人賠償責任保険	<ul style="list-style-type: none"> ・自転車による交通事故 ・飼い犬の咬傷事故 ・通行人同士の衝突事故 ・鉢植等の落下事故 ・その他日常生活に起因する事故 	<ul style="list-style-type: none"> ・種々の損害保険に付帯されている場合が多いので確認が必要（自動車保険・火災保険等に付帯、学校で生徒を対象に契約、マンション居住者を対象に契約 等）
施設賠償責任保険	<ul style="list-style-type: none"> ・店舗内での負傷等 	<ul style="list-style-type: none"> ・示談代行を行わない契約が多い
請負業者賠償責任保険	<ul style="list-style-type: none"> ・工事現場で段差につまずき負傷 	<ul style="list-style-type: none"> ・示談代行を行わない契約が多い

生産物賠償責任保険	<ul style="list-style-type: none"> ・食中毒 ・化粧品による火傷 ・商品・製品の欠陥による負傷 	<ul style="list-style-type: none"> ・示談代行を行わない契約が多い ・相手の過失を立証する必要がある
海外旅行保険	海外旅行中に他人に損害を与えた場合	—
船舶保険	船舶に起因し他人に損害を与えた場合	—

第4章 保険者等における求償事務（国保・後期高齢者医療）

1 事故の発見

求償事務を行う上で前提条件となるのが、事故の発見であり、その方法としては次のようなものがある。

（1）被保険者からの届出

給付事由が第三者行為により生じた場合には、被保険者（被害者）の氏名、事故状況、第三者（加害者）の氏名等を保険者等に届け出ることが、国民健康保険法施行規則第32条の6、高齢者の医療の確保に関する法律施行規則第46条（P2）により義務付けられている。

しかし、現状は、この届出が徹底されていないため、保険者等はホームページ、広報紙等で届出義務の周知徹底を図ることが必要である。

<届出義務者>

国保：被保険者の属する世帯の世帯主又は組合員

後期：被保険者

（2）保険者等による発見

①レセプトの傷病名からの発見

レセプト点検を行う際に、疑義レセプトを抽出し、当該被保険者の世帯主等に負傷（傷病）の原因を照会し、負傷の事由が第三者行為による場合は「第三者行為による傷病届」の提出を求める。

②保険医療機関等からの通報による発見

被保険者が交通事故等、第三者行為による傷病で受診した場合は、県内保険医療機関等の協力により窓口に配備している傷病届ハガキ「交通事故等による傷病届」によって届け出るよう助言をお願いするとともに、保険医療機関等自ら保険者等に通報してもらうよう、協力依頼する。

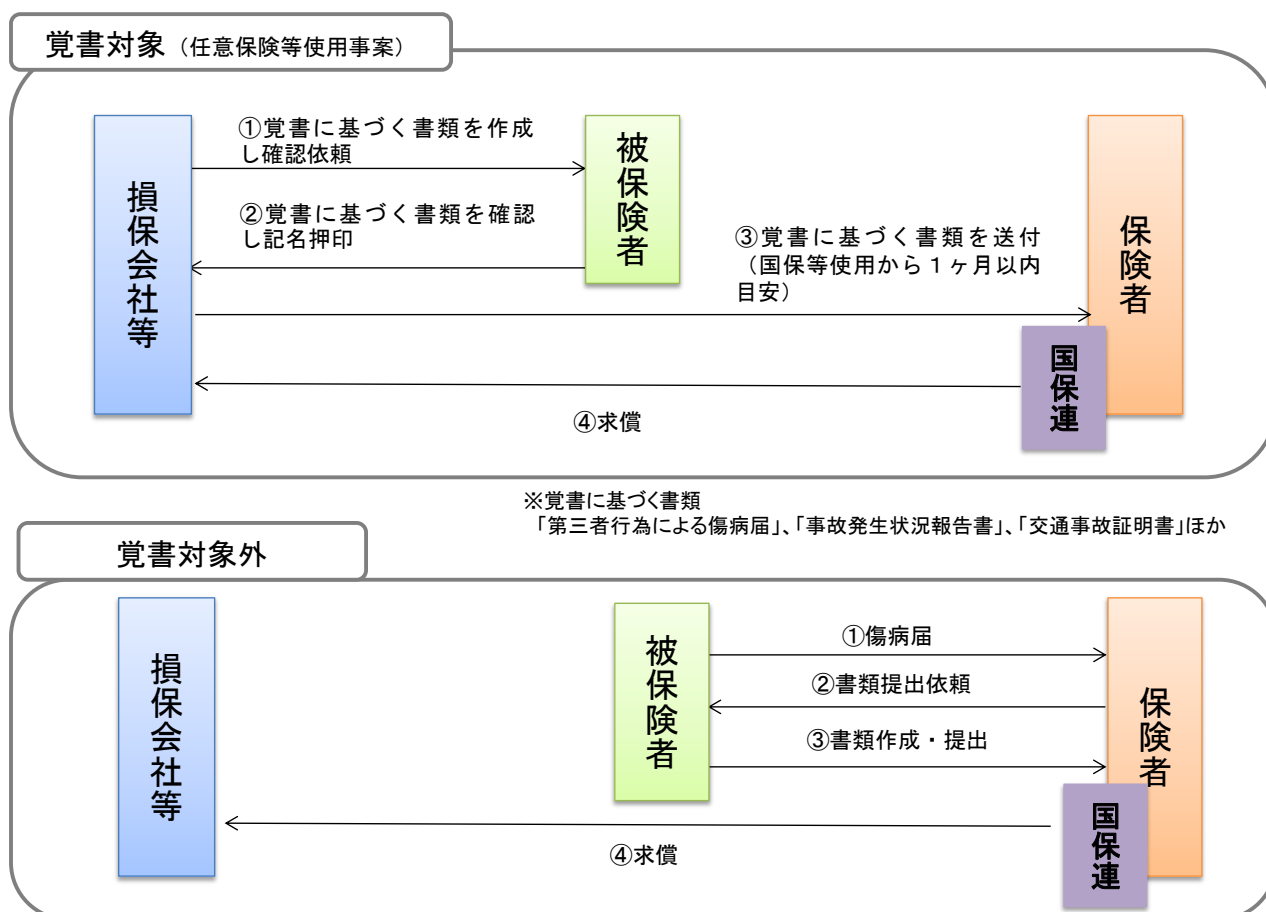
③関係機関との連携による発見

消防や地域包括支援センター、警察、保健所、消費生活センター等の関係機関から第三者行為による傷病発見の手がかりとなる情報提供を受ける体制を構築する。

④損害保険会社等との連携による発見（交通事故）

自動車による交通事故について、相手方または被保険者が任意保険等に加入している

場合、国保連合会と一般財団法人日本損害保険協会等が締結した「交通事故に係る第三者行為による傷病届等の提出に関する覚書」(P 6 2)に基づき、損害保険会社等から傷病届等の作成・提出の支援を受けられる体制が整備されている(平成28年4月1日以降の事故が対象)。



⑤その他

テレビ、ラジオ、新聞等の報道及び住民からの情報提供(口コミ)等により発見に努める。

(3) 国保連合会からの資料提供

保険者等における事故の発見の一助となるよう、以下の資料を提供している。当該被保険者に負傷原因を確認し届出を促すなど、事務に活用いただきたい。

①第三者行為求償対象候補一覧表

特記事項に「10第三」の記載があるレセプトを抽出し、「第三者行為求償対象候補一覧表」として国保保険者へ提供する。調査結果を本会にご報告いただきたい。

目隠しシール貼付部分

**下記【個人情報の取扱いについて】をお読みになり、
次の記入要領に従ってご記入ください。**


- ① あなたが使用された保険の種類を○で囲んでください。
- ② マイナポータルや資格確認書等を確認してご記入ください。
- ③ あなたの住所、氏名、生年月日をご記入ください。
- ④ 相手方の住所、氏名をご記入ください。
- ⑤ 事故発生年月日、事故発生場所をご記入ください。
- ⑥ 最初に治療を受けられた医療機関名をご記入ください。
- ⑦ 国民健康保険の場合は「世帯主」の方、
後期高齢者医療制度の場合は「被保険者」の方がご記入ください。
※記入できない場合は、代理の方がご記入ください。

きりとり線

ありがとうございました。
シールを 内に貼り、ご投函ください。

【個人情報の取扱いについて】
ご提供いただく個人情報は、第三者行為求償事務処理に利用し、それ以外の目的で利用、提供はいたしません。個人情報の記入は任意ですが、記入いただけない場合、適切な事務処理ができないことがあります。個人情報の開示・訂正等をご希望される場合、以下のお問い合わせ窓口までご連絡ください。なお、個人情報の管理責任は、個人情報保護管理者（電話：0852-21-2113）が有します。

（お問い合わせ窓口）
〒690-0825 島根県松江市学園一丁目7番14号
島根県国民健康保険団体連合会 事業課
電話：0852-21-2176



① **交通事故等による傷病届** 国保 後期高齢者

② 保険者番号か保険者名

③ 被保険者番号

被 保 険 者	〒 -	市	町
	住 所	郡	村
	(ひりがな)		
	氏 名		
	生 年 月 日	年	月 日

④ 相手方

相 手 方	〒 -	市	町
	住 所	郡	村
	(ひりがな)		
	氏 名		
	事 故 発 生 年 月 日	年	月 日

⑤ 事故発生年月日

⑥ 事故発生場所

市	町
郡	村

⑦ 最初に治療を受けた医療機関名

個人情報取扱いに同意し、上記の通り届出ます。

年 月 日

〒 -

住 所

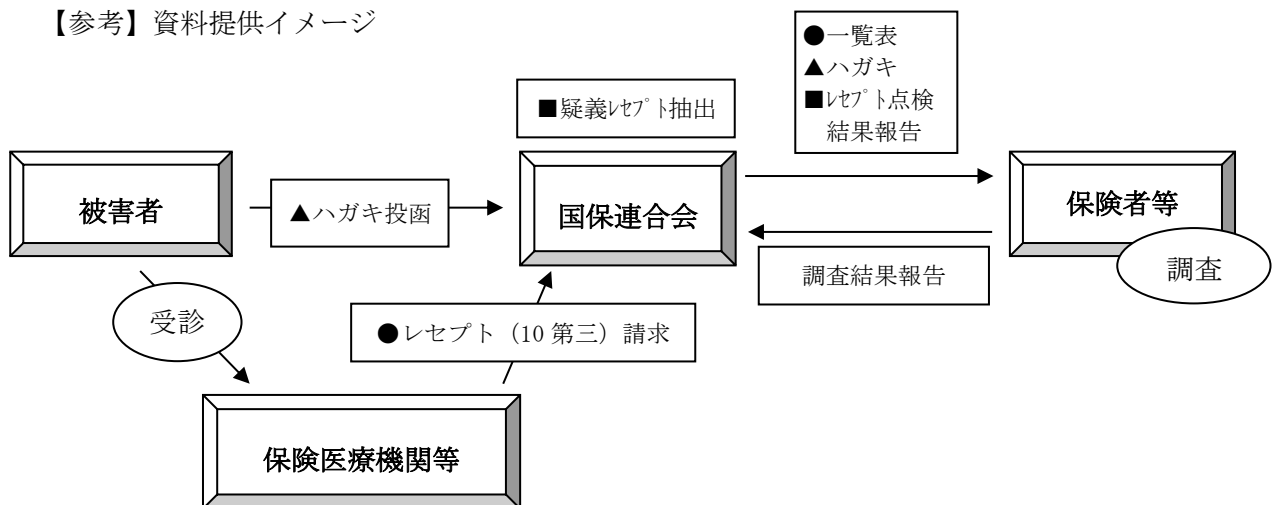
氏 名

電話番号

③ 第三者行為疑義レセプト情報

国保連合会で実施しているレセプト点検共同事業の一環として、傷病名・治療内容から第三者行為の疑いがあるレセプト（特記事項に「10第三」の記載のないもの）を抽出し、レセプト点検の結果報告時に事業委託保険者に提供する。調査結果を本会にご報告いただきたい。

【参考】資料提供イメージ



2 事故発見後の事務処理

(1) 傷病届の調査確認

速やかに傷病届の提出を求める。なお、記載事項中、不明の箇所があっても空欄のまま提出を求め、その後判明したときに速やかに連絡するよう指導し、補筆を行い整備する。

(2) 事故状況の確認調査

傷病届、事故発生状況報告書などに基づくとともに、必要に応じ、被保険者、相手方、保険会社等の担当者から事情聴取をし、事故状況を的確に把握する。

(3) 保険給付等の可否、通知及び利用目的の同意

被保険者等から「第三者行為傷病届」等書類が提出された場合は、被保険者の過失責任等を総合的に判断し、保険給付等の可否を決定する。保険給付等を決定したときは、必要に応じ、相手方（使用者、保有者を含む）、被保険者に対し損害賠償請求権を保険者等が代位取得する旨を通知する（「交通事故に係る第三者行為による傷病届等の提出に関する覚書」対象事案は不要）。

また、保険者等が損害賠償金の請求上必要とする範囲で、この事故に係る診療報酬明細書等の写し及び提出された書類の写し等を保険会社等へ提供することについて、同意を求めておくことが必要である。

3 事務処理の留意点

(1) 窓口事務の留意点

事故発見後の窓口事務は、今後の求償事務をスムーズに行うための重要なポイントとなるので慎重に行うことが肝要である。事故直後、当事者は動揺していることが多く、感情的になっているため、相手の立場を考慮しながら丁寧かつ的確に対応することが求められる。こうした配慮の上、次の事項について聞き取りを行う。

- ①事故形態の正確な把握
- ②過失の有無、内容及び程度
- ③相手方の任意保険の契約内容及び請求支払状況
- ④被保険者の人身傷害補償保険加入の有無（交通事故の場合）
- ⑤自賠責保険への請求、支払状況（交通事故の場合）
- ⑥介護保険の使用の有無

被保険者が、第三者行為により介護給付を受けている場合は、介護保険に係る傷病届の提出を促すこと（第5章 保険者における求償事務（介護保険）参照）。

なお、交通事故の場合で、相手方または被保険者が任意保険等（対人賠償保険、人身傷

害補償保険) に加入していれば、「交通事故に係る第三者行為による傷病届等の提出に関する覚書」の対象事案となる。その際は保険会社へ傷病届の作成・提出を依頼する。

(2) 当事者への趣旨説明

医療保険の概念と国民健康保険法第64条（高齢者の医療の確保に関する法律第58条）の趣旨の十分な理解に努める。

保険給付等が受けられることは、被保険者及び相手方の生活の困窮を救う手段であり、これは本来、相手方が負担すべきもので、医療保険が立て替えた分は、後日相手方から返還してもらう必要があることを、当事者に十分説明する。

(3) 書類の提出

①損害保険関係団体との覚書対象事案

交通事故の場合で、加害者または被保険者が任意保険等（対人賠償保険、人身傷害補償保険）に加入していれば、「交通事故に係る第三者行為による傷病届等の提出に関する覚書」の対象事案となり、以下の書類が保険会社から提出される。

・ 第三者行為による傷病届 (P 70)

・ 事故発生状況報告書 (P 71)

・ 同意書 (P 72)

・ 交通事故証明書（必要に応じ「人身事故証明書入手不能理由書」）

②上記①以外の事案

当事者が提出する書類について十分説明し、理解を促すとともに、作成にあたって次の点に留意すること。

○被保険者からの提出書類

・ 第三者行為による傷病届 (P 32)

・ 事故発生状況報告書 (P 33)

この報告書は、過失相殺率を決定する場合の重要書類なのでできるだけ詳細に記載するよう指導する。

例) 交通事故の場合

道路状況：信号、標識、速度、幹線道路、商店街

事故状況：道路幅員（中央線の有無）、周囲の状況

・ 交通事故証明書（交通事故の場合のみ）

自賠責保険へ請求をする場合の必要書類であり、原則として原本の提出を求める。

ただし、保険者等において原本証明がされていれば、写しでの提出も可能である。警察に未届けの場合や同乗者等で事故証明書に被保険者名の記載がない場合、事故証明書が物件事故扱いの場合には、「人身事故証明書入手不能理由書」の提出を求める。なお、当該理由書には加害者の署名捺印が必要となる。

・念書 (P 34、35)

保険者等の代位取得に係る債権を確保するため、被保険者側が誓約するものである。誓約者に念書の趣旨を十分説明し、確認のため一部写しを誓約者に渡す。

被保険者が未成年者及び心神喪失者の場合は、監督義務者及び監督者から提出を求める。

○相手方からの提出書類

・誓約書 (P 42、43)

念書と同様、保険者等の代位取得について債権を確保するため、相手方に誓約を求めるものであり、誓約者に誓約書の趣旨を十分説明し、確認のため一部写しを誓約者に渡す。

自賠償保険の限度額を既に当事者が受領している場合は、誓約書中の「3」を抹消し、また、被保険者にも過失が相当認められ、相手方がこのことを主張した場合には、「1」の文中に「過失相殺後の損害賠償金額を保険者に支払いすること」と補筆する等、相手方から提出を求める手段を適宜講ずる。

なお、相手方の賠償能力に問題がある場合は、生計を共にしない者1名を保証人としてたてること。また、相手方が未成年者の場合は、監督義務者を誓約者とし、被用者の場合は、被用者本人が誓約者で使用者を保証人とする。

(4) 示談

被保険者に対して、示談の締結にあたって、次の事項を徹底する。

- ①安易な示談及び権利放棄をしないこと。
- ②示談の際は、必ず書面にした示談書を取り交わすこと。
- ③事故原因の実態、相手方と被保険者の過失割合等により損害賠償額が決定されることになるので、この示談内容が有力な根拠となること。
- ④示談を行う場合には、事前に保険者等に連絡すること。
- ⑤治療継続中の場合は、示談条項に「示談後の給付分についても相手方が保険者等に賠償する」等の但書きを入れること。

(5) 国保連合会への委任

保険給付等を決定したときは、「損害賠償請求事務委託書」に関係書類を添付し提出する。

添付書類は、次のとおりであるが、被保険者に重過失があり相手方から誓約書の提出が困難な場合等のように、必ずしも全てを必要とするものではないため、事故形態等に応じて使いわけること。

①損害保険関係団体との覚書対象事案

- ・「委任状」
- ・「第三者行為による傷病届」(写)
- ・「事故発生状況報告書」
- ・「同意書」
- ・「交通事故証明書」(必要に応じ「交通事故証明書入手不能理由書」)
- ・「診療報酬明細書等」(写)

②上記①以外の事案

- ・「委任状」
- ・「第三者行為による傷病届」(写)
- ・「事故発生状況報告書」
- ・「念書」
- ・「誓約書」
- ・「交通事故証明書」(必要に応じ「人身事故証明書入手不能理由書」)【交通事故の場合】
- ・「第三者傷害基本調査書」【交通事故の場合】
- ・「診療報酬明細書等」(写)
- ・その他参考となる書類(新聞記事等)

(6) 委任後の事務処理

国保連合会から「損害賠償求償事務完了通知書」又は「損害賠償求償事務委任解除通知書」が到着するまで事案管理する。

- ①毎月、被保険者に係る給付状況を調査し、対象レセプト等(写)を国保連合会へ送付する。
- ②国保連合会から被保険者の治療状況等の照会があったときは、速やかに確認し回答する。
- ③相手方本人との折衝・交渉等、国保連合会からの協力依頼に対応する。
- ④「自賠償保険金等の通知について」が国保連合会から通知された際には、入金手続き等の処理を行う。

(7) 委任解除事案への対応

国保連合会において止むを得ず求償不能又は裁判等最終手段によらなければならなくなったときは、事務の委任が解除される。保険者は必要に応じ、債権保全のための時効の完

成猶予・更新や、債権回収のための債務名義の取得・強制執行等の法手続きをとることとなる。(詳細は第7章)

【参考】 保険者で使用する各種様式（国保・後期高齢者医療）

制度区分	様式名	頁
国保	国民健康保険の保険給付に対する傷病届の提出について（通知）	30
後期	後期高齢者医療の医療給付に対する傷病届の提出について（通知）	31
共通	第三者行為による傷病届	32
共通	事故発生状況報告書	33
国保	念書	34
後期	念書	35
国保	第三者行為による傷病届の処理について（伺）	36
後期	第三者行為による傷病届の処理について（伺）	37
国保	第三者行為による傷病につき保険給付をした場合の損害賠償請求権の代位取得について（通知）	38
後期	第三者行為による傷病につき医療給付をした場合の損害賠償請求権の代位取得について（通知）	39
国保	第三者行為による傷病につき保険給付をした場合の損害賠償請求権の代位取得について（通知）	40
後期	第三者行為による傷病につき医療給付をした場合の損害賠償請求権の代位取得について（通知）	41
国保	誓約書	42
後期	誓約書	43
共通	人身事故証明書入手不能理由書	44
共通	第三者傷害基本調査書（自動車事故）	46
国保	国民健康保険法の規定による給付制限について（通知）	47
後期	高齢者の医療の確保に関する法律の規定による給付制限について（通知）	48
国保	国民健康保険法の給付制限に係る返還金について（通知）	49
後期	高齢者の医療の確保に関する法律の給付制限に係る返還金について（通知）	50
国保	第三者行為による傷病（負傷）にかかる保険給付の免責について（通知）	51
後期	第三者行為による傷病（負傷）にかかる医療給付の免責について（通知）	52
国保	第三者行為による不当（不正）利得金の返還について（通知）	53
後期	第三者行為による不当（不正）利得金の返還について（通知）	54
国保	国民健康保険法による損害賠償請求について	55
後期	高齢者の医療の確保に関する法律による損害賠償請求について	56
国保	分割納付誓約書	57
後期	分割納付誓約書	58
共通	損害賠償請求事務委託書	59
国保	委任状（様式第1号）	60
後期	委任状（様式第1号の2）	61

（注） 共通：国保・後期共通

第 年 月 日 号

様

保 險 者 名 :

保 險 者 代 表 者 名 :

印

国民健康保険の保険給付に対する傷病届の提出について（通知）

あなたの世帯の さんは、 のため、 年 月 日から
で診療等を受けていますが、その負傷（傷病）の原因が第三者の行為によ
るときは、当保険者に届出をすることになっております。

つきましては、同封いたしました傷病届を 月 日までに提出してください。

なお、提出期日までに届出、又は何等の連絡もないときは、不利益な取扱いを受けるこ
とがありますからご注意ください。

注1. 交通事故の場合は、次の書類を添付してください。

①交通事故証明書

②事故発生状況報告書

③念 書

④示談書の写し（示談が成立している場合のみ。）

2. この届書の内容で提出のときまでに分からないことがあれば一旦空白のまま提出し、
判明次第連絡してください。

3. 添付書類についても、すぐにそろわないものはあとで提出してください。

4. 詳しいことは、下記へお尋ねください。

5. 負傷（傷病）が第三者行為でない（相手がいらない）場合には、その原因、状況等
をご連絡くださるようお願いいたします。

連絡先	課	係	担当者（	）	電話
-----	---	---	------	---	----

第 号
年 月 日

様

保 険 者 名 :

保険者代表者名 :

印

後期高齢者医療の医療給付に対する傷病届の提出について（通知）

あなたは、 のため、 年 月 日から
で診療等を受けていますが、その負傷（傷病）の原因が第三者の行為によるときは、当保
険者に届出をすることになっております。

つきましては、同封いたしました傷病届を 月 日までに提出してください。

なお、提出期日までに届出、又は何等の連絡もないときは、不利益な取扱いを受けるこ
とがありますのでご注意ください。

注1. 交通事故の場合は、次の書類を添付してください。

①交通事故証明書

②事故発生状況報告書

③念 書

④示談書の写し（示談が成立している場合のみ。）

2. この届書の内容で提出のときまでに分からないことがあれば一旦空白のまま提出し、
判明次第連絡してください。

3. 添付書類についても、すぐにそろわないものはあとで提出してください。

4. 詳しいことは、下記へお尋ねください。

5. 負傷（傷病）が第三者行為でない（相手がいらない）場合には、その原因、状況等
をご連絡くださるようお願いいたします。

連絡先	課	係 担当者（	） 電話
-----	---	--------	------

第三者行為による傷病届

被保険者	被保険者証の記号番号等	氏名	年 月 日生	保険制度	<input type="checkbox"/> 国民健康保険 <input type="checkbox"/> 介護保険 <input type="checkbox"/> 後期高齢者医療	
事故の状況	発生日時 年 月 日 午前 午後 時 分頃					
	発生場所					
	事故原因及び状況					
診療関係	傷病名及び傷病の程度			初診	年 月 日	
				治ゆまでの見込み	入院 日 通院 日 費用 円	
	保険医療機関等	住所		名称	電話()	
		住所		名称	電話()	
相手方に関する事項	本人	住所		氏名	年 月 日生 電話()	
	使用者	住所		名称	代表者 電話()	
	自賠責保険	保険会社等	名称		電話()	
		保険契約者	住所		氏名	
		保有者	住所		氏名	
		運転者	住所		氏名	
	保険証明書の番号			保険期間	年 月 日 年 月 日	
	車種		登録番号	車台番号		
	任意保険	保険会社等	名称		電話()	
		保険契約者	住所		氏名	
		保有者	住所		氏名	
		保険証券の番号			保険期間	年 月 日 年 月 日
示談等の交渉状況						
被保険者の人身傷害補償保険について	<input type="radio"/> 有	契約保険会社名	担当者名			
	<input type="radio"/> 無		電話()			

上記のとおりお届けします。

年 月 日

住所
氏名





保険者名:
保険者代表者名:

様

事故発生状況報告書

別紙交通事故証明書に補足して下記のとおり報告いたします。

甲 (相手方)	氏名		乙 (被保険者)	氏名		運転 同乗(甲車・甲車以外の車) 歩行 その他
速度	甲車	Km/h(制限速度)		Km/h) 甲車以外の車	Km/h(制限速度)	Km/h)
道路状況	見通し	<input type="radio"/> 良い <input type="radio"/> 悪い	道路幅	甲車側(m) 甲車以外の車側(m)		
信号又は標識	信号	<input type="radio"/> 有 <input type="radio"/> 無	一時停止標識	<input type="radio"/> 有 <input type="radio"/> 無	その他標識	
事故発生状況を図示してください	事故発生状況略図(道路幅をmで記入してください)					
	甲 車  甲車以外の車  進行方向  信 号  一時停止  一方通行  人  自転車  オートバイ 					
上記図の説明を書いてください						

年 月 日

甲との関係 ()

乙との関係 ()

氏 名



電 話

念 書

年 月 日 (場所)において (相手方)
の不法行為により (私)の被った保険事故について、国民健康
保険法による保険給付を受けた場合は、私が相手方に対して有する損害賠償請
求権を国民健康保険法第64条第1項の規定によって保険者が給付の価額の限度
において取得、行使し、かつ賠償金を受領することに異議のないことをここに
書面をもって申し立てます。

なお、併せて次の1から3については遵守することを誓約し、4から7につ
いては同意します。

- 1 相手方と示談を行おうとする場合は、必ず前もって保険者にその内容を申
し出ること。
- 2 相手方に白紙委任状を渡さないこと。
- 3 相手方から金品を受けたときは受領年月日、内容、金額(評価額)をもれ
なく、かつ遅滞なく保険者に届け出ること。
- 4 保険者またはその委託するものが、私が受診した保険医療機関等から、診
療状況等の情報の提供を受けること。
- 5 保険者またはその委託するものが、損害保険会社等から、事故態様、私が
受領した金額・内訳(その見込みを含む。)、その他必要な情報の提供を受け
ること、また損害賠償請求を行うにあたって、必要な資料(保険給付額の算
出基礎となる資料等)を損害保険会社等へ提供すること。
- 6 この念書をもって5項に掲げる事項に対応する損害保険会社等への同意を
含むこと。
- 7 この念書を損害保険会社等へ提示すること。

年 月 日

住 所
氏 名

印

保 険 者 :

保険者代表者 : 様

念 書

年 月 日 (場所)において (相手方)
の不法行為により (私)の被った保険事故について、高齢者の医療の確保に関する法律による医療給付を受けた場合は、私が相手方に対して有する損害賠償請求権を高齢者の医療の確保に関する法律第58条第1項の規定によって保険者が給付の価額の限度において取得、行使し、かつ賠償金を受領することに異議のないことをここに書面をもって申し立てます。

なお、併せて次の1から3については遵守することを誓約し、4から7については同意します。

- 1 相手方と示談を行おうとする場合は、必ず前もって保険者にその内容を申し出ること。
- 2 相手方に白紙委任状を渡さないこと。
- 3 相手方から金品を受けたときは受領年月日、内容、金額(評価額)をもなく、かつ遅滞なく保険者に届け出ること。
- 4 保険者またはその委託するものが、私が受診した保険医療機関等から、診療状況等の情報の提供を受けること。
- 5 保険者またはその委託するものが、損害保険会社等から、事故態様、私が受領した金額・内訳(その見込みを含む。)、その他必要な情報の提供を受けること、また損害賠償請求を行うにあたって、必要な資料(医療給付額の算出基礎となる資料等)を損害保険会社等へ提供すること。
- 6 この念書をもって5項に掲げる事項に対応する損害保険会社等への同意を含むこと。
- 7 この念書を損害保険会社等へ提示すること。

年 月 日

住 所
氏 名

印

保 険 者 :

保険者代表者 :

様

				係	届受理	年	月	日
					起案	年	月	日
					決裁	年	月	日
					完結	年	月	日

第三者行為による傷病届の処理について（伺）

第三者行為による傷病届が別紙のとおり提出されたので、調査検討の結果、次により処理してよろしいかお伺いします。

調査年月日	年	月	日	調査担当者 職氏名			
調査結果特記すべき事項							
過失の程度	1 大部分が第三者の過失	2 相互過失	3 第三者無過失	4 大部分が被保険者の過失	5 被保険者無過失		
処理方法	<p>1. 自費診療を希望したため給付を行わない。 2. 法第 60 条に該当するため給付を行わない。 3. 法第 61 条に該当するため（全部・一部）給付を行わない。 4. 次の理由のため保険給付を行う。 ①損害賠償義務免除 ②被害者の過失責任 ③加害者不明 ④無保険車 5. 示談又は損害賠償履行遅延のためとりあえず保険給付を行い、損害賠償請求権を代位取得する。 6. 医療費が損害賠償額を超えるため当該超過額について保険給付を行う。 7. 法第 64 条第 2 項の保険給付免責対象であるが、既に保険給付済みであるので、免責対象分について被保険者あて求償する。 8. 業務上の傷病で労働基準法の規定により使用主の療養補償責任となるので、法第 56 条の他法との調整規定により被保険者あて求償する。</p>						
処理欄	通知先	加害者	被害者	保険会社			
	通知年月日						
<p>・通知は所定の各様式による。 ・記載にあたっては該当欄を○印で囲むこと。</p>							

				係	届 受 理	年	月	日
					起 案	年	月	日
					決 裁	年	月	日
					完 結	年	月	日

第三者行為による傷病届の処理について（伺）

第三者行為による傷病届が別紙のとおり提出されたので、調査検討の結果、次により処理してよろしいかお伺いします。

調査年月日	年	月	日	調査担当者 職氏名			
調査結果特記すべき事項							
過失の程度	1 大部分が第三者の過失	2 相互過失	3 第三者無過失	4 大部分が被保険者の過失	5 被保険者無過失		
処理方法	<p>1. 自費診療を希望したため給付を行わない。 2. 法第 87 条に該当するため給付を行わない。 3. 法第 88 条に該当するため（全部・一部）給付を行わない。 4. 次の理由のため医療給付を行う。 ①損害賠償義務免除 ②被害者の過失責任 ③加害者不明 ④無保険車 5. 示談又は損害賠償履行遅延のためとりあえず医療給付を行い、損害賠償請求権を代位取得する。 6. 医療費が損害賠償額を超えるため当該超過額について医療給付を行う。 7. 法第 58 条第 2 項の保険給付免責対象であるが、既に医療給付済みであるので、免責対象分について医療受給者あて求償する。 8. 業務上の傷病で労働基準法の規定により使用主の療養補償責任となるので、法第 57 条の他法との調整規定により医療受給者あて求償する。</p>						
処理欄	通知先	加 害 者	被 害 者	保険会社			
	通知年月日						
	<ul style="list-style-type: none"> ・通知は所定の各様式による。 ・記載にあたっては該当欄を○印で囲むこと。 						

第 年 月 日 号

様

保 險 者 名 :

保 險 者 代 表 者 名 :

印

第三者行為による傷病につき保険給付をした場合 の損害賠償請求権の代位取得について（通知）

下記事故による傷病に対する診療等について、当保険者が保険給付を行った額を限度に、国民健康保険法第 64 条第 1 項の規定により損害賠償請求権を代位取得し、後日貴殿に対して損害賠償金を請求いたしますので、あらかじめ通知します。

なお、同封の誓約書についても熟知の上、署名なつ印し返送してください。

記

事 故	発生日時	年 月 日			午前	時	分頃
	場 所	市 郡		町 村			
相 手 方	住 所						
	氏 名						

第 年 月 日 号

様

保 險 者 名 :

保 險 者 代 表 者 名 :

印

第三者行為による傷病につき医療給付をした場合 の損害賠償請求権の代位取得について（通知）

下記事故による傷病に対する診療等について、当保険者が医療給付を行った額を限度に、高齢者の医療の確保に関する法律第 58 条第 1 項の規定により損害賠償請求権を代位取得し、後日貴殿に対して損害賠償金を請求いたしますからあらかじめ通知します。

なお、同封の誓約書についても熟知の上、署名なつ印し返送してください。

記

事 故	発生日時	年 月 日 午前 時 分頃 午後		
	場 所	市 郡 町 村		
相 手 方	住 所			
	氏 名			

第 年 月 日 号

様

保 險 者 名 :

保 險 者 代 表 者 名 :

印

第三者行為による傷病につき保険給付をした場合 の損害賠償請求権の代位取得について（通知）

様が下記の事由により受けた傷病は第三者行為によるものであるため、国民健康保険の給付を受けた場合は、様が相手方に対し有する損害賠償請求権のうち、保険給付を行った価額の限度で、様に代わり、国民健康保険法第64条第1項の規定により、当保険者が損害賠償請求権を代位取得することになりますのでご承知願います。

なお、同封の念書を熟知の上、署名なつ印し返送してください。

記

事 故	発生日時	年 月 日			午前	時	分頃
	場 所	市 郡		町 村			
相 手 方	住 所						
	氏 名						

第 年 月 日 号

様

保 險 者 名 :

保 險 者 代 表 者 名 :

印

第三者行為による傷病につき医療給付をした場合 の損害賠償請求権の代位取得について（通知）

様が下記の事由により受けた傷病は第三者行為によるものであるため、
後期高齢者医療による医療給付を受けた場合は 様が相手方に対し有する損
害賠償請求権のうち、医療給付を行った価額の限度で 様に代わり、高齢者
の医療の確保に関する法律第 58 条第 1 項の規定により、当保険者が損害賠償請求権を代
位取得することになりますのでご承知願います。

なお、同封の念書を熟知の上、署名なつ印し返送してください。

記

事 故	発生日時	年 月 日 午前 時 分頃 午後		
	場 所	市 郡 町 村		
相 手 方	住 所			
	氏 名			

誓 約 書

年 月 日 (場所)において、保険者が行う国民健康保険の被保険者が受けた保険給付は、誓約者の不法行為(交通事故)に基づくものですので、書面をもって次の1から3については遵守することを誓約し、4及び5については同意します。

- 1 保険給付額確定時に損害賠償金を保険者に支払いすること。
- 2 保険者の書面承諾なしに示談したときは国民健康保険給付分に限り、何人に対しても示談の効力を主張しないこと。
- 3 上記1の支払いに充てるため 保険株式会社(農業協同組合)に対して有する自動車損害賠償責任保険(共済)から受けるべき保険金(共済金)中、保険給付額を限度として保険者が優先的に受領することを承認し、同優先部分については誓約者の受領権行使をしないこと。
- 4 保険者またはその委託するものが、損害賠償請求に関する必要な事項(損害保険会社等から受けた金品の有無及びその金額・内訳(その見込みを含む。)等)について、損害保険会社等から情報の提供を受けること、また、損害賠償請求に関する必要な資料について、損害保険会社等へ提供すること。
- 5 この誓約書を損害保険会社等へ提示すること。

年 月 日

誓約者 住 所
氏 名 印

保証人 住 所
氏 名 印

保 険 者 :

保険者代表者 : 様

誓 約 書

年 月 日 (場所)において、保険者が行う後期高齢者医療の被保険者が受けた医療給付は、誓約者の不法行為(交通事故)に基づくものですので、書面をもって次の1から3については遵守することを誓約し、4及び5については同意します。

- 1 医療給付額確定時に損害賠償金を保険者に支払いすること。
- 2 保険者の書面承諾なしに示談したときは後期高齢者医療給付分に限り、何人に対しても示談の効力を主張しないこと。
- 3 上記1の支払いに充てるため 保険株式会社(農業協同組合)に対して有する自動車損害賠償責任保険(共済)から受けるべき保険金(共済金)中、医療給付額を限度として保険者が優先的に受領することを承認し、同優先部分については誓約者の受領権行使をしないこと。
- 4 保険者またはその委託するものが、損害賠償請求に関する必要な事項(損害保険会社等から受けた金品の有無及びその金額・内訳(その見込みを含む。)等)について、損害保険会社等から情報の提供を受けること、また、損害賠償請求に関する必要な資料について、損害保険会社等へ提供すること。
- 5 この誓約書を損害保険会社等へ提示すること。

年 月 日

誓約者 住 所
氏 名 印

保証人 住 所
氏 名 印

保 険 者 :
保険者代表者 :

様

人身事故証明書入手不能理由書

保険会社 御中

■ 人身事故扱いの交通事故証明書が入手できなかった理由をお教えてください。

(人身事故扱いの交通事故証明書が添付されていても、被害者の方のお名前がない場合は、記入してください。)

<p style="text-align: center;">理由</p> <p>※ 該当する項目に○印をしてください。 ※ 複数に該当する場合は、すべてに○印をしてください。</p>	<p><input type="radio"/> 受傷が軽微で、検査通院のみ（予定を含む）であったため</p> <p><input type="radio"/> 受傷が軽微で、短期間で治療を終了した（もしくは終了予定の）ため</p> <p><input type="radio"/> 公道以外の場所（駐車場、私有地など）で発生した事故のため</p> <p><input type="radio"/> 事故当事者の事情（理由を具体的に記載してください。）</p> <p style="text-align: center;">【理由】</p> <hr style="border-top: 1px dashed black;"/> <p><input type="radio"/> その他（理由を具体的に記載してください。）</p> <p style="text-align: center;">【理由】</p> <hr style="border-top: 1px dashed black;"/>		
<p>◆ 警察へ、事故発生の届出を行っている場合には、以下に記載してください。</p>			
届出警察	警察 担当官 (判明している場合)	届出年月日	年 月 日

裏面へ ☞ 交通事故証明書が発行されていない場合、または発行されている交通事故証明書にお名前がない場合に限り、裏面の事故当事者、発生日時、発生場所等を記入してください。

■ 人身事故の事実を確認するため、関係者の記名・押印をお願いします。

◆ 上記理由により人身事故証明書は取得していませんが、人身事故の事実には相違ありません。			
<input type="radio"/> 当事者 <input type="radio"/> 目撃者 <input type="radio"/> その他 () ※ 該当する項目に○印をしてください	住所 〒 _____	記入日	年 月 日
	氏 名 _____		(印)
	電 話 ()		

(注) 当欄は、賠償を求める側が、直接、自賠償保険に請求（法第16条請求）する場合には、保険契約者側（契約者、運転者など）の方、または目撃者の方がご記入ください。賠償をした側が請求（法第15条請求）する場合には、賠償を受けた側の方、または目撃者の方がご記入ください。

(保険会社使用欄) 該当する□のすべてに✓する。

- 人身事故としての警察への届出の必要性について、説明しました。
- 請求関係書類の確認により、または以下の調査・確認により、人身事故の事実には相違ないことを確認しました。

責任者	担当者

◆ 確認日	◆ 確認先	◆ 確認方法
年 月 日	<input type="checkbox"/> 病院 <input type="checkbox"/> 目撃者 <input type="checkbox"/> 運転者 <input type="checkbox"/> 被害者 <input type="checkbox"/> 修理工場 <input type="checkbox"/> その他 ()	<input type="checkbox"/> 電話 <input type="checkbox"/> 文書 <input type="checkbox"/> 面談
年 月 日	<input type="checkbox"/> 病院 <input type="checkbox"/> 目撃者 <input type="checkbox"/> 運転者 <input type="checkbox"/> 被害者 <input type="checkbox"/> 修理工場 <input type="checkbox"/> その他 ()	<input type="checkbox"/> 電話 <input type="checkbox"/> 文書 <input type="checkbox"/> 面談
年 月 日	<input type="checkbox"/> 病院 <input type="checkbox"/> 目撃者 <input type="checkbox"/> 運転者 <input type="checkbox"/> 被害者 <input type="checkbox"/> 修理工場 <input type="checkbox"/> その他 ()	<input type="checkbox"/> 電話 <input type="checkbox"/> 文書 <input type="checkbox"/> 面談
◆ その他・特記事項 [_____]		

【 事案情報 】 被害者名： _____ 事故日： _____ 年 月 日

○交通事故概要記入欄

(物件事故扱いの交通事故証明書にお名前が記載されている場合は、以下の項目は記載不要です。)

発生年月日時		年 月 日	午前 午後	時 分頃	天候
発生場所					
当事者	甲	住所	電話 ()		
		氏名	生年月日	年 月 日()才	
		自賠償保険契約先	自賠償保険証明書番号	第 号	
		登録番号	事故時の状況	運転・同乗(甲・乙)・歩行・その他	
	乙	住所	電話 ()		
		氏名	生年月日	年 月 日()才	
		自賠償保険契約先	自賠償保険証明書番号	第 号	
		登録番号	事故時の状況	運転・同乗(甲・乙)・歩行・その他	
	丙	住所	電話 ()		
		氏名	生年月日	年 月 日()才	
		自賠償保険契約先	自賠償保険証明書番号	第 号	
		登録番号	事故時の状況	運転・同乗(甲・乙)・歩行・その他	
	丁	住所	電話 ()		
		氏名	生年月日	年 月 日()才	
		自賠償保険契約先	自賠償保険証明書番号	第 号	
		登録番号	事故時の状況	運転・同乗(甲・乙)・歩行・その他	
戊	住所	電話 ()			
	氏名	生年月日	年 月 日()才		
	自賠償保険契約先	自賠償保険証明書番号	第 号		
	登録番号	事故時の状況	運転・同乗(甲・乙)・歩行・その他		

※ 上記に事故当事者が記入できない場合には、別紙に必要事項を記載してください。

第三者傷害基本調査書(自動車事故)

事故発生年月日		年 月 日 午 前 後 時 分頃	
事故発生場所			
自 賠 責 保 險	保 險 会 社 名		
	証 明 書 番 号		
	保 險 契 約 者	住 所	
		氏 名	
	自 動 車	種 別	
		都道府県名	
		登録又は車両番号	
		車台番号	
	保 險 期 間	自 年 月 日 至 年 月 日	
	保 有 者	住 所	
		氏 名	
	運 転 者	住 所	
氏名性別及び年齢		男・女 歳	
保有者との関係			
任 意 保 險	有 無	有 無	
	保 險 会 社 名		
	証 券 番 号		
	保 險 契 約 者	住 所	
		氏 名	
	保 險 期 間	自 年 月 日 至 年 月 日	
	担 当 者		
T E L			
備 考			

第 年 月 日 号

様

保 険 者 名 :

保 険 者 代 表 者 名 :

印

国民健康保険法の規定による給付制限について（通知）

国民健康保険法第 条の規定により 様の傷病に対する保険給付については、下記理由により（全部・一部）を行わないことに決定しました。

については、 様が 月 日以降当該傷病について診療を受けられる場合は、保険医療機関等の窓口にて被保険者証を提示することなく自費で診療を受けることとなります。

なお、既に当該傷病につき当保険者の保険給付を受けておられる場合は、後日保険給付額が確定次第不当利得の返還金として請求しますから、ご承知おきくださるよう、あらかじめ通知申し上げます。

記

事 故	発生日時	年 月 日	午前 午後	時	分頃
	場 所	市 郡	町 村		
受傷した者の氏名					
相手がいる場合 その者の氏名					
給付制限	理 由				
	範 囲	医療に要した費用の全部・一部 初診の日から 日間			

第 年 月 日 号

様

保 険 者 名 :

保 険 者 代 表 者 名 :

印

高齢者の医療の確保に関する法律の

規定による給付制限について（通知）

高齢者の医療の確保に関する法律第 条の規定により貴殿の傷病に対する医療給付については、下記理由により（全部・一部）を行わないことに決定しました。

については、貴殿が 月 日以降当該傷病について診療を受けられる場合は、保険医療機関等の窓口で被保険者証を提示することなく自費で診療を受けることとなります。

なお、既に当該傷病につき当保険者の医療給付を受けておられる場合は、後日医療給付額が確定次第不当利得の返還金として請求しますから、ご承知おきくださるよう、あらかじめ通知申し上げます。

記

事 故	発生日時	年 月 日	午前	時	分頃
	場 所	市 郡	午後	町	村
受傷した者の氏名					
相手がいる場合 その者の氏名					
給付制限	理 由				
	範 囲	医療に要した費用の全部・一部 初診の日から 日間			

第 年 月 日 号

様

保 險 者 名 :

保 險 者 代 表 者 名 :

印

国民健康保険法の給付制限に係る返還金について（通知）

標記について、 年 月 日付け 第 号で通知したところですが、
下記のとおり保険給付額が確定しましたので、返還金として別紙納入通知書により 月
日までに納入してください。

なお、期限までに納入がないときは、法で定められた措置をとらなければならないこと
になりますので十分ご注意ください。

記

保険医療機関等名					
診療 等 内 容	診療等を 受けた月	自 年 月 至 年 月	ヶ月分	保 險 給 付 額	円
	日 数		日	給 付 制 限 率	
	保険診療点数		点		
返 納 金 額		円	納期限	年 月 日	
返 納 理 由					

第 年 月 日 号

様

保 險 者 名 :

保 險 者 代 表 者 名 :

印

高齢者の医療の確保に関する法律の給付制限に係る返還金について（通知）

標記について、 年 月 日付け 第 号で通知したところですが、下記のとおり医療給付額が確定しましたので、返還金として別紙納入通知書により 月 日までに納入してください。

なお、期限までに納入がないときは、法で定められた措置をとらなければならないこととなりますので十分ご注意ください。

記

保険医療機関等名					
診療等 内容	診療等を受けた月	自 年 月 日	至 年 月 日	医療給付額	円
	日数			給付制限率	
	保険診療点数				
返納金額		円	納期限	年 月 日	
返納理由					

第 年 月 日 号

様

保 險 者 名 :

保 險 者 代 表 者 名 :

印

第三者行為による傷病（負傷）にかかる

保険給付の免責について（通知）

標記について 様は、 様から下記金額の損害賠償金を受け
られていますので、国民健康保険法第 64 条第 2 項の規定により当保険者はその金額の限
度において保険給付を行う責は免除されます。

したがって 月 日以降当該傷病（負傷）に係る診療を受ける場合は、保険医
療機関等の窓口で被保険者証を提示することなく自費で診療を受けることとなります。

なお、自費で支払った金額が下記金額にいたった場合は、当該支払金額にかかる病（医）
院（薬局）の領収書を持参の上、当（市・町・村・組合） 課まで届け出てく
ださい。

記

保険給付免責の限度額

円

第 年 月 日 号

様

保 險 者 名 :

保 險 者 代 表 者 名 :

印

第三者行為による傷病（負傷）にかかる

医療給付の免責について（通知）

標記について 様は、 様から下記金額の損害賠償金を受け
られていますので、高齢者の医療の確保に関する法律第 58 条第 2 項の規定により当保険
者はその金額の限度において医療給付を行う責は免除されます。

したがって 月 日以降当該傷病（負傷）に係る診療を受ける場合は、保険医
療機関等の窓口で被保険者証を提示することなく自費で診療を受けることとなります。

なお、自費で支払った金額が下記金額にいたった場合は、当該支払金額にかかる病（医）
院の領収書を持参の上、当広域連合 課まで届け出てください。

記

医療給付免責の限度額

円

第 年 月 日 号

様

保 險 者 名 :

保 險 者 代 表 者 名 :

印

第三者行為による不当（不正）利得金の返還について（通知）

標記について、 年 月 日付け 第 号で 様の受けた損害賠償金を限度として自費で診療を受けていただく旨通知したにもかかわらず保険給付を受けられましたので、当保険者が保険給付した下記の金額は、 様が受けとられた損害賠償金のうちから返還していただくこととなりますので、別紙納入通知書により納入してください。

記

返 還 額	円
算 出 根 拠	

第 年 月 日 号

様

保 險 者 名 :

保 險 者 代 表 者 名 :

印

第三者行為による不当（不正）利得金の返還について（通知）

標記について、 年 月 日付け 第 号で 様の受けた損害賠償金を限度として自費で診療を受けていただく旨通知したにもかかわらず医療給付を受けられましたので、当保険者が医療給付した下記の金額は、 様が受けとられた損害賠償金のうちから返還していただくこととなりますので、別紙納入通知書により納入してください。

記

返 還 額	円
算 出 根 拠	

第 年 月 日 号

様

保 險 者 名 :

保 險 者 代 表 者 名 :

印

国民健康保険法による損害賠償請求について

年 月 日付け 第 号をもって先に通知いたしました下記事
故に対する診療等につき、当保険者において保険給付を行ったので、国民健康保険法第 64
条第 1 項の規定により、次のとおり損害賠償金として請求します。

つきましては、年 月 日までに同封の納付書により必ず納付していただき
ますようお願いいたします。

記

事 故	発 生 年 月 日	年 月 日	
	場 所		
被 保 険 者	住 所		
	氏 名		
損 害 賠 償 請 求 額			円
上 記 請 求 額 の 算 出 基 礎	保 險 給 付 額 ①	保 険 会 社 (共 済) の 支 払 額 ②	損 害 賠 償 請 求 金 額 (① - ②)
	円	円	円

第 年 月 日 号

様

保 險 者 名 :

保 險 者 代 表 者 名 :

印

高齢者の医療の確保に関する法律による損害賠償請求について

年 月 日付け 第 号をもって先に通知いたしました下記事
故に対する診療等につき、当保険者において医療給付を行ったので、高齢者の医療の確保
に関する法律第 58 条第 1 項の規定により、次のとおり損害賠償金として請求します。

つきましては、年 月 日までに同封の納付書により必ず納付していただき
ますようお願いいたします。

記

事 故	発生年月日	年 月 日	
	場 所		
被保険者	住 所		
	氏 名		
損害賠償請求額			円
上記請求額 の算出基礎	医 療 給 付 額 ①	保 険 会 社 (共 済) の 支 払 額 ②	損 害 賠 償 請 求 金 額 (①-②)
	円	円	円

分割納付誓約書

私は、国民健康保険法第 64 条第 1 項により当保険者に納付しなければならない損害賠償額がありますが、下記理由により一時に全額を納付することができませんので、次の計画により誠意をもって分割納付することを誓約します。

年 月 日

納入者 住所
氏名 印

保証人 住所
氏名 印

保険者名：

保険者代表者名： 様

記

納付誓約額	円			
分納期間	年 月 日 から		年 月 日まで	
分納回数	回	各回納付額	円×	回
			円×	回
			円×	回
納付期日				
分割納付を必要とする理由				

分割納付誓約書

私は、高齢者の医療の確保に関する法律第 58 条第 1 項により当保険者に納付しなければならない損害賠償額がありますが、下記理由により一時に全額を納付することができませんので、次の計画により誠意をもって分割納付することを誓約します。

年 月 日

納入者 住所
氏名 印

保証人 住所
氏名 印

保険者名：

保険者代表者名： 様

記

納付誓約額	円			
分納期間	年 月 日 から		年 月 日まで	
分納回数	回	各回納付額	円×	回
			円×	回
			円×	回
納付期日				
分割納付を必要とする理由				

様式第1号（第3条関係）

委 任 状

私は、島根県国民健康保険団体連合会理事長 _____ を代理人と定め、
下記の権限を委任いたします。

なお、個人情報の第三者提供に関する同意については、私が当該本人等の同意を得ます。

記

_____ 年 _____ 月 _____ 日、被保険者 _____ と、相手方 _____
間の交通事故による損害に対して、国民健康保険法第64条第1項の規定により、
代位取得した損害賠償請求権に基づく損害賠償金の請求及び受領に関する一切
の権限。

_____ 年 _____ 月 _____ 日

委 任 者

保 険 者 :

保険者代表者 :

印

様式第1号の2（第3条関係）

委 任 状

私は、島根県国民健康保険団体連合会理事長 _____ を代理人と定め、
下記の権限を委任いたします。

なお、個人情報の第三者提供に関する同意については、私が当該本人等の同意を得ます。

記

_____ 年 _____ 月 _____ 日、被保険者 _____ と、相手方 _____
間の交通事故による損害に対して、高齢者の医療の確保に関する法律第58条第
1項の規定により、代位取得した損害賠償請求権に基づく損害賠償金の請求及び
受領に関する一切の権限。

_____ 年 _____ 月 _____ 日

委 任 者

保 険 者 :

保険者代表者 :

印

交通事故に係る第三者行為による傷病届等の提出に関する覚書

別表に定める国民健康保険の保険者及び●●後期高齢者医療広域連合（以下「国保保険者等」という。）からこの覚書の締結に係る委任を受けた●●国民健康保険団体連合会（以下「甲」という。）並びに一般社団法人日本損害保険協会、一般社団法人外国損害保険協会、全国自動車共済協同組合連合会、全国トラック交通共済協同組合連合会、全国共済農業協同組合連合会及び全国労働者共済生活協同組合連合会（以下「乙」という。）は、交通事故に係る第三者行為による傷病届等の提出に関して必要な事項を次のとおり定め、覚書として締結する。

なお、この覚書の締結に当たり、一般社団法人日本損害保険協会は、一般社団法人外国損害保険協会、全国自動車共済協同組合連合会、全国共済農業協同組合連合会、全国トラック交通共済協同組合連合会及び全国労働者共済生活協同組合連合会の委任に基づき、代表して覚書を締結する。

（目的）

第1条 この覚書は、任意保険等使用事案において国民健康保険又は後期高齢者医療制度（以下「国民健康保険等」という。）が利用された場合の手続きについて定めるものであり、国民健康保険等の適正な利用を促進し、併せて第三者行為による傷病届の提出を確実なものとして国保保険者等の求償漏れをなくし、財政の健全化を図ることを目的とする。

（用語の定義）

第2条 「損害保険会社等」とは、乙のうち、この取り決めに賛同する一般社団法人日本損害保険協会、一般社団法人外国損害保険協会、全国自動車共済協同組合連合会、全国トラック交通共済協同組合連合会に加盟する会員並びに全国共済農業協同組合連合会及び全国労働者共済生活協同組合連合会をいう。

- 2 「任意保険等」とは、損害保険会社等と任意に契約した対人賠償保険・共済、人身傷害保険・共済、その他名称を問わず自動車による交通事故に伴う傷病に対する補償を内容とする保険・共済をいう。
- 3 「被害者」とは、過失の多寡にかかわらず、交通事故により受傷した者をいう。
- 4 「任意保険等使用事案」とは、交通事故の加害者又は被害者が任意保険等に加入しているもので、損害保険会社等が関与（示談交渉サービスの提供、人身傷害保険・共済金支払サービス等）している事案をいう。
- 5 「第三者行為による傷病届」とは、国民健康保険法施行規則（昭和33年厚生省令第53号）第32条の6又は高齢者の医療の確保に関する法律施行規則（平成19年厚生労働省令第129号）第46条（同則において準用する場合を含む。以下同じ。）等に定める被害の届出に係る書類をいう。
- 6 「第三者行為による傷病届等」とは、前項及び第5条各号に規定する書類のことをいう。

(甲の責務)

第3条 甲は、この覚書に定める事項について、国保保険者等に対して周知を行うとともに、適正に運用されるよう努める。

2 甲は、乙がこの覚書を履行するに必要となる連絡先一覧を作成するため、国保保険者等の名称、担当窓口、郵便番号、住所、電話番号及びFAX番号の情報を提供する。

3 甲は、この覚書に定める事項の実施状況を把握し、問題が発生した場合には、乙と協議して解決するよう努めるものとする。

(乙の責務)

第4条 乙は、この覚書に定める事項について、損害保険会社等に対して周知を行い、損害保険会社等が当該周知の内容を遵守するよう努めるものとする。

2 乙は、任意保険等使用事案において、第三者の行為による傷病の治療に際して国民健康保険等が利用された場合、国民健康保険法施行規則第32条の6、高齢者の医療の確保に関する法律施行規則第46条等に定める届出が遅滞なく確実になされるよう、損害保険会社等に対して別紙に定めるとおり書類作成及び提出の援助を行うよう要請するものとする。

3 乙は、前条第2項及び前項の規定により得られた情報について適正に管理し、乙及び損害保険会社等がこの覚書又は別紙に定める内容を履行する以外の目的で利用してはならない。

(提出書類)

第5条 任意保険等使用事案については、国保保険者等に対し、第三者行為による傷病届のほか、以下の書類を提出するものとする。

(1) 事故発生状況報告書

(2) 損害保険会社等、医療機関及び官公庁等の他機関への照会並びに診療報酬明細書等の写しの送付に対する同意書

(3) 交通事故証明書

(4) 人身事故証明書入手不能理由書（交通事故証明書が物件事故扱いであるとき、交通事故証明書に被害者の氏名の記載がないとき、又は交通事故証明書を入手できないとき。）

(提出書類の様式)

第6条 任意保険等使用事案について、前条に規定する書類に関する様式については、別添1から4までの様式を使用する。ただし、事故発生状況報告書については、以下の要件を備える代替の書類がある場合にはその書類をもって代用することができる（一部要件を欠く場合にはその要件を補足することで代用することができる）。また、人身事故証明書入手不能理由書については、各損保会社等が定める様式であっても、自賠責保険請求に対応する様式であれば使用して差し支えない。

【事故発生状況報告書の要件】

(1) 当事者（加害者、被害者）の氏名

(2) 事故現場状況図（定型のパターン図でも可）

- (3) 天候（晴・曇・雨・雪・霧、その他）
- (4) 交通状況（混雑・普通・閑散）
- (5) 明暗（昼間・夜間・明け方・夕方）
- (6) 道路状況（舗装の有無、歩道の有無・道路の見通し・中央車線の有無・道路の状態）
- (7) 信号又は標識（信号の有無・自車側信号の色、相手方信号の色・駐停車禁止の有無、その他標識の有無）
- (8) 速度（加害者車両の速度及び制限速度・被害者車両の速度及び制限速度）
- (9) 事故発生の状況（経緯）
- (10) 被害者の負傷状況
- (11) 国民健康保険の被保険者（未成年者の場合は親権者又は世帯主）又は後期高齢者医療制度の被保険者の署名又は記名押印

（参加停止）

第7条 甲は、損害保険会社等がこの覚書の趣旨に反して、第4条に基づく書類作成及び提出の援助を適正に行っていないとの情報を得た場合には、乙に対して、国民健康保険中央会を通じて事実関係の確認を求めることができる。

2 乙は、前項の確認を求められた場合、当該損害保険会社等に対して事実関係を確認し、国民健康保険中央会を通じて甲に報告しなければならない。

3 甲は、前項の報告を受けて、当該損害保険会社等における第4条に基づく書類作成及び提出の援助が著しく不適正であると判断した場合、乙に対して、国民健康保険中央会を通じて当該損害保険会社等に改善を求めるよう請求することができる。

4 甲は、前項の規定に基づき改善を求めたにもかかわらず、当該損害保険会社等における第4条に基づく書類作成及び提出の援助が著しく不適正と判断した場合には、乙及び当該損害保険会社等の意見を聴いた上で、乙に対して理由を付した書面を提出することをもって当該損害保険会社等のこの覚書への参加を停止することができる。

5 乙は、甲から前項の書面を受領した場合には、当該損害保険会社等に速やかにその旨を通知しなければならない。停止の効力は、乙に本件書面が到達した月の翌月末日をもって生じるものとする。

6 この覚書への参加を停止された損害保険会社等は、改善計画書を甲及び乙に提出することができる。甲は、同改善計画書を受けて改善が見込まれると判断した場合には、第4項に規定する措置を取り消し、改めてこの覚書への参加を認めることができる。

7 甲は、前項の規定により参加停止を取り消す場合、その旨を乙に書面で通知し、乙は、当該損害保険会社等に速やかに取り消しの事実を通知しなければならない。

8 参加停止の取り消しの効力は前項の通知が乙に到達した時から生じるものとする。

（効力発生日）

第8条 この覚書の効力は令和3年7月1日から生じるものとする。なお、損害保険会社等による第4条第2項に基づく書類作成及び提出の援助については、同日以降に発生した事故を対象とする。

2 この覚書の有効期間は契約締結日から1年間とする。ただし、期間満了の1箇月前までに甲又は乙から書面による解約の申し出がないときは、この覚書と同一条件でさらに1年間継続し、以後も同様とする。

3 この覚書の効力発生により、甲乙間で締結した「交通事故に係る第三者行為による傷病届等の提出に関する覚書」(平成28年4月1日効力発生分)は廃止する。

(その他事案についての協議)

第9条 この覚書に記載されていない内容について問題が生じた場合には、甲及び乙は、協議して決するものとする。

(本書面の保管)

第10条 甲及び乙は、記名押印後、本書面を相互に各1通保管するものとする。

令和3年7月1日

(甲)

〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号

《●●都道府県》国民健康保険団体連合会

理事長 ●●●●

印

(乙)

東京都千代田区神田淡路町2-9

一般社団法人日本損害保険協会

専務理事 ●●●●

印

東京都港区虎ノ門3-20-4

虎ノ門鈴木ビル7階

一般社団法人外国損害保険協会

専務理事 ●●●●

東京都新宿区市谷八幡町1-4

全国自動車共済協同組合連合会

専務理事 ●●●●

東京都新宿区四谷3-1-8

全国トラック交通共済協同組合連合会

専務理事 ●●●●

東京都千代田区平河町2-7-9

全国共済農業協同組合連合会

代表理事理事長 ● ● ● ●

東京都渋谷区代々木2-12-10

全国労働者共済生活協同組合連合会

代表理事理事長 ● ● ● ●

交通事故に係る第三者行為による傷病届等の提出に関する覚書（以下、「覚書」という。）の第4条に基づく要請事項について、以下のとおり定める。

なお、各用語の定義については、覚書第2条の定めによるものとする。

（治療費支払方法の告知等）

第1条 損害保険会社等は、被害者が交通事故による傷病の治療を行う場合、被害者の治療費の支払方法に関する選択権を尊重する趣旨から、治療費の支払方法の種類（自由診療と保険診療があること）について告知するものとする。ただし、次の場合には告知時期を遅らせること、告知しないことができるものとする。

（1）被害者の態様から判断して、治療費の支払方法の種類について告知すると、今後の交渉に多大な支障が生じると見込まれる場合

（2）被害者に過失がないと思われる事案で、かつ、治療費が少額と見込まれる場合

2 損害保険会社等は、前項の告知を行う場合、被害者にとって有利となる治療費の支払方法を提案するものとする。

3 損害保険会社等は、国民健康保険等を利用する場合、被害者に対し、次の内容を説明するものとする。

（1）医療費の求償の流れ

（2）第三者行為による傷病届等の提出が必要であること

（3）覚書第5条第2号の同意書の内容

（書類作成及び提出の援助の内容）

第2条 損害保険会社等は、任意保険等使用事案において交通事故による傷病の治療に際し国民健康保険等が利用された場合、書類作成及び提出の援助を以下のとおり行うものとする。

（1）加害者あるいは被害者の一方当事者のみが任意保険等に加入している場合、その一方当事者が加入する損害保険会社等が書類作成及び提出の援助を行う。

（2）加害者と被害者がともに任意保険等に加入している場合、原則として加害者が加入する損害保険会社等が書類作成及び提出の援助を行う。ただし、被害者の過失が大きいなど加害者が加入する損害保険会社等からの保険金支払が見込まれない場合には、被害者が加入する損害保険会社等が書類作成及び提出の援助を行う。

（3）前号の規定にかかわらず、加害者が加入する損害保険会社等からの給付の前に、被害者が加入する損害保険会社等から保険金が支払われる場合、被害者が加入する損害保険会社等が書類作成及び提出の援助を行うものとし、その旨を加害者が加入する損害保険会社等に速やかに連絡する。

2 損害保険会社等は、被害者が連絡先である損害保険会社等を把握しているにもかかわらず連絡せずに国民健康保険等を利用した場合、被害者が必要な情報の提供を拒んだ場合、被害者が自ら第三者行為による傷病届を提出すると主張している場合など、書類作成及び提出の援助ができない相当の理由がある場合には、書類作成及び提出の援助を行わないことができる。

3 前項の場合、損害保険会社等は、被害者に対して、被害者が加入する国保保険者等に第三者行為による傷病届を提出する必要があることを説明しなければならない。

(書類作成及び提出の援助の方法)

第3条 損害保険会社等は、第三者行為による傷病届及び覚書第5条に規定する書類の作成並びに提出の援助を無償で行うものとする。

2 損害保険会社等は、書類作成の援助に当たり、公正な立場でその援助にあたるものとし、加害者と被害者との間で事実関係の争いがある場合には、被害者が主張する内容に基づき援助を行うものとする。

3 損害保険会社等は、第1項により作成した書類について、それぞれ次の各号に定める者の確認を受けた上で、提出の援助を行うものとする。

(1) 第三者行為による傷病届においては、被害者が国民健康保険の被保険者である場合は被害者が属する世帯の世帯主。被害者が後期高齢者医療制度の被保険者である場合は被害者。

(2) 事故発生状況報告書においては、被保険者（未成年者の場合は親権者又は世帯主）。

(3) 同意書においては、受診者（未成年者の場合は親権者等）。

4 損害保険会社等は、書類作成及び提出の援助に当たり、必要に応じて社会保険労務士を活用するなど、援助に支障が生じないように努めなければならない。

(提出の援助の方法、期限、費用)

第4条 損害保険会社等は、任意保険等使用事案において、第3条の提出の援助として、国民健康保険等の利用を開始してから原則として1箇月以内に覚書第5条に規定する書類を被害者が加入する国保保険者等の担当窓口へ送付しなければならない。なお、1箇月以内に送付できない場合には、当該国保保険者等における担当窓口へその旨連絡するものとする。

2 送付費用については、損害保険会社等の負担とする。

(取得した情報の取扱い)

第5条 損害保険会社等は、第2条及び第3条により取得した情報を適正に管理し、書類作成及び提出の援助に必要な範囲に限って利用しなければならない。

以 上

別表

●●都道府県

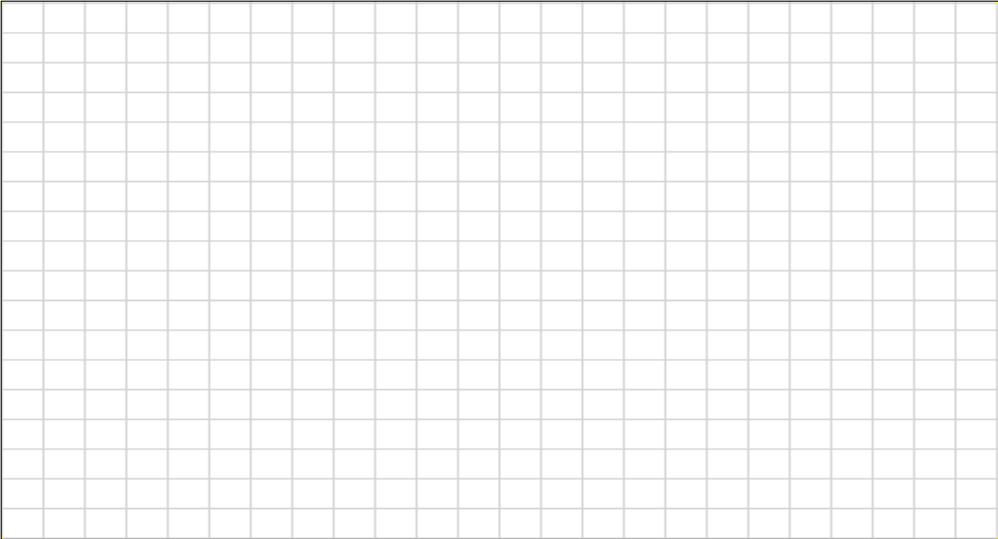



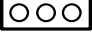
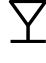


■ ■	● ●区	■ ■ . .
■ ■	● ●区	■ ■ . .
■ ■	● ●市	■ ■ . .
■ ■	● ●市	■ ■ . .
■ ■	● ●市	■ ■ . .
■ ■	● ●町	■ ■ . .
■ ■	● ●町	■ ■ . .
■ ■	● ●村	■ ■ . .
■ ■	● ●村	■ ■ . .

第三者行為による傷病届

項 目		内 容		
(被 保 険 者 名 等) 届 出 者	被保険者記号・番号 / 保険者名		被保険者記号・番号	保険者名
	届出者情報 <small>※国民健康保険は世帯主、その他は被保険者の情報を記入</small>		ふりがな 氏名 〒	生年月日 年 月 日 TEL ()
	氏名 / 生年月日	住所 / 電話		
(被 害 者) 被 害 者	氏名 / 続柄 / 生年月日		ふりがな 氏名 〒	届出者との関係 生年月日 年 月 日 TEL ()
	住所 / 電話			
(第 三 者) 加 害 者	氏名		ふりがな 氏名 〒	TEL ()
	住所 / 電話			
事 故 発 生 状 況	事故発生日時		年 月 日	午前 / 午後 時 分頃
	事故発生場所			
	労災保険対象の確認		本件は、労災保険の給付対象となる業務上又は通勤中の事故ではありません。 (※事故発生状況報告書・被害者の負傷状況欄で確認し、チェック)	
自 賠 責 保 険 (加 害 者)	保険会社名 / 保険契約者名		保険会社名	ふりがな 氏名
	登録番号 / 車台番号		登録番号	車台番号
	保険期間 / 自賠責証明書番号		保険期間 年 月 日 ~ 年 月 日	自賠責証明書番号 第 号
任 意 保 険 (加 害 者)	保険会社名 / 担当部署		保険会社名	担当部署
	取扱店所在地 / 電話		〒	TEL ()
	担当者名 / E-mail		ふりがな 氏名 〒	E-mail
	保険契約者名		ふりがな 氏名 〒	
	住所		〒	
	保険期間 / 契約番号		保険期間 年 月 日 ~ 年 月 日	契約番号 第 号
任意対人一括の有無		有 / 無		
被害者加入の保険会社の関与		関与の有無をチェックし、「有」の場合は右欄を記入 有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/>	保険会社名	担当部署
		担当者氏名	TEL ()	
治 療 状 況	診療機関名 / 入院 / 治療期間		① 診療機関名	入院 有 / 無
	住所 / 電話番号		〒	治療開始日 年 月 日 治療終了(見込) 年 月 日 TEL ()
	※治療終了日(見込)については可能な範囲でご記入ください。		② 診療機関名	入院 有 / 無
			〒	治療開始日 年 月 日 治療終了(見込) 年 月 日 TEL ()
			③ 診療機関名	入院 有 / 無
			〒	治療開始日 年 月 日 治療終了(見込) 年 月 日 TEL ()
傷病届作成日 / 作成支援の有無		年 月 日	本届出書を損害保険会社等(業務委託先を含む)の支援を受けて作成した場合はチェック <input type="checkbox"/>	

(注) 本書は、自賠責共済、任意共済の場合、自賠責保険、任意保険の各欄に「保険」を「共済」と読み替えてその内容をご記入ください。

事 故 発 生 状 況 報 告 書

事故証明書番	第	号	当事者	甲 (加害者)	氏名					
自動車の登録番号			乙 (被害者)	氏名					運転・同乗・歩行・その他	
天 候	晴・曇・雨・雪・霧・()		交 通 状 況	混雑・普通・閑散		明 暗	昼間・夜間・明け方・夕方			
道 路 状 況	舗装：(してある・していない) ・ 歩道：(ある・ない) ・ 道路の見通し：(良い・悪い) 中央車線：(ある・ない) ・ 道路の状況：(直線・カーブ・平坦・坂・積雪路・凍結路)									
信号又は標識	信号：(ある・ない) ・ 自車側信号：(青・赤・黄) ・ 相手側信号：(青・赤・黄) 駐停車禁止：(されている・されていない) ・ その他標識：()									
速 度	甲車両： km/h (制限速度 km/h)		乙車両： km/h (制限速度 km/h)							
事 故 現 場 状 況 図	(右の記号を使って乙の立場で記入してください。また、車線数も正確に記入し、道路幅はmで記入してください。)									
									自 車(乙)  相手車(甲)  進行方向  信 号  一時停止  人  自 転 車 バ イ ク 	
事 故 発 生 の 状 況 (経緯)										
被 害 者 の 負 傷 状 況	日	<input type="checkbox"/> 出勤日 <input type="checkbox"/> 休日 (定休日・休暇を含む) <input type="checkbox"/> その他 ()								
	時 間 帯	<input type="checkbox"/> 勤務時間中 <input type="checkbox"/> 通勤途上 <input type="checkbox"/> 出張中 <input type="checkbox"/> 私用 <input type="checkbox"/> その他 () <small>(パート・アルバイト含む)</small>								
	場 所	<input type="checkbox"/> 会社内 <input type="checkbox"/> 道路上 <input type="checkbox"/> 自宅 <input type="checkbox"/> その他 ()								
	労災特別加入※	<small>※社長、役員等の経営者が加入する労災保険</small> (被害者が代表取締役等の役員、経営者の場合のみ記入) <input type="checkbox"/> 加入有 <input type="checkbox"/> 加入無								

上記内容に間違いありません。

※署名又は記名・押印

年 月 日

届出者(被保険者) :
※未成年の場合は親権者等

印

(注)本書面に代わる同等の内容の書面がある場合には、その書面の提出をもって本書面の代わりとすることも可能です。ただし、その場合には、当該書面の余白部分に「上記内容に間違いありません」と記入した上、届出者に署名または記名押印をして貰ってください。

御中

※〇〇健康保険組合、全国健康保険協会〇〇支部、〇〇市町村、
〇〇国民健康保険組合、〇〇県後期高齢者医療広域連合 等

同意書

私が加害者 _____ に対して有する損害賠償請求権は、法令^(注1)により、保険者が保険給付の限度において取得することになります。

つきましては、次の事項に同意します。

- 1 保険者^(注2)が損害賠償額の支払の請求を加害者の加入する損害保険会社等に行う際、請求書一式に当該保険給付に係る診療報酬明細書等の写しを添付すること。
- 2 私が損害保険会社等へ自動車損害賠償責任保険への請求をし、保険金等を受領したときは、保険者は受領金額並びにその内訳等の各種情報について照会を行い、損害保険会社等からその照会内容について情報提供を受けること。
- 3 保険者が医療機関等に対して事故による診療等に関する内容の照会を行い、医療機関等から情報提供を受けること。
- 4 保険者が保険給付又は損害賠償の支払の請求に必要と認める場合、官公庁、損害保険会社、他の保険者等の各機関に照会を行い、その照会内容について情報を提供し、また受けること。

あわせて、次の事項を守ることを誓約します。

- 1 加害者（保険会社・共済団体）と示談を行おうとする場合は必ず事前にその内容を申し出ること。
- 2 加害者（保険会社・共済団体）に白紙委任状を渡さないこと。
- 3 加害者（保険会社・共済団体）から金品を受けたときは、受領日、内容、金額をもれなく、すみやかに届出ること。
- 4 治療が完了した場合には、治療完了日を報告すること。

年 月 日

受診者（未成年の場合は親権者等）

住所

氏名

(印)

※署名又は記名押印

(注1) 各保険における根拠法令は次のとおりです。

健康保険：健康保険法第57条、船員保険：船員保険法第45条、国民健康保険：国民健康保険法第64条1項、

後期高齢者医療：高齢者の医療の確保に関する法律第58条1項、介護保険：介護保険法第21条第1項

(注2) 国民健康保険、後期高齢者医療、介護保険については、それぞれ国民健康保険法第64条3項、

高齢者の医療の確保に関する法律第58条3項、介護保険法21条第3項の規定に基づき、

損害賠償金の徴収または収納の事務を委託されている国民健康保険団体連合会を含みます。

人身事故証明書入手不能理由書

保険会社 御中

■ 人身事故扱いの交通事故証明書が入手できなかった理由をお教えてください。

(人身事故扱いの交通事故証明書が添付されていても、被害者の方のお名前がない場合は、記入してください。)

<p style="text-align: center;">理由</p> <p>※ 該当する項目に○印をしてください。 ※ 複数に該当する場合は、すべてに○印をしてください。</p>	<p><input type="radio"/> 受傷が軽微で、検査通院のみ（予定を含む）であったため</p> <p><input type="radio"/> 受傷が軽微で、短期間で治療を終了した（もしくは終了予定の）ため</p> <p><input type="radio"/> 公道以外の場所（駐車場、私有地など）で発生した事故のため</p> <p><input type="radio"/> 事故当事者の事情（理由を具体的に記載してください。）</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin: 5px 0;">【理由】</div> <p><input type="radio"/> その他（理由を具体的に記載してください。）</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin: 5px 0;">【理由】</div>				
<p>◆ 警察へ、事故発生の届出を行っている場合には、以下に記載してください。</p>					
届出警察	<p style="text-align: center;">警察 担当官</p> <p style="text-align: center;">(判明している場合)</p>	届出年月日	年	月	日

裏面へ } 交通事故証明書が発行されていない場合、または発行されている交通事故証明書にお名前がない場合に限り、裏面の事故当事者、発生日時、発生場所等を記入してください。

■ 人身事故の事実を確認するため、関係者の署名もしくは記名押印をお願いします。

◆ 上記理由により人身事故証明書は取得していませんが、人身事故の事実には相違ありません。	
<p><input type="radio"/> 当事者</p> <p><input type="radio"/> 目撃者</p> <p><input type="radio"/> その他 ()</p> <p>※ 該当する項目に○印をしてください</p>	<p>住所 〒 _____ 記入日 年 月 日</p> <hr/> <p>氏名 _____</p> <p>電話 () _____</p>

(注) 当欄は、賠償を求める側が、直接、自賠償保険に請求（法第 16 条請求）する場合には、保険契約者側（契約者、運転者など）の方、または目撃者の方がご記入ください。賠償をした側が請求（法第 15 条請求）する場合には、賠償を受けた側の方、または目撃者の方がご記入ください。

(保険会社使用欄) 該当する口のすべてに✓する。

- 人身事故としての警察への届出の必要性について、説明しました。
- 請求関係書類の確認により、または以下の調査・確認により、人身事故の事実には相違ないことを確認しました。

責任者	担当者

◆ 確認日	◆ 確認先	◆ 確認方法
年 月 日	<input type="checkbox"/> 病院 <input type="checkbox"/> 目撃者 <input type="checkbox"/> 運転者 <input type="checkbox"/> 被害者 <input type="checkbox"/> 修理工場 <input type="checkbox"/> その他 ()	<input type="checkbox"/> 電話 <input type="checkbox"/> 文書 <input type="checkbox"/> 面談
年 月 日	<input type="checkbox"/> 病院 <input type="checkbox"/> 目撃者 <input type="checkbox"/> 運転者 <input type="checkbox"/> 被害者 <input type="checkbox"/> 修理工場 <input type="checkbox"/> その他 ()	<input type="checkbox"/> 電話 <input type="checkbox"/> 文書 <input type="checkbox"/> 面談
年 月 日	<input type="checkbox"/> 病院 <input type="checkbox"/> 目撃者 <input type="checkbox"/> 運転者 <input type="checkbox"/> 被害者 <input type="checkbox"/> 修理工場 <input type="checkbox"/> その他 ()	<input type="checkbox"/> 電話 <input type="checkbox"/> 文書 <input type="checkbox"/> 面談
◆ その他・特記事項 ()		

【 事案情報 被害者名： _____ 事故日： _____ 年 月 日 】

○交通事故概要記入欄

(物件事故扱いの交通事故証明書にお名前が記載されている場合は、以下の項目は記載不要です。)

発生年月日時		年 月 日	午前 午後	時 分頃	天候
発生場所					
当事者	甲	住所	電話 ()		
		氏名	生年月日	年月日()才	
		自賠責保険契約先	自賠責保険証明書番号	第 号	
		登録番号	事故時の状況	運転・同乗(甲・乙)・歩行・その他	
	乙	住所	電話 ()		
		氏名	生年月日	年月日()才	
		自賠責保険契約先	自賠責保険証明書番号	第 号	
		登録番号	事故時の状況	運転・同乗(甲・乙)・歩行・その他	
	丙	住所	電話 ()		
		氏名	生年月日	年月日()才	
		自賠責保険契約先	自賠責保険証明書番号	第 号	
		登録番号	事故時の状況	運転・同乗(甲・乙)・歩行・その他	
	丁	住所	電話 ()		
		氏名	生年月日	年月日()才	
		自賠責保険契約先	自賠責保険証明書番号	第 号	
		登録番号	事故時の状況	運転・同乗(甲・乙)・歩行・その他	
戊	住所	電話 ()			
	氏名	生年月日	年月日()才		
	自賠責保険契約先	自賠責保険証明書番号	第 号		
	登録番号	事故時の状況	運転・同乗(甲・乙)・歩行・その他		

※ 上記に事故当事者が記入できない場合には、別紙に必要事項を記載してください。

第5章 保険者における求償事務（介護保険）

1 事故の発見

求償事務を行う上で前提となるのは、事故の発見である。その方法としては次のような方法がある。

（1）被保険者からの届出

給付事由が第三者行為により生じた場合には、被保険者（被害者）の氏名、事故状況、第三者（加害者）の氏名等を保険者等に届け出ることが、介護保険法施行規則第33条の2（P3）により義務付けられている。

しかし、現状は、この届出が徹底されていないため、保険者等はホームページ、広報紙等で届出義務の周知徹底を図ることが必要である。

（2）保険者による発見

①要介護認定申請時等における聞き取り

②医療保険者との連携

一般的に、事故発生後はまず医療保険から給付が行われることが多いため、医療保険の求償事務担当者と密接な連携をしておくことが必要である。

③保険会社等からの連絡

介護保険の利用に係る相談があったときは、保険者への連絡・通報の協力を依頼する。

④介護サービス事業者や認定調査員等からの連絡

⑤要介護認定等に係る主治医意見書の特記事項欄の記載

（3）国保連合会からの資料提供

医療保険者側で把握している対象者情報を介護保険者でも把握できるよう「第三者行為求償突合リスト」を提供する。当該被保険者に負傷原因を確認し届出を促すなど、事務に活用いただきたい。

（本リストの提供は、本会が島根県から委託を受けて実施している介護給付適正化業務の一環として実施する。）

- ①医療保険の使用の有無
- ②示談の有無、内容
- ③事故形態の正確な把握
- ④過失の有無、内容及び程度
- ⑤相手方の任意保険の契約内容及び請求支払状況
- ⑥被保険者の人身傷害補償保険加入の有無（交通事故の場合）
- ⑦自賠責保険への請求、支払状況（交通事故の場合）
- ⑧相手方（保険会社等）への介護サービス利用報告の有無

（２）当事者への趣旨説明

介護保険の概念と介護保険法第２１条の趣旨の十分な理解に努める。

保険給付等が受けられることは、被保険者及び相手方の生活の困窮を救う手段であり、これは本来、相手方が負担すべきもので、介護保険が立て替えた分は、後日相手方から返還してもらう必要があることを、当事者に十分説明する。

（３）書類の提出

当事者が提出する書類について十分説明し、理解を促すとともに、作成にあたって次の点に留意すること。

①被保険者からの提出書類

・ **第三者行為による傷病届**（P 8 3）

（※医療保険者へ提出した書類の複写でも差し支えない）

・ **事故発生状況報告書**（P 8 4）

この報告書は、過失相殺率を決定する場合の重要書類なのでできるだけ詳細に記載するよう指導する。（※医療保険者へ提出した書類の複写でも差し支えない）

例）交通事故の場合

道路状況：信号、標識、速度、幹線道路、商店街

事故状況：道路幅員（中央線の有無）、周囲の状況

・ **交通事故証明書（交通事故の場合のみ）**

自賠責保険へ請求をする場合の必要書類であり、原則として原本の提出を求める。

ただし、保険者等において原本証明がされていれば、写しでの提出も可能である。（※医療保険者へ提出した書類の複写でも差し支えない）警察に未届けの場合や同乗者等で事故証明書に被保険者名の記載がない場合、事故証明書が物件事務扱いの場合には、「人身事故証明書入手不能理由書」の提出を求める。なお、当該理由書には加害者の

署名捺印が必要となる。

・念書 (P 85)

保険者等の代位取得に係る債権を確保するため、被保険者側が誓約するものである。誓約者に念書の趣旨を十分説明し、確認のため一部写しを誓約者に渡す。

被保険者が未成年者及び心神喪失者の場合は、監督義務者及び監督者から提出を求める。

②相手方からの提出書類

・誓約書 (P 89)

念書と同様、保険者等の代位取得についての債権を確保するために、相手方に誓約を求めるものであり、誓約者に誓約書の趣旨を十分説明し、確認のため一部写しを誓約者に渡す。

自賠償保険の限度額を既に当事者が受領している場合は、誓約書中の「3」を抹消し、また、被保険者にも過失が相当認められ、相手方がこのことを主張した場合には、「1」の文中に「過失相殺後の損害賠償金額を保険者に支払いすること」と補筆する等、相手方から提出を求める手段を適宜講ずる。

なお、相手方の賠償能力に問題がある場合は、生計を共にしない者1名を保証人としてたてること。また、相手方が未成年者の場合は、監督義務者を誓約者とし、被用者の場合は、被用者本人が誓約者で使用者を保証人とする。

(4) 示談

被保険者に対して、示談の締結にあたって、次の事項を徹底する。

- ①安易な示談及び権利放棄をしないこと。
- ②示談の際は、必ず書面にした示談書を取り交わすこと。
- ③事故原因の実態、相手方と被保険者の過失相殺率等により損害賠償額が決定されることになるので、この示談内容が有力な根拠となること。
- ④示談を行う場合には、事前に保険者等に連絡すること。

(5) 国保連合会への委任

保険給付等を決定したときは、「損害賠償請求事務委託書」に關係書類を添付し提出する。

添付書類は、次のとおりであるが、被保険者に重過失があり加害者から誓約書の提出が困難な場合等のように、必ずしも全てを必要とするものではないため、事故形態等に応じて使いわけること。

- ・「委任状」
- ・「第三者行為による傷病届」(写)

- ・「事故発生状況報告書」
- ・「念書」
- ・「誓約書」
- ・「交通事故証明書」（必要に応じ「人身事故証明書入手不能理由書」）【交通事故の場合】
- ・「第三者傷害基本調査書」【交通事故の場合】
- ・「介護給付費請求明細書等」（写）
- ・「示談書」（写）【示談が成立している場合】
- ・その他参考となる書類

（6）委任後の事務処理

国保連合会から「損害賠償求償事務完了通知書」又は「損害賠償求償事務委任解除通知書」が到着するまで事案管理する。

- ①毎月、被保険者に係る給付状況を調査し、介護給付費請求明細書等（写）を国保連合会へ送付する。
- ②国保連合会から被保険者の給付状況等の照会があったときは、速やかに確認し回答する。
- ③相手方本人との折衝・交渉等、国保連合会からの協力依頼に対応する。
- ④「自賠責保険金等の通知について」が国保連合会から通知された際には、入金手続き等の処理を行う。

（7）委任解除事案への対応

国保連合会において止むを得ず求償不能又は裁判等最終手段によらなければならなくなったときは、事務の委任が解除される。保険者は必要に応じ、債権保全のための時効の完成猶予・更新や、債権回収のための債務名義の取得・強制執行等の法手続きをとることとなる。（詳細は第7章）

4 介護保険の求償範囲

医療保険の求償範囲は症状固定日までが一般的であるが、介護保険については一定の基準が示されていない状況である。要介護者の要介護度の進行との関係、また、要介護者が交通事故等の第三者行為で重度になった場合、交通事故等との因果関係において要介護度悪化の立証が難しいなど不明瞭な点があるが、厚生労働省老健局介護保険課の事務連絡による「第三者行為による保険給付と損害賠償請求権に係るQ&A」（P101）を参考にしていきたい。

特に示談の内容によっては、免責される保険給付の範囲が変わることが考えられる。

- （1）示談成立前に実施した介護保険給付については、医療保険と同様、示談の内容にか

かわらず、給付した額を求償する。

- (2) 示談が成立した後は、この示談金の価額が限度となり、これを超える保険給付があっても、求償することはできない。また、示談金を受けたときは、示談金の価額を限度として給付が免責される。
- (3) 示談において、介護分の賠償額が明確にされている場合には、賠償額に達するまで給付の責を免れる。

ただし、介護分の賠償額が明確にされていない場合には、保険者と被保険者との個別の協議になることから、支払われる賠償額のうち、介護分の額やその算出根拠が明確になるよう、保険者も可能な限り示談前に被保険者と相談し、適切な示談内容になるよう留意することが肝要である。

※示談は、民法上の和解で、被害者・加害者が互いに歩み寄って妥当な賠償額の授受を約束し、円満に解決を図ることである。

【参考】 保険者で使用する各種様式（介護保険）

様 式 名	頁
介護保険の保険給付に対する傷病届の提出について（通知）	82
第三者行為による傷病届	83
事故発生状況報告書	84
念書	85
第三者行為による傷病届の処理について（伺）	86
第三者行為による傷病につき保険給付をした場合の損害賠償請求権の代位取得について（通知）	87
第三者行為による傷病につき保険給付をした場合の損害賠償請求権の代位取得について（通知）	88
誓約書	89
人身事故証明書入手不能理由書	90
第三者傷害基本調査書（自動車事故）	92
介護保険法の規定による給付制限について（通知）	93
介護保険法の給付制限に係る返還金について（通知）	94
第三者行為による傷病（負傷）にかかる保険給付の免責について（通知）	95
第三者行為による不当（不正）利得金の返還について（通知）	96
介護保険法による損害賠償請求について	97
分割納付誓約書	98
損害賠償請求事務委託書	99
委任状（様式第1号の3）	100

第 年 月 日 号

様

保 險 者 名 :

保 險 者 代 表 者 名 :

印

介護保険の保険給付に対する傷病届の提出について（通知）

あなたは、 年 月 日 から 日 まで サービスを受けていますが、その負傷（傷病）の原因が第三者の行為による場合は、同封いたしました傷病届を 月 日 までに提出してください。

なお、提出期日までに届出、又は何等の連絡もないときは、不利益な取扱いを受けることがありますからご注意ください。

注1. 交通事故の場合は、次の書類を添付してください。

①交通事故証明書

②事故発生状況報告書

③念 書

④示談書の写し（示談が成立している場合のみ。）

2. この届書の内容で提出のときまでに分からないことがあれば一旦空白のまま提出し、判明次第連絡してください。

3. 添付書類についても、すぐにそろわないものはあとで提出してください。

4. 詳しいことは、下記へお尋ねください。

5. 負傷（傷病）が第三者行為でない（相手がいらない）場合には、その原因、状況等をご連絡くださるようお願いいたします。

連絡先	課 係 担当者（ ） 電話
-----	---------------

第三者行為による傷病届

被保険者	被保険者証の記号番号等	氏名	年 月 日生	保険制度	<input type="checkbox"/> 国民健康保険 <input type="checkbox"/> 介護保険 <input type="checkbox"/> 後期高齢者医療	
事故の状況	発生日時 年 月 日 午前 午後 時 分頃					
	発生場所					
	事故原因及び状況					
診療関係	傷病名及び傷病の程度			初診	年 月 日	
				治ゆまでの見込み	入院 日 通院 日 費用 円	
	保険医療機関等	住所		名称	電話()	
		住所		名称	電話()	
相手方に関する事項	本人	住所		氏名	年 月 日生 電話()	
	使用者	住所		名称	代表者 電話()	
	自賠責保険	保険会社等	名称		電話()	
		保険契約者	住所		氏名	
		保有者	住所		氏名	
		運転者	住所		氏名	
	保険証明書の番号			保険期間	年 月 日 年 月 日	
	車種		登録番号	車台番号		
	任意保険	保険会社等	名称		電話()	
		保険契約者	住所		氏名	
		保有者	住所		氏名	
		保険証券の番号			保険期間	年 月 日 年 月 日
示談等の交渉状況						
被保険者の人身傷害補償保険について	<input type="radio"/> 有	契約保険会社名	担当者名			
	<input type="radio"/> 無		電話()			

上記のとおりお届けします。

年 月 日

住所
氏名














保険者名:
保険者代表者名:

様

事故発生状況報告書

別紙交通事故証明書に補足して下記のとおり報告いたします。

甲 (相手方)	氏名		乙 (被保険者)	氏名		運転 同乗(甲車・甲車以外の車) 歩行 その他																	
速度	甲車	Km/h(制限速度)	Km/h	甲車以外の車	Km/h(制限速度)	Km/h																	
道路状況	見通し	<input type="radio"/> 良い <input type="radio"/> 悪い	道路幅	甲車側(m)	甲車以外の車側(m)																
信号又は標識	信号	<input type="radio"/> 有 <input type="radio"/> 無	一時停止標識	<input type="radio"/> 有 <input type="radio"/> 無	その他標識																		
事故発生状況を図示してください	事故発生状況略図(道路幅をmで記入してください)																						
	上記図の説明を書いてください	<table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 50%;">甲車</td> <td style="width: 50%; text-align: right;"></td> </tr> <tr> <td>甲車以外の車</td> <td style="text-align: right;"></td> </tr> <tr> <td>進行方向</td> <td style="text-align: right;"></td> </tr> <tr> <td>信号</td> <td style="text-align: right;"></td> </tr> <tr> <td>一時停止</td> <td style="text-align: right;"></td> </tr> <tr> <td>一方通行</td> <td style="text-align: right;"></td> </tr> <tr> <td>人</td> <td style="text-align: right;"></td> </tr> <tr> <td>自転車</td> <td style="text-align: right;"></td> </tr> <tr> <td>オートバイ</td> <td style="text-align: right;"></td> </tr> </table>					甲車		甲車以外の車		進行方向		信号		一時停止		一方通行		人		自転車		オートバイ
甲車																							
甲車以外の車																							
進行方向																							
信号																							
一時停止																							
一方通行																							
人																							
自転車																							
オートバイ																							

年 月 日
 甲との関係 ()
 乙との関係 ()

氏名 印
 電話

念 書

年 月 日 (場所)において (相手方)
の不法行為により (私)の被った保険事故について、介護保険法による保険給付を受けた場合は、私が相手方に対して有する損害賠償請求権を介護保険法第21条第1項の規定によって保険者が給付の価額の限度において取得、行使し、かつ賠償金を受領することに異議のないことをここに書面をもって申し立てます。

なお、併せて次の1から3については遵守することを誓約し、4から7については同意します。

- 1 相手方と示談を行おうとする場合は、必ず前もって保険者にその内容を申し出ること。
- 2 相手方に白紙委任状を渡さないこと。
- 3 相手方から金品を受けたときは受領年月日、内容、金額(評価額)をもなく、かつ遅滞なく保険者に届け出ること。
- 4 保険者またはその委託するものが、私が利用した介護施設、受診した保険医療機関等から、介護状況、診療状況等の情報の提供を受けること。
- 5 保険者またはその委託するものが、損害保険会社等から、事故態様、私が受領した金額・内訳(その見込みを含む。)、その他必要な情報の提供を受けること、また損害賠償請求を行うにあたって、必要な資料(保険給付額の算出基礎となる資料等)を損害保険会社等へ提供すること。
- 6 この念書をもって5項に掲げる事項に対応する損害保険会社等への同意を含むこと。
- 7 この念書を損害保険会社等へ提示すること。

年 月 日

住 所
氏 名

印

保 険 者 :

保険者代表者 : 様

				係	届受理	年	月	日
					起案	年	月	日
					決裁	年	月	日
					完結	年	月	日

第三者行為による傷病届の処理について（伺）

第三者行為による傷病届が別紙のとおり提出されたので、調査検討の結果、次により処理してよろしいかお伺いします。

調査年月日	年	月	日	調査担当者 職氏名			
調査結果特記すべき事項							
過失の程度	1 大部分が第三者の過失	2 相互過失	3 第三者無過失	4 大部分が被保険者の過失	5 被保険者無過失		
処理方法	<p>1. 自費によるサービスを希望したため給付を行わない。</p> <p>2. 法第 63 条に該当するため給付を行わない。</p> <p>3. 法第 64 条に該当するため（全部・一部）給付を行わない。</p> <p>4. 次の理由のため保険給付を行う。</p> <p>①損害賠償義務免除 ②被害者の過失責任 ③加害者不明 ④無保険車</p> <p>5. 示談又は損害賠償履行遅延のためとりあえず保険給付を行い、損害賠償請求権を代位取得する。</p> <p>6. 給付費が損害賠償額を超えるため当該超過額について保険給付を行う。</p> <p>7. 法第 21 条第 2 項の保険給付免責対象であるが、既に保険給付済みであるので、免責対象分について被保険者あて求償する。</p> <p>8. 業務上の傷病で労働基準法の規定により使用主の療養補償責任となるので、法第 20 条の他法との調整規定により被保険者あて求償する。</p>						
処理欄	通知先	加害者	被害者	保険会社			
	通知年月日						
	<p>・通知は所定の各様式による。</p> <p>・記載にあたっては該当欄を○印で囲むこと。</p>						

第 年 月 日 号

様

保 險 者 名 :

保 險 者 代 表 者 名 :

印

第三者行為による傷病につき保険給付をした場合 の損害賠償請求権の代位取得について（通知）

下記事故による傷病に対するサービス等について、当保険者が保険給付を行った額を限度に、介護保険法第 21 条第 1 項の規定により損害賠償請求権を代位取得し、後日貴殿に対して損害賠償金を請求いたしますからあらかじめ通知します。

なお、同封の誓約書についても熟知の上、署名なつ印し返送してください。

記

事 故	発生日時	年 月 日	午前	時	分頃
	場 所	市 郡	町 村		
相 手 方	住 所				
	氏 名				

第 年 月 日 号

様

保 險 者 名 :

保 險 者 代 表 者 名 :

印

第三者行為による傷病につき保険給付をした場合 の損害賠償請求権の代位取得について（通知）

様が下記の事由により受けた傷病は第三者行為によるものであるため、
介護保険の給付を受けた場合は 様が相手方に対し有する損害賠償請求権の
うち、保険給付を行った価額の限度で 様に代わり、介護保険法第 21 条第 1
項の規定により、当保険者が損害賠償請求権を代位取得することになりますのでご承知願
います。

なお、同封の念書を熟知のうえ、署名なつ印し返送してください。

記

事 故	発生日時	年 月 日	午前 午後	時	分頃
	場 所	市 郡	町 村		
相 手 方	住 所				
	氏 名				

誓 約 書

年 月 日 (場所)において、保険者が行う介護保険の被保険者が受けた保険給付は、誓約者の不法行為(交通事故)に基づくものですので、書面をもって次の1から3については遵守することを誓約し、4及び5については同意します。

- 1 保険給付額確定時に損害賠償金を保険者に支払いすること。
- 2 保険者の書面承諾なしに示談したときは介護保険給付分に限り、何人に対しても示談の効力を主張しないこと。
- 3 上記1の支払いに充てるため 保険株式会社(農業協同組合)に対して有する自動車損害賠償責任保険(共済)から受けるべき保険金(共済金)中、保険給付額を限度として保険者が優先的に受領することを承認し、同優先部分については誓約者の受領権行使をしないこと。
- 4 保険者またはその委託するものが、損害賠償請求に関する必要な事項(損害保険会社等から受けた金品の有無及びその金額・内訳(その見込みを含む。)等)について、損害保険会社等から情報の提供を受けること、また、損害賠償請求に関する必要な資料について、損害保険会社等へ提供すること。
- 5 この誓約書を損害保険会社等へ提示すること。

年 月 日

誓約者 住 所
氏 名 印

保証人 住 所
氏 名 印

保 険 者 :
保険者代表者 : 様

人身事故証明書入手不能理由書

保険会社 御中

■ 人身事故扱いの交通事故証明書が入手できなかった理由をお教えてください。

(人身事故扱いの交通事故証明書が添付されていても、被害者の方のお名前がない場合は、記入してください。)

<p style="text-align: center;">理由</p> <p>※ 該当する項目に○印をしてください。</p> <p>※ 複数に該当する場合は、すべてに○印をしてください。</p>	<p><input type="radio"/> 受傷が軽微で、検査通院のみ（予定を含む）であったため</p> <p><input type="radio"/> 受傷が軽微で、短期間で治療を終了した（もしくは終了予定の）ため</p> <p><input type="radio"/> 公道以外の場所（駐車場、私有地など）で発生した事故のため</p> <p><input type="radio"/> 事故当事者の事情（理由を具体的に記載してください。）</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin: 5px 0;">【理由】</div> <p><input type="radio"/> その他（理由を具体的に記載してください。）</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin: 5px 0;">【理由】</div>		
<p>◆ 警察へ、事故発生の届出を行っている場合には、以下に記載してください。</p>			
届出警察	<p style="text-align: center;">警察 担当官</p> <p style="text-align: center;">（判明している場合）</p>	届出年月日	<p style="text-align: center;">年 月 日</p>

裏面へ 交通事故証明書が発行されていない場合、または発行されている交通事故証明書にお名前がない場合に限り、裏面の事故当事者、発生日時、発生場所等を記入してください。

■ 人身事故の事実を確認するため、関係者の記名・押印をお願いします。

◆ 上記理由により人身事故証明書は取得していませんが、人身事故の事実には相違ありません。			
<p><input type="radio"/> 当事者</p> <p><input type="radio"/> 目撃者</p> <p><input type="radio"/> その他（ ）</p> <p>※ 該当する項目に○印をしてください</p>	住所 〒 _____	記入日	年 月 日
	氏 名 _____	(印)	
	電 話 ()		

(注) 当欄は、賠償を求める側が、直接、自賠償保険に請求（法第 16 条請求）する場合には、保険契約者側（契約者、運転者など）の方、または目撃者の方がご記入ください。賠償をした側が請求（法第 15 条請求）する場合には、賠償を受けた側の方、または目撃者の方がご記入ください。

(保険会社使用欄) 該当する口のすべてに✓する。

- 人身事故としての警察への届出の必要性について、説明しました。
- 請求関係書類の確認により、または以下の調査・確認により、人身事故の事実には相違ないことを確認しました。

責任者	担当者

◆ 確認日	◆ 確認先	◆ 確認方法
年 月 日	<input type="checkbox"/> 病院 <input type="checkbox"/> 目撃者 <input type="checkbox"/> 運転者 <input type="checkbox"/> 被害者 <input type="checkbox"/> 修理工場 <input type="checkbox"/> その他（ ）	<input type="checkbox"/> 電話 <input type="checkbox"/> 文書 <input type="checkbox"/> 面談
年 月 日	<input type="checkbox"/> 病院 <input type="checkbox"/> 目撃者 <input type="checkbox"/> 運転者 <input type="checkbox"/> 被害者 <input type="checkbox"/> 修理工場 <input type="checkbox"/> その他（ ）	<input type="checkbox"/> 電話 <input type="checkbox"/> 文書 <input type="checkbox"/> 面談
年 月 日	<input type="checkbox"/> 病院 <input type="checkbox"/> 目撃者 <input type="checkbox"/> 運転者 <input type="checkbox"/> 被害者 <input type="checkbox"/> 修理工場 <input type="checkbox"/> その他（ ）	<input type="checkbox"/> 電話 <input type="checkbox"/> 文書 <input type="checkbox"/> 面談
◆ その他・特記事項 		

【 事案情報 被害者名： _____ 事故日： _____ 年 月 日 】

○交通事故概要記入欄

(物件事故扱いの交通事故証明書にお名前が記載されている場合は、以下の項目は記載不要です。)

発生年月日時		年 月 日	午前 午後	時 分頃	天候	
発生場所						
当事者	甲	住所	電話 ()			
		氏名	生年月日	年 月 日()才		
		自賠償保険契約先	自賠償保険証明書番号	第 号		
		登録番号	事故時の状況	運転・同乗(甲・乙)・歩行・その他		
	乙	住所	電話 ()			
		氏名	生年月日	年 月 日()才		
		自賠償保険契約先	自賠償保険証明書番号	第 号		
		登録番号	事故時の状況	運転・同乗(甲・乙)・歩行・その他		
	丙	住所	電話 ()			
		氏名	生年月日	年 月 日()才		
		自賠償保険契約先	自賠償保険証明書番号	第 号		
		登録番号	事故時の状況	運転・同乗(甲・乙)・歩行・その他		
	丁	住所	電話 ()			
		氏名	生年月日	年 月 日()才		
		自賠償保険契約先	自賠償保険証明書番号	第 号		
		登録番号	事故時の状況	運転・同乗(甲・乙)・歩行・その他		
	戊	住所	電話 ()			
		氏名	生年月日	年 月 日()才		
		自賠償保険契約先	自賠償保険証明書番号	第 号		
		登録番号	事故時の状況	運転・同乗(甲・乙)・歩行・その他		

※ 上記に事故当事者が記入できない場合には、別紙に必要事項を記載してください。

第三者傷害基本調査書(自動車事故)

事故発生年月日		年 月 日 午 前 後	時 分 頃	
事故発生場所				
自 賠 責 保 險	保 險 会 社 名			
	証 明 書 番 号			
	保 險 契 約 者	住 所		
		氏 名		
	自 動 車	種 別		
		都道府県名		
		登録又は車両番号		
		車台番号		
	保 險 期 間		自 年 月 日	
			至 年 月 日	
	保 有 者	住 所		
		氏 名		
運 転 者	住 所			
	氏名性別及び年齢	男・女	歳	
	保有者との関係			
任 意 保 險	有 無		有 無	
	保 險 会 社 名			
	証 券 番 号			
	保 險 契 約 者	住 所		
		氏 名		
	保 險 期 間		自 年 月 日	
			至 年 月 日	
担 当 者				
T E L				
備 考				

第 年 月 日 号

様

保 險 者 名 :

保 險 者 代 表 者 名 :

印

介護保険法の規定による給付制限について（通知）

介護保険法第 条の規定により貴殿の傷病に対する保険給付については、下記理由により（全部・一部）を行わないことに決定しました。

については、貴殿が 月 日以降当該傷病についてサービスを受けられる場合は、事業者等の窓口にて被保険者証を提示することなく自費でサービスを受けることとなります。

なお、既に当該傷病につき当保険者の保険給付を受けておられる場合は、後日保険給付額が確定次第不当利得の返還金として請求しますから、ご承知おきくださるよう、あらかじめ通知申し上げます。

記

事 故	発生日時	年 月 日	午前	時	分頃
	場 所	市 郡	町	村	
受傷した者の氏名					
相手がいる場合 その者の氏名					
給付制限	理 由				
	範 囲	サービスに要した費用の全部・一部 初日から 日間			

第 年 月 日 号

様

保 險 者 名 :

保 險 者 代 表 者 名 :

印

介護保険法の給付制限に係る返還金について（通知）

標記について、 年 月 日付け 第 号で通知したところですが、
下記のとおり保険給付額が確定しましたので、返還金として別紙納入通知書により 月
日までに納入してください。

なお、期限までに納入がないときは、法で定められた措置をとらなければならないこと
になりますので十分ご注意ください。

記

介護保険事業所等名				
サ ー ビ ス 内 容	サービスを 受 け た 月	自 年 月 至 年 月 ヶ月分	保 險 給 付 額	円
	サービス日数	日	給 付 制 限 率	
	請 求 金 額	円		
返 納 金 額		円	納期限	年 月 日
返 納 理 由				

第 年 月 日 号

様

保 險 者 名 :

保 險 者 代 表 者 名 :

印

第三者行為による傷病（負傷）にかかる

保険給付の免責について（通知）

標記について 様は、 様から下記金額の損害賠償金を受け
られていますので、介護保険法第 21 条第 2 項の規定により当保険者はその金額の限度に
おいて保険給付を行う責は免除されます。

したがって 月 日以降当該傷病（負傷）に係るサービスを受ける場合は、事
業者等の窓口で被保険者証を提示することなく自費でサービスを受けることとなります。

なお、自費で支払った金額が下記金額にいたった場合は、当該支払金額にかかる事業者
等の領収書を持参の上、当（市・町・村・組合・広域連合） 課まで届け
出てください。

記

保険給付免責の限度額

円

第 年 月 日 号

様

保 險 者 名 :

保 險 者 代 表 者 名 :

印

第三者行為による不当（不正）利得金の返還について（通知）

標記について、 年 月 日付け 第 号で 様の受けた損害賠償金を限度として自費でサービスを受けていただく旨通知したにもかかわらず保険給付を受けられましたので、当保険者が保険給付した下記の金額は、 様が受けとられた損害賠償金のうちから返還していただくこととなりますので、別紙納入通知書により納入してください。

記

返 還 額	円
算 出 根 拠	

第 年 月 日 号

様

保 險 者 名 :

保 險 者 代 表 者 名 :

印

介護保険法による損害賠償請求について

年 月 日付け 第 号をもって先に通知いたしました下記事
故に対するサービス等につき、当保険者において保険給付を行ったので、介護保険法第 21
条第 1 項の規定により、次のとおり損害賠償金として請求します。

つきましては、年 月 日までに同封の納付書により必ず納付していただ
きますようお願いいたします。

記

事 故	発 生 年 月 日	年 月 日	
	場 所		
被 保 険 者	住 所		
	氏 名		
損 害 賠 償 請 求 額			円
上 記 請 求 額 の 算 出 基 礎	保 險 給 付 額 ①	保 険 会 社 (共 済) の 支 払 額 ②	損 害 賠 償 請 求 金 額 (① - ②)
	円	円	円

分割納付誓約書

私は、介護保険法第 21 条第 1 項により当保険者に納付しなければならない損害賠償額がありますが、下記理由により一時に全額を納付することができませんので、次の計画により誠意をもって分割納付することを誓約します。

年 月 日

納入者 住所
氏名 印

保証人 住所
氏名 印

保険者名：

保険者代表者名： 様

記

納付誓約額	円			
分納期間	年 月 日 から		年 月 日まで	
分納回数	回	各回納付額	円× 円× 円×	回 回 回
納付期日				
分割納付を必要とする理由				

様式第1号の3（第3条関係）

委 任 状

私は、島根県国民健康保険団体連合会理事長 _____ を代理人と定め、
下記の権限を委任いたします。

なお、個人情報の第三者提供に関する同意については、私が当該本人等の同意を得ます。

記

_____ 年 _____ 月 _____ 日、被保険者 _____ と、相手方 _____
間の交通事故による損害に対して、介護保険法第21条第1項の規定により、代
位取得した損害賠償請求権に基づく損害賠償金の請求及び受領に関する一切の
権限。

_____ 年 _____ 月 _____ 日

委 任 者

保 険 者 :

保険者代表者 :

印

第三者行為による保険給付と損害賠償請求権に係る Q&A

1 損害賠償の代位取得について

(問1) 交通事故など第三者の行為によって保険給付を行った場合に、損害賠償請求権を代位取得するための要件は何か。

(答) 交通事故等により、要支援・要介護状態となった者に対し、損害賠償義務の履行前に保険給付を行った場合、介護保険法（以下「法」という。）第21条第1項により、市町村は、給付の価額の限度において損害賠償請求権を被保険者から代位取得する。

その要件としては、

- ① 給付事由が第三者の行為によって生じたこと
 - ② 当該事故に対して既に保険給付を行ったこと
 - ③ 当該被保険者の第三者に対する損害賠償請求権が現に存在していること
- の3つが必要である。

この場合、損害賠償請求権の代位取得は、市町村の取得の意思表示や、第三者に対する通知又はその承諾を求める行為を要せず、法第21条第1項の規定により法律上当然に行われるものである。（ただし、損害賠償請求権を取得したことについては、通知することが望ましいと考えられる。）

(問2) 被保険者と加害者とでいまだ示談が成立していない状況においても、市町村は、独自に加害者（又は損害保険会社）に対して請求を行ってもよいか。また、示談成立後であっても、示談の内容にかかわらず、示談成立前に実施した保険給付について、請求を行うことは可能か。

(答) 問1のとおり、示談成立前に行われた保険給付分については、示談が成立しているか否かに関わらず、また、その内容に関わらず、第三者への請求が可能であり、市町村は、保険給付実施分に係る賠償額を請求することができる。

市町村が保険給付を実施した後に示談が成立した場合であっても、示談成立以前の保険給付に関しては、法第21条第1項に基づき、市町村は損害賠償請求権を当然に代位取得しているので、保険給付額について請求することが可能である。

(問3) 交通事故等において、被保険者にも過失割合がある場合には、代位取得する損害賠償請求権はどうなるのか。

(答) 市町村が法上当然に代位取得している損害賠償請求権は、本来は被保険者と加害者との間で合意された過失割合によって影響を受けるものではないが、被害者にも明らかに過失が認められるときは、これを減額して差し支えない（例えば被害者と加害者との間で過失割合が5：5とされた場合、これに応じて請求額を5割に減額しても差し支えない）。

(問4) 市町村が損害賠償を請求する際には、高額介護サービス費の支給額についても、請求することができるのか。

(答) 請求の範囲については、法第21条第1項により、給付の価額の限度において代位取得するので、高額介護サービス費を既に給付していれば、当該給付についても請求することが可能である。

2 保険給付の免責について

(問5) 示談が成立した後は、どのように保険給付を実施すべきか。

(答) 示談が成立した場合、損害賠償請求権は、この示談金の価額が限度となり、その後、これを超える保険給付がある場合であっても、請求権を代位取得することはできない。また、示談金を受けたときは、その後の介護サービスについては、市町村は、法第21条第2項の規定により当該示談金の価額を限度として、給付が免責されることとなり、示談金を超える金額については保険給付を行わなければならないこととなる。

(問6) 示談の内容によって、免責される保険給付の範囲はどのように変わるのか。

(答) 示談において介護分の賠償額が明確にされている場合(※)には、介護保険サービスの総額(保険給付分と自己負担分の総額)が賠償額に達するまで給付の責を免れることとなる。一方、示談において介護分の賠償額が明確にされていない場合には、市町村と被保険者との個別の協議によることになってしまうことから、支払われる賠償額のうち、介護分の額やその算出根拠が明確になるよう、市町村も可能な限り示談前に被保険者と相談することにより、あらかじめ適切な示談内容となるよう留意することが肝要である。

示談の際に今後の介護費用を算定するに当たっては、例えば、在宅サービスを受ける場合にはケアプラン(居宅介護サービス計画)を基に算定し、施設サービスを受ける場合には1日当たりの介護報酬額を基に算定する等の方法が考えられる。

(※) 以下のような示談が考えられる。

示談額〇〇円
うち将来の介護費用〇〇円(サービス月額(10割分)〇〇円×12×平均余命〇年)

(問7) 被保険者に過失があるなどの理由で、被保険者が賠償額を軽減して示談を結んだ場合、市町村が免責される給付額も軽減されるのか。

(答) 賠償額の決定において、被害者の過失を斟酌して賠償額を軽減（過失相殺）した場合、市町村が免責される額は、損害賠償金を限度とすることから、軽減される こととなる。

なお、被保険者が低額な示談を結んだ場合であっても、その額を超える額については保険給付しなければならないこととなるが、その示談が例えば介護費用の1割分のみを賠償するものとして結ばれた場合などには、錯誤による無効を主張し得ると考えられる。

3 事例の発見方法について

(問8) 介護保険についても国民健康保険と同様、給付事由が第三者の行為によって生じたものであるときには、被保険者に届出の義務化が課されるようになったが、どのような方法で事例を発見することが考えられるのか。

(答) 事例の発見方法としては、以下のような方法が想定される。

- ① 被保険者からの届出
- ② 要介護認定申請時等における聞き取り
- ③ 医療保険者からの連絡（医療保険側で把握している第三者行為求償の対象者に係る情報を介護保険部局でも把握出来るよう、平成28年度に国保連合会システムを改修、平成29年度末を目途に順次運用開始予定）
- ④ 損害保険会社からの連絡
- ⑤ 介護サービス事業者や認定調査員等からの連絡
- ⑥ 要介護認定等に係る主治医意見書の特記事項欄の記載

したがって、被保険者への制度の周知、医療保険担当部局との密接な連携、介護サービス事業者等からの情報収集などを行うことが早期の事例の発見には有効である。

また、平成28年4月1日以降、被保険者による届出が義務化されたことに伴い、被保険者への届出に関する周知を各保険者において適宜行って頂きたい。

4 保険給付額の増加について

(問9) 既に要介護被保険者で介護サービスを受けていた者が、第三者行為により保険給付額を増加させた場合、どの範囲の保険給付まで市町村は損害賠償請求権を代位取得することができるのか。

(答) 第三者の行為により保険給付額が増加したことについて、相当な因果関係が認められる場合には、その増加分について請求を行うことができると考えられる。これは、要介護度が変化していなくても、第三者の行為に起因して保険給付額を増加させた場合には、同様である。

(問10) 示談が成立した後に、被保険者の要介護度が悪化し、もしくはサービス利用量が増加した場合、当該保険給付増についても、市町村は保険給付の責を免れることとなるのか。

(答) 示談成立後については、保険給付額の増額の有無にかかわらず、介護分の賠償額(10割分)の9割まで、市町村は保険給付の責を免れることとなる。ただし、将来の介護サービスの増加に対して、賠償額を増加させる旨の合意があり、その介護サービスの増加が第三者の行為に起因するものであれば、賠償額の増額の範囲内で免責額が増額することもあり得る。
なお、こうしたことから、示談の締結に際し、市町村も被保険者に、将来の介護サービスの取扱いについて明確にするなどの助言を行うことも考えられる。

5 時効との関係について

(問11) 法第21条第1項により代位取得した損害賠償請求権の時効は、いつから進行し時効期間は何年か。

(答) 法第21条第1項の損害賠償請求権の代位取得については、その性質上、一般私法上の債権であることから、民法第724条(損害賠償請求権の消滅時効)の規定が適用され、その消滅時効は、被保険者が第三者から被害を受けたこと及び加害者を知った日の翌日から3年で成立するものと考えている。

第6章 国保連合会における求償事務

1 事務の概要

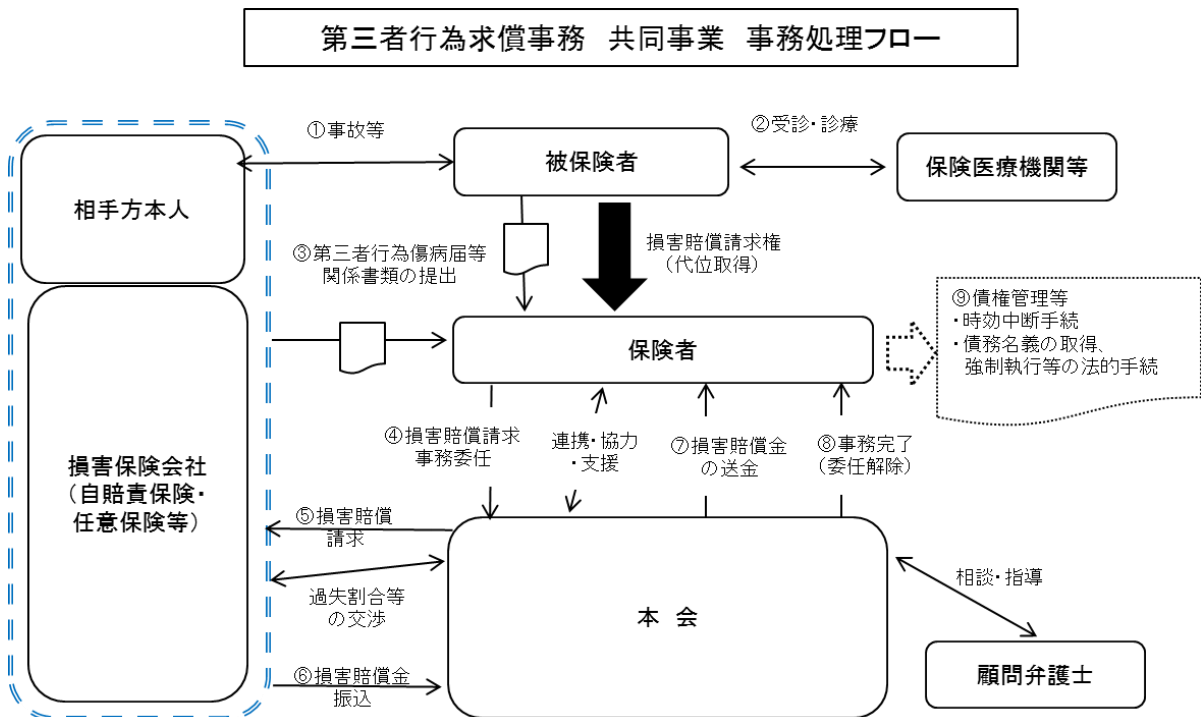
国保法、高齢者の医療の確保に関する法律及び介護保険法の規定により保険者等が代位取得した損害賠償請求権に基づく損害賠償金の請求・収納に関する事務について、本会が保険者等から委任を受け、迅速かつ効率的な事務処理を行うことにより、医療費の適正化に資する。

また、平成29年度から、従来の損害保険会社への請求事務に加え、相手方本人への請求事務も請け負うこととした。

- ・ 事故、診療内容等の確認・調査
- ・ 損害保険会社等との調整・交渉
- ・ 損害保険会社等に対する損害賠償金の請求
- ・ 損害賠償金の収納及び送金 など

なお、具体的な事務処理等については、「島根県国民健康保険団体連合会第三者行為損害賠償求償事務共同処理規則」(P108)に基づき行う。また、相手方本人に対する損害賠償金の請求及び収納に関する事務は「相手方直接請求事務取扱要領」(P125)に沿って運用する。

(参考)



2 その他保険者支援

(1) 該当事案の発見

①レセプト（病名及び診療内容等）の確認

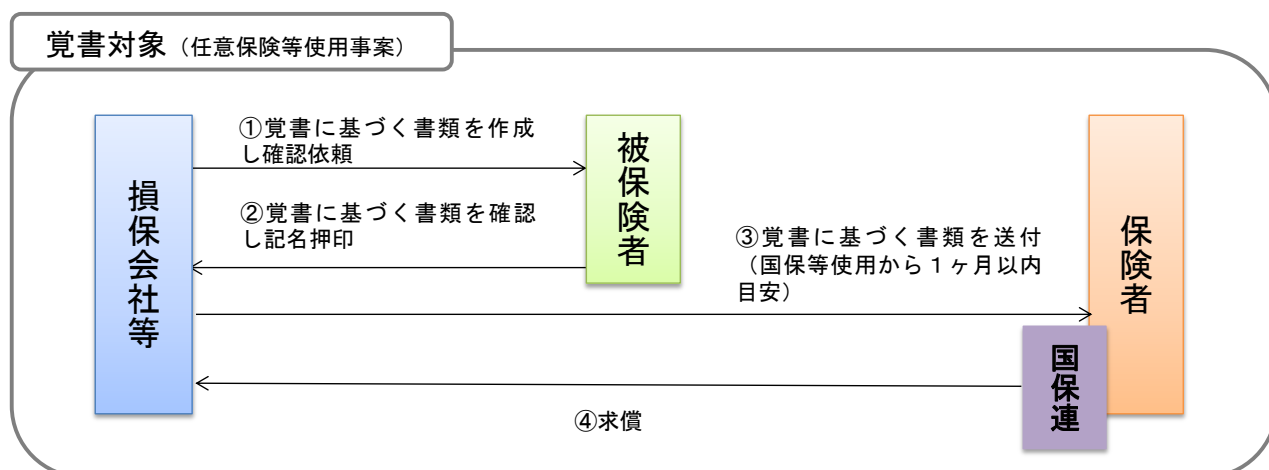
※レセプト点検共同事業委託保険者のみ

②「第三者行為求償対象候補一覧表」、「第三者行為求償突合リスト」の提供

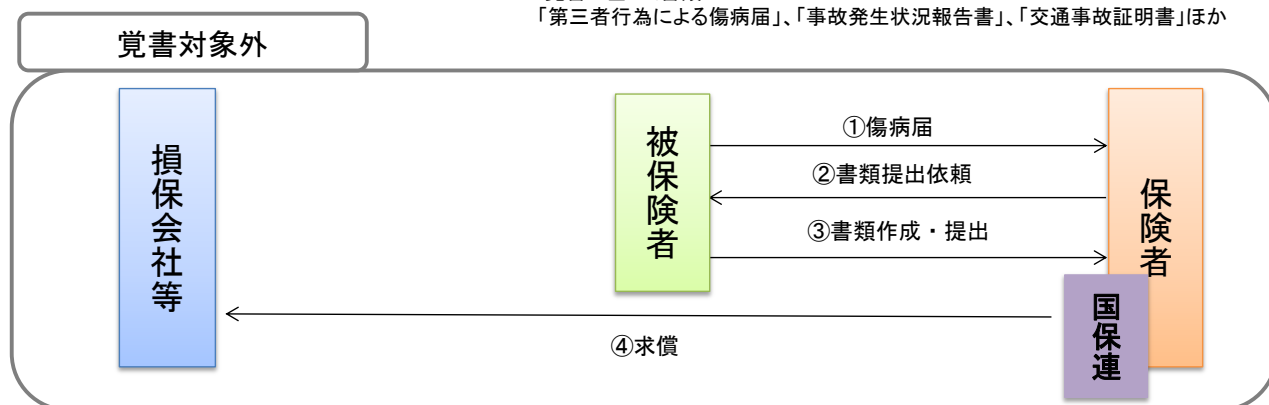
③傷病届ハガキ（写し）の送付

④損害保険会社との連携による事案の発見

被保険者の受傷原因が交通事故による場合で、相手方または被保険者が任意保険等に加入していれば、本会と一般財団法人日本損害保険協会等が締結した「交通事故に係る第三者行為による傷病届等の提出に関する覚書」に基づき、損害保険会社等から傷病届等の作成・提出の支援を受けられる体制が整備されている。（平成28年4月1日以降の事故が対象）



※覚書に基づく書類
「第三者行為による傷病届」、「事故発生状況報告書」、「交通事故証明書」ほか



(2) 第三者行為求償事務に係る相談（保険者へ個別に訪問）

(3) 顧問弁護士による求償相談（毎月第三金曜日に実施）

(4) 「第三者行為求償事務の手引き」の作成

(5) 第三者行為求償事務研修会の開催

(6) 傷病届届出啓発ポスターの作成、医療機関への掲示依頼 (平成30年度実施)

国民健康保険・後期高齢者医療制度 ご加入のみなさま

他人の犬に咬まれた



交通事故



**届出を
お忘れなく!**

けんか



食中毒



負傷・疾病の原因が、交通事故など**第三者行為**による場合も
保険証を使用して治療を受けることができます。
その際は必ず**市町村等に届出**をお願いします!



Q どこに届出をすればよいのでしょうか?

A **国民健康保険ご加入の方**
お住まいの市町村(国保組合)の
国保担当窓口

後期高齢者医療ご加入の方
お住まいの市町村の後期高齢者医療担当窓口

Q なぜ届出が必要なのでしょう?

A 保険者(市町村・国保組合・後期
高齢者医療広域連合)が第三者
(相手方)に損害賠償請求を行う
ために必要になります。
治療費(保険給付分)は一時的に保険者が立
て替えますが、本来は第三者(相手方)が負
担すべきものです。



島根県国民健康保険団体連合会

(目的)

第1条 この規則は、国民健康保険法(昭和33年法律第192号)第64条第1項の規定に基づき保険者が代位取得する損害賠償請求事務(以下「求償事務」という。)に関し、島根県国民健康保険団体連合会(以下「連合会」という。)が連合会の会員(以下「保険者」という。)から委任を受け、円滑、迅速かつ効率的な事務の共同処理を行うために必要な事項を定める。

(処理範囲)

第2条 連合会における求償事務の処理範囲は、次の各号に掲げるものとする。

- (1)交通事故の調査及び通報に関すること。
- (2)求償事務の相談及び調査に関すること。
- (3)自動車損害賠償保障法に基づく損害賠償責任保険(以下「自賠責保険」という。)に対する賠償金の請求及び収納に関すること。
- (4)自動車保険、自動車共済及びその他任意の賠償保険(以下「任意保険等」という。)に対する賠償金の請求及び収納に関すること。
- (5)相手方本人に対する損害賠償金の請求及び収納に関することで理事長が別に定めるもの
- (6)その他事務処理に必要とするもの。

(委任)

第3条 保険者は、求償事務を連合会に委任するときは、1件ごとに委任状(様式第1号)を連合会に提出するものとする。

2 前項に規定する委任状には、必要に応じて次の書類を添付するものとする。

- (1)第三者行為による傷病届
- (2)第三者傷害基本調査書
- (3)交通事故証明書
- (4)事故発生状況報告書
- (5)念書
- (6)誓約書
- (7)診療報酬明細書(写し)
- (8)介護給付費明細書(写し)
- (9)その他参考となる関係書類

(請求)

第4条 連合会は、前条により委任を受けたときは、直ちに明細書写しを点検し、請求額の確認を行ったうえで、保険金等請求に必要な書類を作成し、関係保険会社等に請求するものとする。ただし、自賠責保険の場合において、相手方又は被保険者に支払保険限度額を支払済であるものについては、関係保険者に通知するものとする。

(保険金等の受領及び送金)

第5条 連合会は、請求先保険会社等から損害賠償金の支払通知を受けたときは、速やかに該当保険者に通知後、指定金融機関を通じて送金するものとする。

(完了・解除)

第 5 条の 2 連合会は、求償事務が完了したとき及び求償事務の委託を解除するときは保険者に通知するものとする。

(財務)

第 6 条 この規則に定める保険金等に関する経理は、診療報酬審査支払特別会計、介護保険事業関係業務特別会計、後期高齢者医療事業関係業務特別会計及び第三者行為損害賠償求償金特別会計により処理する。

(手数料)

第 7 条 保険者は、求償事務を処理する費用として、賠償金受領額の 5 パーセントに相当する手数料を、連合会に納入するものとする。

(手数料の請求)

第 8 条 連合会は、次の表の区分により保険者に手数料を請求するものとする。

請求月	損害賠償金委託受領額送金月
6 月	3・4・5 月分
9 月	6・7・8 月分
12 月	9・10・11 月分
3 月	12・1・2 月分

2 連合会は、前条の規定による手数料を、前項に規定するそれぞれの請求月の 10 日までに請求するものとする。

(納期)

第 9 条 保険者は、連合会から手数料の払込みの請求を受けたときは、請求月の 20 日(休日及び土曜日の場合は繰り上げる。)までに、連合会に納入するものとする。

(介護保険法の求償事務)

第 10 条 保険者及び連合会は、介護保険法(平成 9 年法律第 123 号)第 21 条第 1 項に規定する損害賠償請求事務についても、この規則を適用することができる。

(高齢者の医療の確保に関する法律の求償事務)

第 11 条 後期高齢者医療広域連合及び連合会は、高齢者の医療の確保に関する法律(昭和 57 年法律第 80 号)第 58 条第 1 項に規定する損害賠償請求事務についても、第 7 条から第 9 条を除きこの規則を適用することができる。

2 この事務に要する額、請求及び納期等は、契約書に基づくものとする。

(細目)

第 12 条 この規則に定めるもののほか、この業務に関して必要な細目は、理事長が別に定める。

様式第1号（第3条関係）

委 任 状

私は、島根県国民健康保険団体連合会理事長 _____ を代理人と定め、
下記の権限を委任いたします。

なお、個人情報の第三者提供に関する同意については、私が当該本人等の同意を得ます。

記

_____ 年 _____ 月 _____ 日、被保険者 _____ と、相手方 _____
間の交通事故による損害に対して、国民健康保険法第64条第1項の規定により、
代位取得した損害賠償請求権に基づく損害賠償金の請求及び受領に関する一切
の権限。

_____ 年 _____ 月 _____ 日

委 任 者

保 険 者 :

保険者代表者 :

印

様式第1号の2（第3条関係）

委 任 状

私は、島根県国民健康保険団体連合会理事長 _____ を代理人と定め、
下記の権限を委任いたします。

なお、個人情報の第三者提供に関する同意については、私が当該本人等の同意を得ます。

記

_____ 年 _____ 月 _____ 日、被保険者 _____ と、相手方 _____
間の交通事故による損害に対して、高齢者の医療の確保に関する法律第58条第
1項の規定により、代位取得した損害賠償請求権に基づく損害賠償金の請求及び
受領に関する一切の権限。

_____ 年 _____ 月 _____ 日

委 任 者

保 険 者 :

保険者代表者 :

印

様式第1号の3（第3条関係）

委 任 状

私は、島根県国民健康保険団体連合会理事長 _____ を代理人と定め、
下記の権限を委任いたします。

なお、個人情報の第三者提供に関する同意については、私が当該本人等の同意を得ます。

記

_____ 年 _____ 月 _____ 日、被保険者 _____ と、相手方 _____
間の交通事故による損害に対して、介護保険法第21条第1項の規定により、代
位取得した損害賠償請求権に基づく損害賠償金の請求及び受領に関する一切の
権限。

_____ 年 _____ 月 _____ 日

委 任 者

保 険 者 :

保険者代表者 :

印

国保連合会で使用する様式

制度区分	様式名	頁
国保	自動車保険金等請求書	114
後期	自動車保険金等請求書	115
介護	自動車保険金等請求書	116
国保	国民健康保険保険給付内訳書	117
後期	後期高齢者医療給付内訳書	118
介護	介護保険給付内訳書	119
共通	自賠責保険金等の通知について	120
共通	第三者行為求償事務手数料について / 請求内訳書	121
共通	損害賠償求償事務完了通知書	123
共通	損害賠償求償事務委任解除通知書	124

(注) 共通：国保・後期・介護共通

年 月 日

自動車保険金等請求書

.....御中

国民健康保険法第 64 条第 1 項の規定により代位取得した損害賠償請求権に
もとづき、自動車保険金等の請求ならびに受領に関する一切の権限の委任があ
ったので、保険金を下記のとおり請求します。

記

自動車保険契約者

住 所 _____

氏 名 _____

事故日 年 月 日

加害者

被害者

住 所 _____

氏 名 _____

請求額 _____ 円

請求者

振込先

年 月 日

自動車保険金等請求書

.....御中

高齢者の医療の確保に関する法律第 58 条第 1 項の規定により代位取得した損害賠償請求権にもとづき、自動車保険金等の請求ならびに受領に関する一切の権限の委任があったので、保険金を下記のとおり請求します。

記

自動車保険契約者

住 所 _____

氏 名 _____

事故日 年 月 日

加害者

被害者

住 所 _____

氏 名 _____

請求額 _____ 円

請求者

振込先

年 月 日

自動車保険金等請求書

.....御中

介護保険法第 21 条第 1 項の規定により代位取得した損害賠償請求権にもとづき、自動車保険金等の請求ならびに受領に関する一切の権限の委任があったので、保険金を下記のとおり請求します。

記

自動車保険契約者

住 所

氏 名

事故日 年 月 日

加害者

被害者

住 所

氏 名

請求額 _____ 円

請求者

振込先

国民健康保険保険給付内訳書

下記被害者に対して、国民健康保険の保険給付を次のとおり行ったので、自動車保険金等請求書類として送付する。

被害者		医療機関等名	
事故年月日	年 月 日	医療機関等所在地	
被害者の疾病名			
自賠責保険証明書番号		加害者	
管轄店又は共済連		保険契約者又は共済契約者	
保険給付額		請求回数	
内訳	自 至		
前回までの通知額		連絡事項	
累 計			
給付状況			

年 月 日

島根県松江市学園一丁目7番14号
島根県国民健康保険団体連合会
理事長

後期高齢者医療給付内訳書

下記被害者に対して、後期高齢者の医療給付を次のとおり行ったので、自動車保険金等請求書類として送付する。

被害者		医療機関等名	
事故年月日	年 月 日	医療機関等所在地	
被害者の疾病名			
保険証券番号		加害者	
管轄店又は共済連		保険契約者又は共済契約者	
医療給付額		請求回数	
内訳	自 至		
前回までの通知額		連絡事項	
累 計			
給付状況			

年 月 日
 島根県松江市学園一丁目7番14号
 島根県国民健康保険団体連合会
 理事長

介護保険給付内訳書

下記被害者に対して、介護保険の給付を次のとおり行ったので、自動車保険金等請求書類として送付する。

被 害 者		事業者名等	
事 故 年 月 日	年 月 日	事業者所在地	
被害者の疾病名			
任意保険証券番号		加 害 者	
管轄店又は共済連		保険契約者又は共済契約者	
保険給付額		請求回数	
内 訳	自 至		
前回までの通知額		連 絡 事 項	
累 計			
給付状況			

年 月 日

島根県松江市学園一丁目7番14号
島根県国民健康保険団体連合会
理 事 長

島国保連第 号
年 月 日

(委託保険者) 様

島根県国民健康保険団体連合会
理 事 長

自賠責保険金等の通知について

年 月 日付けで請求・受領の委任があった自動車損害賠償金等について、下記のとおり受領したので通知するとともに指定口座に振り込みます。

記

1 該当被保険者

2 求 償 額 円

(内 訳)

受領年月日	請 求 額	求 償 額	備 考
	円	円	

※上記求償額の5%に相当する手数料を後日請求いたします。

3 振 込 年 月 日 年 月 日

島国保連第 号
年 月 日

(委託保険者) 様

島根県国民健康保険団体連合会

第三者行為求償事務手数料について

平素から本会事業運営につきましては、格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、 年 月から平成 年 月送金分に係る標記手数料について、別添のとおり請求いたしますので、 月 日 () までに納入いただきますようお願いいたします。

請 求 内 訳 書

(委託保険者) 様

送 年	金 月	日 日	被保険者名	区分	手数料 (円)	備 考
計						

年 月 日

島根県国民健康保険団体連合会

島国保連第 号
年 月 日

(委託保険者) 様

島根県国民健康保険団体連合会
理 事 長

損害賠償求償事務完了通知書

年 月 日付けで本会に委任がありました下記の件について、
事務処理が完了したことを通知いたします。

記

- ・ 被保険者
- ・ 相手方
- ・ 事故発生日 年 月 日

島国保連第 号
年 月 日

(委託保険者) 様

島根県国民健康保険団体連合会
理 事 長

損害賠償求償事務委任解除通知書

年 月 日付けで本会に委任がありました下記の件について、
記載の理由により事務処理の委任を解除いたします。

記

- ・ 被保険者
- ・ 相手方
- ・ 事故発生日 年 月 日
- ・ 委任解除理由
<理由>

相手方直接請求事務 取扱要領

島根県国民健康保険団体連合会

1 目的

この要領は、本会第三者行為損害賠償求償事務共同処理規則第2条第5号に規定する相手方直接請求事務について必要な事項を定め、事務を円滑、迅速かつ効率的に行うことを目的とする。

2 事務処理範囲

本会が行う相手方直接請求事務は以下のとおりとする。

- ・自動車事故や自転車事故、犬咬傷、食中毒、闘争等による傷病等の傷害事故で、本会で求償可能と判断する事案

3 対象事案

- ・事故日が「平成29年4月1日以降」で、国保及び介護保険者から委託される事案
- ・事故日が「平成31年4月1日以降」で、島根県後期高齢者医療広域連合から委託される事案

4 委任

本会は、保険者から事前相談を受け、個別案件ごとの状況等を踏まえ事務受託を検討することとする。

保険者は、事務を本会に委託するときは、1件ごとに委任状に必要書類を添えて提出するものとする（委任状、必要書類は共同処理規則に準じる。）。

5 自動車事故における相手方直接請求への移行

相手方が自動車の事故で、本会が自賠責保険等に求償を行った結果、保険金の限度額を超過し求償金に未収がある事案が生じた場合、委託保険者に対して、その案件の過失割合、限度超過額と合わせて状況の説明を行い、相手方直接請求事務に移行するか否かについて「第三者行為（交通事故）に係る相手方直接請求移行について（照会）」（様式第1号）により照会し、確認をするものとする。

相手方直接請求に移行することとなったときは、委託保険者の「第三者行為（交通事故）に係る相手方直接請求事務依頼書」（様式第2号）により事務の依頼を受けるものとする。

6 過失割合の算定

過失割合は、事故発生状況報告書、保険会社等からの情報を参考に算定するものとする。算定にあたっては、必要に応じ顧問弁護士等に相談するものとする。

7 損害賠償金の請求

本会は、相手方に「損害賠償請求事務受託通知書」（様式第3号）を通知後、「損害賠償金の支払請求について」（様式第4号）に関係書類を添えて相手方に送付する。

事案によっては、顧問弁護士へ請求事務を「委任状」（様式第5号）により委任し、「損害賠償金の支払請求について」（様式第6号）を弁護士経由の上、関係書類を添えて相手方に送付する。

請求する額は、保険給付額に前項の過失割合を乗じ、保険会社等から収納した額がある場合にはその額を差し引いた額とする。

なお、過失相殺により請求額を減額する場合は、委託保険者に承認を得るものとする。

8 相手方との折衝等における委託保険者との連携

本会は、相手方等との折衝等に際して、委託保険者と常時緊密な連携のもとに対応するものとする。

本会による相手方への連絡または折衝・交渉は、文書または電話を原則とする。本会職員が相手方の居宅等を往訪し直接交渉する必要がある場合には、委託保険者の職員の同行を基本とする。その他、必要に応じ委託保険者に協力を要請することとする。

9 相手方からの異議申立への対応

相手方から過失割合に対する異議の申出があった場合には、相手方から資料の提出を求めて調整する。合意成立した場合は、「債務確認書」（様式第7号）を送付し、提出を求めるものとする。

委託保険者に対しては、調整した内容を「過失割合決定通知書」（様式第8号）により通知するものとする。

その他の異議申立については、意見を聴取して、委託保険者と協議し対応するものとする。

10 損害賠償金の分割納付

相手方から損害賠償金について分割納付の申出があった場合には、委託保険者と協議の上、相手方の経済的状況、年齢等を勘案して、「分割納付誓約書」（様式第9号）に基づく分納合意により応じることができることとする。

分納期間は、原則3年（36回）を限度とし、損害賠償金額等を考慮し、委託保険者と協議の上決定する。

11 損害賠償金の支払督促

本会は、損害賠償金の納入が遅延しているものについては、納入義務者に対して、「損害賠償金の支払督促について」（様式第10号）により支払の督促をするものとする。

支払の督促は、委託保険者と協議の上行うものとする。

12 損害賠償金の収納及び送金

本会は相手方から損害賠償金の納付を受けた際は、委託保険者に通知後、指定口座に送金するものとする。

また、相手方から分納金を受け入れた際は、その都度委託保険者へ送金するものとし、委託保険者はその債権を管理するものとする。

13 完了

本会は事務が完了したときは委託保険者に通知するものとする。

14 委任解除

委任を受けた相手方直接請求に係る事案について、止むを得ず求償不能又は裁判等最終手段によらなければならなくなったときは、委託保険者と協議の上、委任を解除する。

(1) 委任解除の要件

①本会から相手方に文書の送付等を行っても原則3月以上応答がない場合。

なお、本会は、前段の手続きとして原則1月以上応答がない場合に、電話連絡・居宅等への訪問を行うとともに、委託保険者に転居先等の調査依頼を行うなど、相手方への連絡等の機会の確保に努める。

②委託保険者と協議の上、相手方に支払能力がない、支払う意思がない（本会から相手方に「損害賠償金の支払請求について」（様式第4号）を通知後、「損害賠償金の支払督促について」（様式第10号）により支払の督促を複数回行ってもなお支払がない場合等）と確認できた場合。

③分納計画の履行が中断し、督促を行っても原則3月以上応答がない場合。

なお、本会は、前段の手続きとして原則1月以上応答がない場合に、電話連絡・居宅等への訪問を行うとともに、委託保険者に転居先等の調査依頼を行うなど、相手方への連絡等の機会の確保に努める。

④その他、債権回収のための法的手続きが必要な場合。

(2) 委任解除の手続き

①委任を解除する際は、相手方との交渉履歴等を添えて通知する。

相手方には、必要に応じ、「損害賠償請求事務受託の解除について」（様式第11号）を送付する。

②委託保険者における裁判等最終手段による手続きの期間を考慮し、時効成立6月前までには行うものとする。ただし、猶予がないときには、民法153条適用のため、内容証明による催告を行った後に解除手続きを行う。

15 手数料等

本会は、相手方直接求償事務を処理する費用として、賠償金受領額の5%に相当する手数料を国保及び介護保険者に、事務代行等業務委託料を島根県後期高齢者医療広域連合に請求するものとする（請求日、委託保険者からの納入日は共同処理規則及び事務代行等業務委託契約によるものとする。）。

16 委託保険者が行う法的手続き等への支援

本会は、最終的な責任主体である委託保険者に対し、事務の実施状況に係る情報共有を図るとともに、委託保険者が行う私債権に係る債務名義の取得や強制執行手続きなど、債権管理手法の習熟に資する情報提供等を行う。さらに委託保険者が法的手続きを講ずる際は、可能な範囲で準備行為等を支援する。

17 委託保険者との連携強化

本会は、相手方直接請求の取組推進を念頭に、定期的には又は必要に応じ委託保険者との役割分担を見直すなど、連携協力体制の強化を図る。

様式第1号（自動車事故）

島国保連第 号
年 月 日

（委託保険者）様

島根県国民健康保険団体連合会
理事長

第三者行為（交通事故）に係る相手方直接請求移行について（照会）

標記について、年 月 日付けで本会に委託された被保険者 の求償については、自賠責限度等により終了いたしましたので、保険給付額残額について試算した結果、下記のとおり相手方直接請求事案と認められます。

つきましては、相手方直接請求移行についてご検討のうえ、移行する場合には別紙「第三者行為（交通事故）に係る相手方直接請求事務依頼書」に必要事項を記入しご返送ください。

なお、過失割合については、相手方からの異議申立等により変更することがありますので、ご承知おき願います。

記

保険給付額 ①	円
相手方過失割合 ②	%
保険会社等（自賠責）収納分 ③	円
保険会社等名	
相手方直接請求額（①×②－③）	円

様式第2号（自動車事故）

年 月 日

島根県国民健康保険団体連合会
理事長 様

（委託保険者）

第三者行為（交通事故）に係る相手方直接請求事務依頼書

下記事故についての、相手方直接請求事務を依頼いたします。

記

1 事故日 年 月 日

2 被保険者名

3 相手方名

4 相手方情報

--

（相手方）様

島根県国民健康保険団体連合会
理事長

損害賠償請求事務受託通知書

下記の事故により（委託保険者）が行った保険給付に係る損害賠償金については、本会が損害賠償請求の事務を受託しておりますのでご連絡いたします。

委託に基づき、先般、あなたの契約されている自賠責保険会社へ請求したところ、下記のとおりとなりました。

つきましては、損害賠償金に不足が生じておりますので、後日、あなたに請求しますことをご承知おきください。

なお、示談等により過失割合がある場合にはご連絡ください。

記

事故発生日	年 月 日
事故発生場所	
相手方 （被保険者、 要介護者等）	住所 氏名
保険給付額 ①	円
過失割合 ②	%
自賠責支払額 ③	円
不足分 (①×②-③)	円
備考	

<連絡先>

〒690-0825 松江市学園一丁目7番14号
島根県国民健康保険団体連合会 事業課保険者支援係
Tel 0852-21-2136

様式第3号（自動車事故以外）

島国保連第 号
年 月 日

（相手方）様

島根県国民健康保険団体連合会
理事長

損害賠償請求事務受託通知書

下記の事故により（委託保険者）が行った保険給付に係る損害賠償金については、本会が損害賠償請求の事務を受託しておりますのでご連絡いたします。委託に基づき、後日、あなたに請求しますことをご承知おきください。なお、示談等により過失割合がある場合にはご連絡ください。

記

事故発生年月日	年 月 日
事故発生場所	
相手方 （被保険者、 要介護者等）	住所
	氏名
保険給付額 ①	円
過失割合 ②	%
請求額（①×②）	円
備考	

<連絡先>

〒690-0825 松江市学園一丁目7番14号
島根県国民健康保険団体連合会 事業課保険者支援係
TEL 0852-21-2136

様式第4号（自動車事故）

島国保連第 号
年 月 日

（相手方）様

島根県国民健康保険団体連合会
理事長

損害賠償金の支払請求について

先般通知したとおり、下記の事故により（委託保険者）が行った保険給付に係る損害賠償金については、本会が損害賠償請求権の事務を受託しております。

つきましては、（委託保険者）が給付した額を限度として、国民健康保険法第64条第1項（介護保険法第21条第1項）の規定により損害賠償金を請求いたします。同封の「振込依頼票」により 年 月 日までにお支払いください。

記

損害賠償金請求額 金 _____ 円

事故発生年月日	年 月 日
事故発生場所	
相手方 （被保険者、 要介護者等）	住所
	氏名
保険給付額 ①	円
過失割合 ②	%
自賠責支払額 ③	円
不足分（①×②－③）	円
備考	

様式第4号（自動車事故以外）

島国保連第 号
年 月 日

（相手方）様

島根県国民健康保険団体連合会
理事長

損害賠償金の支払請求について

先般通知したとおり、下記の事故により（委託保険者）が行った保険給付に係る損害賠償金については、本会が損害賠償請求権の事務を受託しております。

つきましては、（委託保険者）が給付した額を限度として、国民健康保険法第64条第1項（介護保険法第21条第1項）の規定により損害賠償金を請求いたします。同封の「振込依頼票」により 年 月 日までにお支払ください。

記

損害賠償金請求額 金 _____ 円

事故発生年月日	年 月 日
事故発生場所	
相手方 （被保険者、 要介護者等）	住所
	氏名
保険給付額 ①	円
過失割合 ②	%
請求額（①×②）	円
備考	

様式第5号

委 任 状

住 所 (弁護士住所)
氏 名 (弁護士名) 様

上記の者を代理人と定め、下記の権限を委任いたします。

記

年 月 日、において と、 間の(交通)事故による損害に対して、
国民健康保険法第64条第1項(介護保険法第21条第1項)の規定により、
代位取得した損害賠償求償権に基づく損害賠償金の請求に関する一切の権限。

年 月 日

委 任 者

島根県国民健康保険団体連合会
理事長

様式第6号（自動車事故）

第 号
年 月 日

（相手方）様

（弁護士住所）
島根県国民健康保険団体連合会
上記代理人（弁護士名）

当職は別紙委任状のとおり下記事項の委任を受けました。

損害賠償金の支払請求について

事故発生年月日	年 月 日	
事故発生場所		
相手方 （被保険者、 要介護者等）	住所	
	氏名	

上記の者があなたに対して有する損害賠償請求権のうち、国民健康保険（介護保険）から給付した額を限度として、国民健康保険法第64条第1項（介護保険法第21条第1項）の規定により下記金額を請求いたします。同封の「振込依頼票」により島根県国民健康保険団体連合会にお支払い下さい。

請求額 金 _____ 円
納期限 年 月 日

保険給付額 ①	円
過失割合 ②	%
自賠責支払額 ③	円
不足分 (①×②－③)	円
備考	

様式第6号（自動車事故以外）

第 号
年 月 日

（相手方）様

（弁護士住所）
島根県国民健康保険団体連合会
上記代理人（弁護士名）

当職は別紙委任状のとおり下記事項の委任を受けました。

損害賠償金の支払請求について

事故発生年月日	年 月 日	
事故発生場所		
相手方 （被保険者、 要介護者等）	住所	
	氏名	

上記の者があなたに対して有する損害賠償請求権のうち、国民健康保険（介護保険）から給付した額を限度として、国民健康保険法第64条第1項（介護保険法第21条第1項）の規定により下記金額を請求いたします。同封の「振込依頼票」により島根県国民健康保険団体連合会にお支払い下さい。

請求額 金 _____ 円
納期限 年 月 日

保険給付額 ①	円
過失割合 ②	%
請求額 (①×②)	円
備考	

様式第7号

債 務 確 認 書

(委託保険者) に対し、 年 月 日現在下記金額の未払債権のあることを確認します。

記

1 金 _____ 円也

ただし、国民健康保険法第64条第1項（介護保険法第21条第1項）の規定による損害賠償金

2 支払方法

上記のこと、下記保証人とともに誠実に履行することを誓約いたします。

年 月 日

債 務 者 住 所
氏 名 ⑩

連帯保証人 住 所
氏 名 ⑩

島根県国民健康保険団体連合会 御中

様式第8号

島国保連第 号
年 月 日

(委託保険者) 様

島根県国民健康保険団体連合会
理事長

過失割合決定通知書

年 月 日付けで委託のありました(被保険者)に係る過失割合を別添資料に基づき、下記のとおり決定いたしましたので、お知らせいたします。

記

<過失割合>

被保険者 %

相手方 %

様式第9号

年 月 日

委託保険者

島根県国民健康保険団体連合会 御中

納入者 住 所
氏 名

印

分割納付誓約書

私は、国民健康保険法第64条第1項（介護保険法第21条第1項）の規定により当該保険者に納付しなければならない損害賠償金がありますが、下記の理由により一時に全額を納付することができませんので、次の計画により誠意をもって分割納付することを誓約いたします。

なお、分割納付金の支払いを2回以上遅延した場合は、残額一括請求されても異議ありません。

記

納付誓約額	円		
分納期間	年 月 日から		年 月 日まで
分納回数	回	分納の金額	
納付期日	毎月 日		
分割納付を必要とする理由			

様式第10号

島国保連第 号
年 月 日

(相手方) 様

島根県国民健康保険団体連合会
理事長

損害賠償金の支払督促について

下記の事故に関する損害賠償金の支払について、年 月 日付け第 号であ
なたに請求をいたしました。いまだにお支払いをいただいておりますので、
来る 年 月 日までに支払われるよう督促いたします。

なお、期日までに納付されないときは、法で定められた損害金を付加してお
支払いいただくこととなりますので充分ご注意ください。

記

事故発生年月日	年 月 日
事故発生場所	
相手方	
請求額	

- (注) 1.本状到着の際納付済のときは、行き違いとご了承ください。
2.本状についてご不明のときは、下記へお問い合わせください。

<連絡先>

〒690-0825 松江市学園一丁目7番14号
島根県国民健康保険団体連合会 事業課保険者支援係
TEL 0852-21-2136

様式第10号（弁護士名）

第 号
年 月 日

（相手方）様

（弁護士住所）
島根県国民健康保険団体連合会
上記代理人（弁護士名）

損害賠償金の支払督促について

下記の事故に関する損害賠償金の支払について、年 月 日付け第 号であな
たに請求をいたしました。いまだにお支払いをいただいておりますので、
来る 年 月 日までに支払われるよう督促いたします。

なお、期日までに納付されないときは、法で定められた損害金を付加してお
支払いいただくこととなりますので充分ご注意ください。

記

事故発生年月日	年 月 日
事故発生場所	
相手方	
請求額	

- （注） 1.本状到着の際納付済のときは、行き違いとご了承ください。
2.本状についてご不明のときは、下記へお問い合わせください。

<連絡先>

〒690-0825 松江市学園一丁目7番14号
島根県国民健康保険団体連合会 事業課保険者支援係
TEL 0852-21-2136

様式第 1 1 号

島国保連第 号
年 月 日

(相手方) 様

島根県国民健康保険団体連合会
理事長

損害賠償請求事務受託の解除について

下記の事故により（委託保険者）が行った保険給付に係る損害賠償金については、本会が損害賠償請求の事務を受託しておりますが、今般、解除することといたしましたのでお知らせいたします。

今後は、（委託保険者）から損害賠償金の請求等がありますことをご承知おきください。

記

事故発生年月日	年 月 日	
事故発生場所		
相手方 (被保険者、 要介護者等)	住所	
	氏名	

第7章 第三者行為求償事務に係る債権管理

国保連合会において止むを得ず求償不能又は裁判等最終手段によらなければならないと判断した事案については、事務の委任を解除する。解除事案については、可能であれば保険者で履行請求を行うこととなる。また、必要に応じ、債権保全のための時効の完成猶予・更新や、債権回収のための債務名義の取得・強制執行等の法手続きをとることとなる。

1 時効の完成猶予

(1) 民法に基づく完成猶予

民法においては、次の5つを時効の完成猶予として認めている。

①請求（第147条、第150条）

主に、裁判上の請求である訴えの提起と個人的に行う催告があり、他に支払督促、和解、調停のためにする呼出し、もしくは任意出頭、破産、民事再生、更生手続参加がある。

ただし、催告はその後6月以内に訴えの提起等の手続をとらなければ、完成猶予の効力は生じない。また、催告は1回のみ有効で再度の催告は効力を生じない。

②強制執行、担保権の実行、財産開示手続（第148条）

強制執行は、判決、和解調書、調停調書によるほか、公正証書によることもある。

ただし、その後、申立人請求、または法律の規定に従わないことにより取消されたときは完成猶予の効力は生じない。

③仮差押、仮処分（第149条）

④承認（第152条）

承認とは、時効の完成前に、時効の利益を受ける者が時効によって権利を失う債権者に対して債務の承認をしたり、債務の一部を弁済したり、弁済の延期を懇願するなど、事故の義務を認めるような行為をすることである。

⑤協議を行う旨の合意（第151条）

この合意があったときは1年間、完成が猶予される。再度の合意があったときも同様である。

(2) 納入通知及び督促による時効の更新

第三者行為にかかる損害賠償請求において、市町村が行う納入通知及び督促は、地方自

治法第236条第4項に基づき、時効の更新の効力を有する。

地方自治法（金銭債権の消滅時効）

第236条

4 法令の規定により普通地方公共団体がする納入の通知及び督促は、民法第153条の規定に関わらず、時効の更新の効力を有する。

2 強制履行

支払能力のある第三者について、損害賠償金の支払の督促を行った後相当期間経過してもなお支払に応じない場合には、強制履行の第一段階として、債務名義を取得するための訴訟手続等をとることが必要である。（地方自治法施行令第171条の2第3号）

（1）民事調停（交通調停）

民事調停は、民事に関する紛争につき、当事者の互議により、条理にかなない実情に即した解決を図ることを目的とするものである。（民事調停法第1条）

調停には、民事一般調停のほかに、交通調停等6つの調停があり、民事調停法に特別規定が置かれている。

交通事故に係る第三者行為求償事務において、第三者が異議を述べて支払いに応じない場合等は、交通調停を申立てることも一法である。調停は、調停委員が当事者に状況を聴き対応するため、第三者との直接交渉を要さない。また、第三者の人となりを見極める手段としても活用でき、仮に調停が不成立となった場合でも、以後の方針決定等の材料となる。

話し合いの結果、調停が成立すれば、裁判所によって「調停調書」が作成され当事者に送達される。調停調書は確定判決と同一の効力を有するため、これをもとに強制執行の申立てができる。また、話し合いがまとまらず不調に終わった場合は訴訟への移行も可能である。

①交通調停の申立て

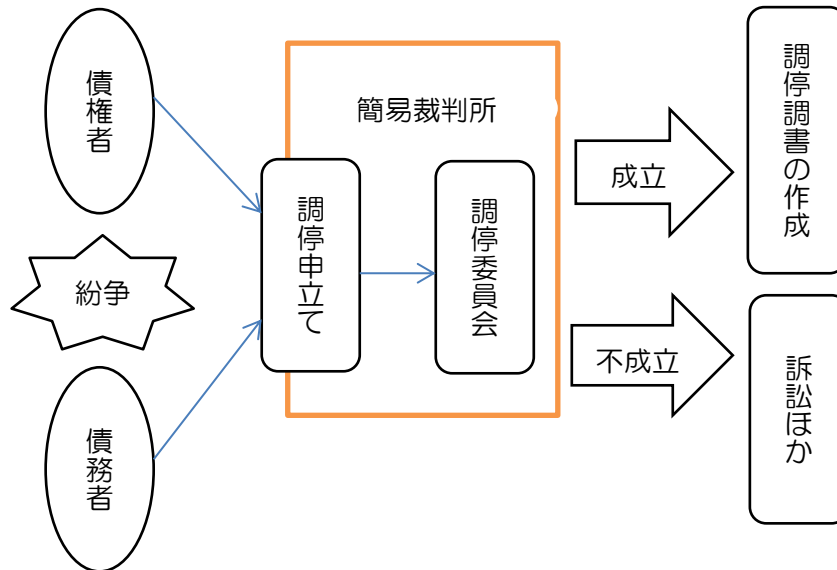
簡易裁判所（原則として相手方の住所地管轄または損害賠償請求権者の住所地管轄）に「交通調停申立書」と併せて地方自治法第153条に規定する「指定代理人選任届」を提出する。

なお、必要に応じて「交通事故証明書」、「診断書」、「診療報酬明細書」等の書類を添付すること。

②交通調停申立ての費用

通常の訴訟の2分の1である。

【民事調停のイメージ】



(2) 支払督促制度

支払督促制度は、平成8年の新民事訴訟法の制定により、従来の支払命令制度に代わって設けられ、平成10年に施行された。第三者（債務者）に対する請求手続きを裁判所に依頼するという制度である。

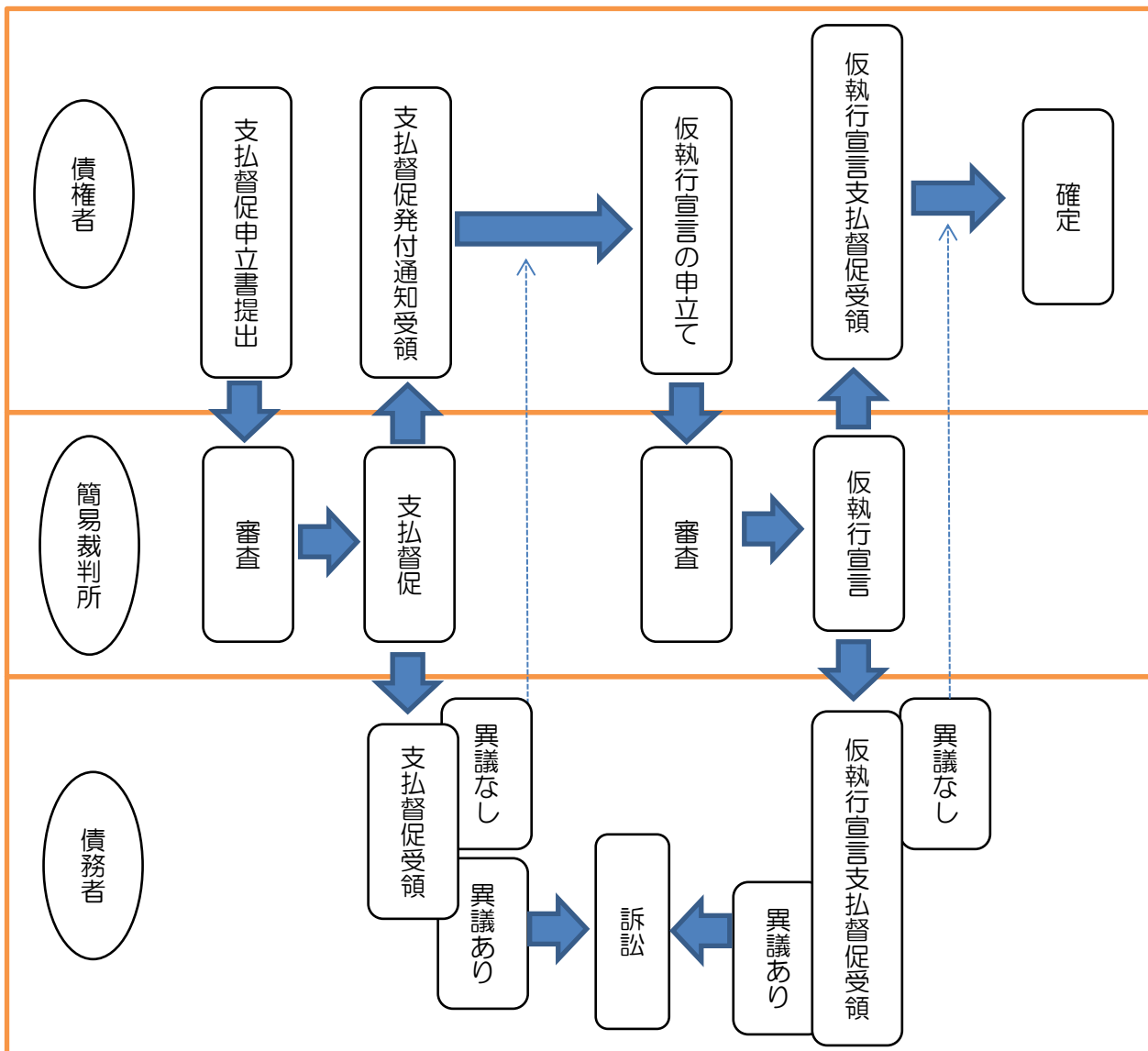
通常訴訟より安価な上、手続きが簡便で早期解決が見込める一方、第三者（債務者）の意義申立てにより訴訟に移行するため、当事者間で金額等について争いがあるケースにはなじまない。

① 支払督促の要件

債務者が債務を履行しない場合、以下2つの要件を充足すれば、原則として債務者の住所地を管轄する簡易裁判所の裁判所書記官に支払督促の申立てを行うことができる。

- ・ 支払督促の対象となる目的物が金銭その他の代替物又は有価証券の一定の数量の給付を目的とする請求権であること（目的物の金額に制限はない）
- ・ 日本において公示送達によらないで支払督促を送達できること

【支払督促のイメージ】



②支払督促手続の概要

・支払督促の申立て

簡易裁判所（原則として債務者の住所地管轄）の裁判所書記官に「支払督促申立書」と併せて地方自治法第153条に規定する「指定代理人選任届」を提出する。

・支払督促の当事者への送達

裁判所による審査を経て、支払督促は債務者に送達される。債務者から意義の申立てがあると、通常の訴訟手続に移行することとなる。

・仮執行宣言の申立て

支払督促が債務者に送達された後、異議の申立てがなく2週間を経過すると、支払督促に仮執行宣言（強制執行をしてもよいという裁判所のお墨付き）を求める申立てをす

ることができる。

- ・ 仮執行宣言付支払督促の当事者への送達

裁判所による審査を経て、仮執行宣言付支払督促は債務者に送達される。債務者から意義の申立てがあると、通常の訴訟手続に移行することとなる。

- ・ 仮執行宣言付支払督促の確定

仮執行宣言付支払督促に異議の申立てがないとき、または異議申立てを却下する決定が確定したときに、仮執行宣言付支払督促は確定判決と同一の効力を有することとなる。

③ 支払督促申立ての費用

通常の訴訟の2分の1である。

(3) 少額訴訟

少額訴訟制度は、平成8年の新民事訴訟法の制定により、平成10年に施行された新しい制度である。原則として1日で審理が終わり、その日のうちに判決が出されるため、簡便で迅速な解決を目指すことができる。

① 少額訴訟の要件

- ・ 60万円以下の金銭の支払を求めることを目的とする訴訟事件であること
- ・ 同一原告が同一簡易裁判所に1年に10回を超える利用をしていないこと
- ・ 訴えの提起の際に、少額訴訟による審理及び裁判を求める旨の申述をすること

② 少額訴訟の特徴

- ・ 60万円以下の金銭の支払を求める場合に限り利用できる
- ・ 原則1回の期日で審理を終えて判決が出される
- ・ 証拠書類や証人調べは審理当日のみ
- ・ 判決の弾力的な運用（分割払、支払猶予、遅延損害金免除）
- ・ 判決に対する不服は異議申立てに限られる（控訴できない）

(4) 訴えの提起（訴訟）

相手方が履行請求に対し異議を述べたり、支払督促の申立てに意義を申立てたり、調停が不調に終わった場合などは、本訴を提起し判決を得て、強制執行をする必要がある。

訴訟には多くの費用と時間、困難を伴うため、費用対効果という点からの判断も必要となる。

① 訴訟の事前準備

- ・ 訴えの提起について、議会の議決を得る（地方自治法第96条第1項第12号）

- ・必要に応じ、弁護士と訴訟委任契約を交わす
- ・指定代理人の選任

② 訴状の提出

訴状を作成し「議会の議決書」、「訴訟委任状」及び「指定代理人選任届」を添付の上、被告の住所地を管轄する簡易裁判所又は地方裁判所に提出する。

3 強制執行

支払能力のある第三者が、損害賠償金の支払に応じない場合には、第一段階の債務名義を取得するために行う訴訟手続等を経て、第二段階の措置として、第三者の財産に対し強制執行を実行して債権の回収に努めることが必要である。(地方自治法施行令第171条第2号)

本手引きにおいては、強制執行の要件、動産執行、債権執行について概要のみ掲載している。(第三者行為求償事務において、不動産執行に至るのは稀なため省略する)

強制執行は多くの専門知識を要するので、できれば弁護士に依頼することをお勧めする。

(1) 強制執行の要件

① 債務名義が存在すること

債務名義とは、調停調書、確定判決、仮執行宣言付支払督促、その他「債権の存在を公に証明する文書」のことである。

② 債務名義に執行文が付与されていること

執行文とは「債権者は債務者に対しこの債務名義により強制執行ができる」等の証明文で、債務名義の末尾に記載される。

③ 執行文の付与された債務名義が強制執行を受ける相手方に送達されていること

(2) 動産執行

① 動産執行とは

不動産(土地、建物)以外の有価証券、貴金属などを差押えて、競売し、現金化すること。または、現金を差し押さえること。

② 動産執行の流れ

- ・動産執行の申立て

「強制執行申立書」に「執行力ある債務名義の正本」、「債務名義が送達されたことを証する送達証明書」、「指定代理人選任届」を添付し地方裁判所の執行官へ提出する。

- ・ 動産の差押え

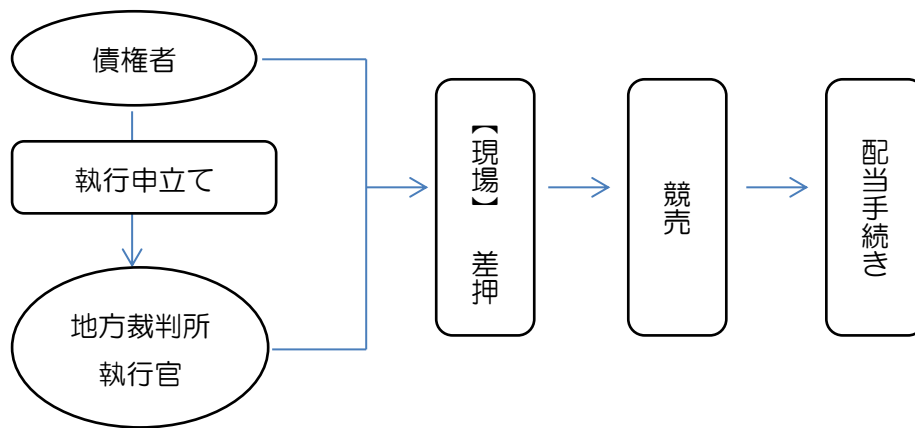
債務者の占有する動産のほか、債権者又は提出を拒まない第三者の占有する動産も差押の対象になる。なお、債務者等の生活に欠くことのできない衣服、寝具等、その他一定の財産（差押禁止財産）は差押えることができない。

- ・ 動産の換価

差押動産は、入札又は競売によって売却され、換価される。

- ・ 換価代金の配当

【動産執行のイメージ】



(3) 債権執行

①債権執行とは

第三者（債務者）が持つ金銭債権を差押え、換金すること。

②債権執行の流れ

- ・ 債権差押命令申立書の提出

債権差押命令申立書は、債務者の住所地を管轄する地方裁判所に提出する。債権差押命令申立書には、「執行力ある債務名義の正本」、「債務名義の送達証明書」、「資格証明書（当事者に会社等の法人がいる場合）」、「委任状（指定代理人）」を添付する。債権差押命令の申立と同時に陳情の催告の申立てを行う。

- ・ 債権差押命令の債務者及び第三債務者への送達

債権差押命令は、執行裁判所が発する。債権差押命令は、債務者と第三債務者に送達され、送達によって効力を生じる。債権差押命令の申立てと同時に、陳述の催告の申立てがあったときは、債権差押命令書と同時に、陳述の催告書が送達される第三債務者に十分な弁済能力があるときは、債権差押命令の申立てと併せて「転付命令の申立て」を行う

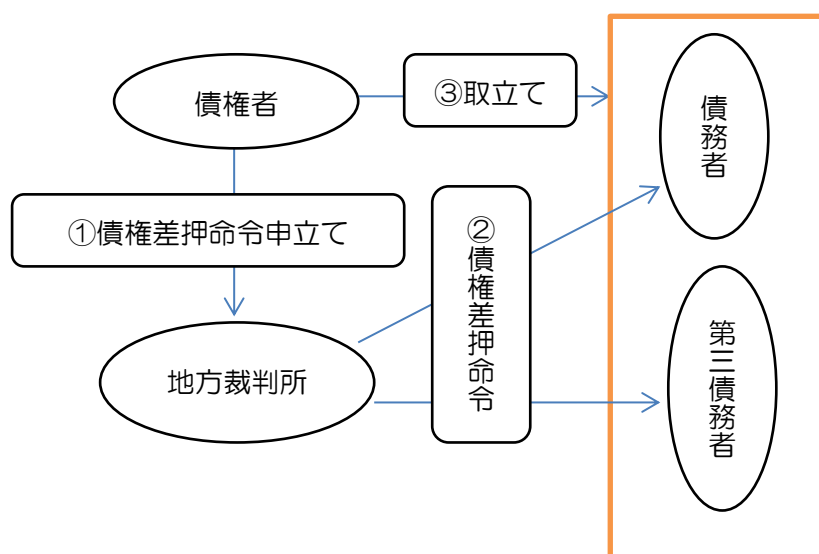
・取立て・供託

債権差押命令が送達されて1週間が経過すると、差押債権者は債権の取立てができる。第三債務者が支払をしないときは、取立訴訟を提起することができる。第三債務者は、差押債権者に支払わずに供託することができる

・配当又は供託

配当要求の手続をとると、差押債権者と配当要求した債権者との間で、債権額によって按分して配当される。配当要求ができる債権者は、執行力ある債務名義の正本を有する債権者及び文書により先取特権を有することを証明した債権者である。

【債権差押のイメージ】



4 滞納整理

滞納整理には、支払猶予、債務の免除等、5つの方法がある。

(1) 支払猶予

第三者が次に掲げる項目の一つに該当する場合には、履行期限を延長したり、損害賠償金の分割払いを承認したりし、支払を猶予する措置をとることができる。(地方自治法施行令第171条の6)

- ① 第三者が無資力又はこれに近い状態にあるとき
- ② 第三者が当該債務の全部を一時に履行することが困難であり、かつ、その現に有する資産の状況により、履行期限を延長することが徴収上有利であると認められるとき
- ③ 第三者について災害、盗難その他の事故が生じたことにより、第三者が当該債務の全部を一時に履行することが困難であるため、履行期限を延長することがやむを得ないと認められるとき

(2) 債務の免除

第三者が無資力又はこれに近い状態にあるため履行期限の延長を行った場合に、延長に係る債権について、当初の履行期限から10年を経過した後において、なお、第三者が無資力又はこれに近い状態にあり、かつ、弁済することができる見込みがないと認められるときは、第三者が負っている債務を免除することができる。(地方自治法施行令第171条の7第1項)

ただし、資力が無いことを確認し続ける必要があることや債権を管理し続ける等要件が厳しくなっており、本条文を適用させる場合は慎重な調査を行う必要がある。

なお、債務の免除については、普通地方公共団体の議会の議決を要しないものとされている。(地方自治法施行令第171条の7第3項)

(3) 徴収停止

第三者に対する損害賠償請求権において、履行期限後相当の期間を経過してもなお完全に履行されていないものについては、第三者が次に掲げる項目の一つに該当し、これを履行させることが著しく困難又は不相当であると認められるときは、以後その保全及び取立てをしないことができる。(地方自治法施行令第171条の5)

- ①法人である第三者がその事業を休止し、将来その事業を再開する見込みが全くなく、かつ、差し押さえることができる財産の価額が強制執行の費用を超えないと認められるとき
- ②第三者の所在が不明であり、かつ、差し押さえることができる財産の価額が強制執行の費用を超えないと認められるとき
- ③債権金額が少額で、取立てに要する費用に満たないと認められるとき

(4) 債権の申出等

第三者が強制執行又は破産の宣告を受けたこと等を知った場合には、法令の規定により債権者として配当の要求その他債権の申出を行うことが必要である。また、損害賠償請求権を保全するために必要があると認めるときは、第三者に対し、担保の提供(保証人の保証を含む)を求め、又は仮差押え若しくは仮処分の手続をとる等必要な措置をとることが必要である。(地方自治法施行令第171条の4)

債務者(第三者)が裁判所から免責の決定を受けた場合は、申し出た債権については第三者に対して履行請求ができないことから、不能欠損処分を行うこととなる。

(5) 損害賠償請求権の時効による消滅

第三者行為にかかる損害賠償請求権の消滅時効は、地方自治法(第236条第1項:5年)ではなく、民法が適用される。

もっとも、民法でも人の生命又は身体を害する不法行為については5年間であるので(民

法724条の2) 実質変わらない。

5 不能欠損処分

求償権を行使したものの、以下のとおり債権の取立てができない場合は、不能欠損処分を検討する。

- (1) 被保険者の請求権放棄による場合
- (2) 加害者不明の場合
- (3) 相手方無責の場合
- (4) 親族間の事故による場合
- (5) 相手方に賠償能力がない場合